

「ほんとうに役に立つ住宅改修を」と
お考えのかたへ。

どうか、ここからのスライドをご覧ください。
300枚近くあります。

「こんな勉強会を開きたい」

「西村の話しを聞いてみたい」とお考え
になりましたら、ご連絡下さい。

無償でお話しいたします。

私の連絡先はスライド3枚目をご覧ください。

- 『住宅改修なんか面倒なだけ』と考え、「理由書は書きます」という業者にすべて任せてしまうケアマネ。
- 金儲けしたいだけの業者。
- そんな実情を見て見ぬふりの地域包括支援センターや保険者（市町村や広域圏組合）の担当者。



みないでね

〔にかほ市〕平成28年度

2016年9月15日

住み慣れた地域で

自分らしい生活を支える住宅改修研修会

手すりが
最善策かい？

だれが、
どうやって、
決める？

「要介護状態になる前のように」

・・・とは限らない

歩行用手すりの
高さは？

福祉住環境・西村一級建築士事務所

代表・管理建築士 西村 伸介

一級建築

福祉住環境コーディネーター・1級

介護支援専門員

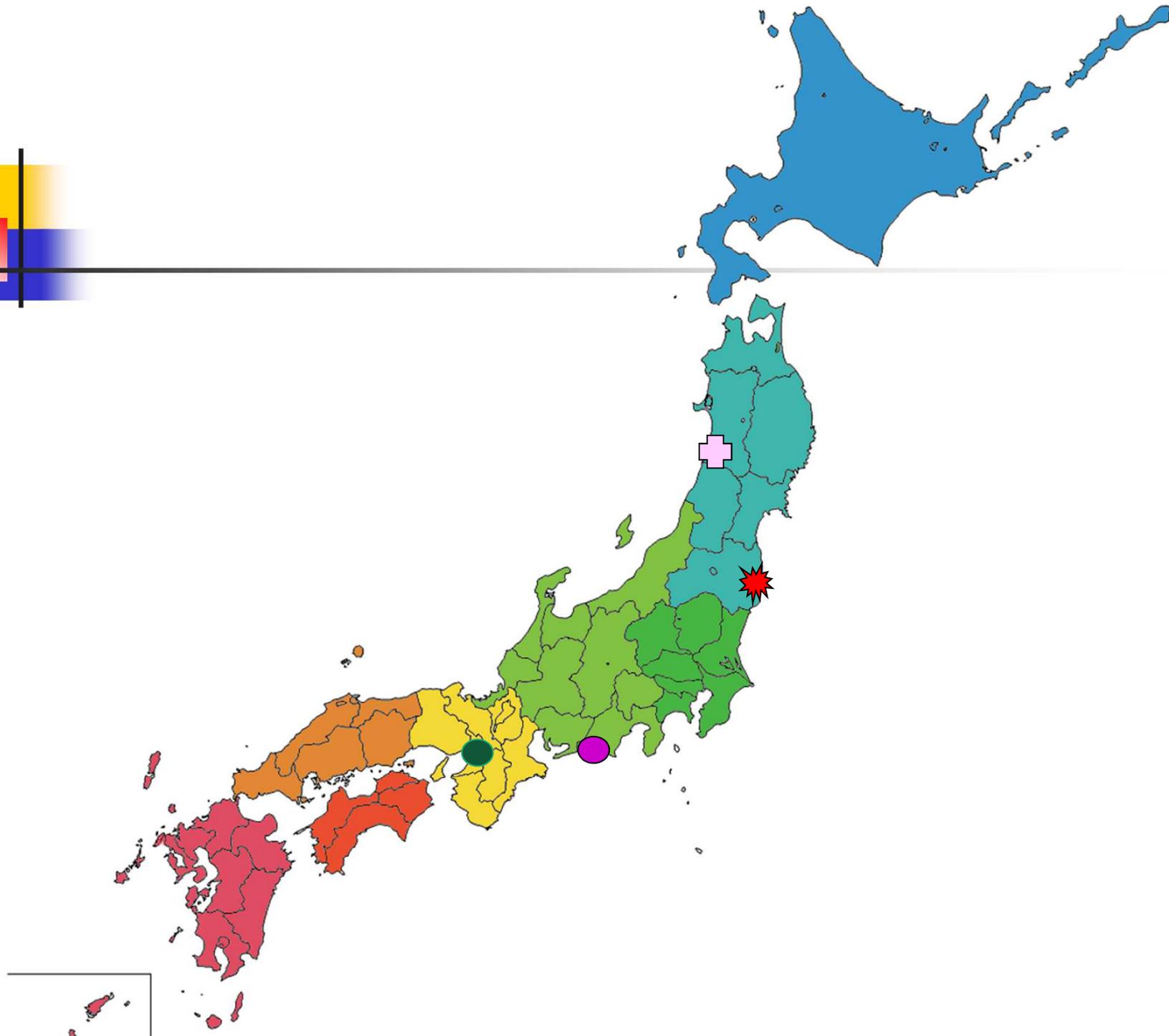
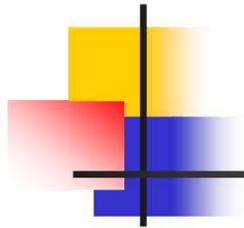
〒430-0924

浜松市中区龍禅寺町569番地

tel/fax (053) 457-3570

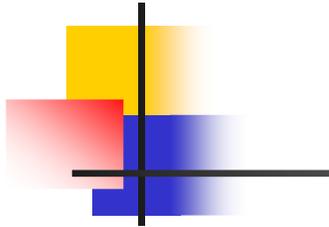
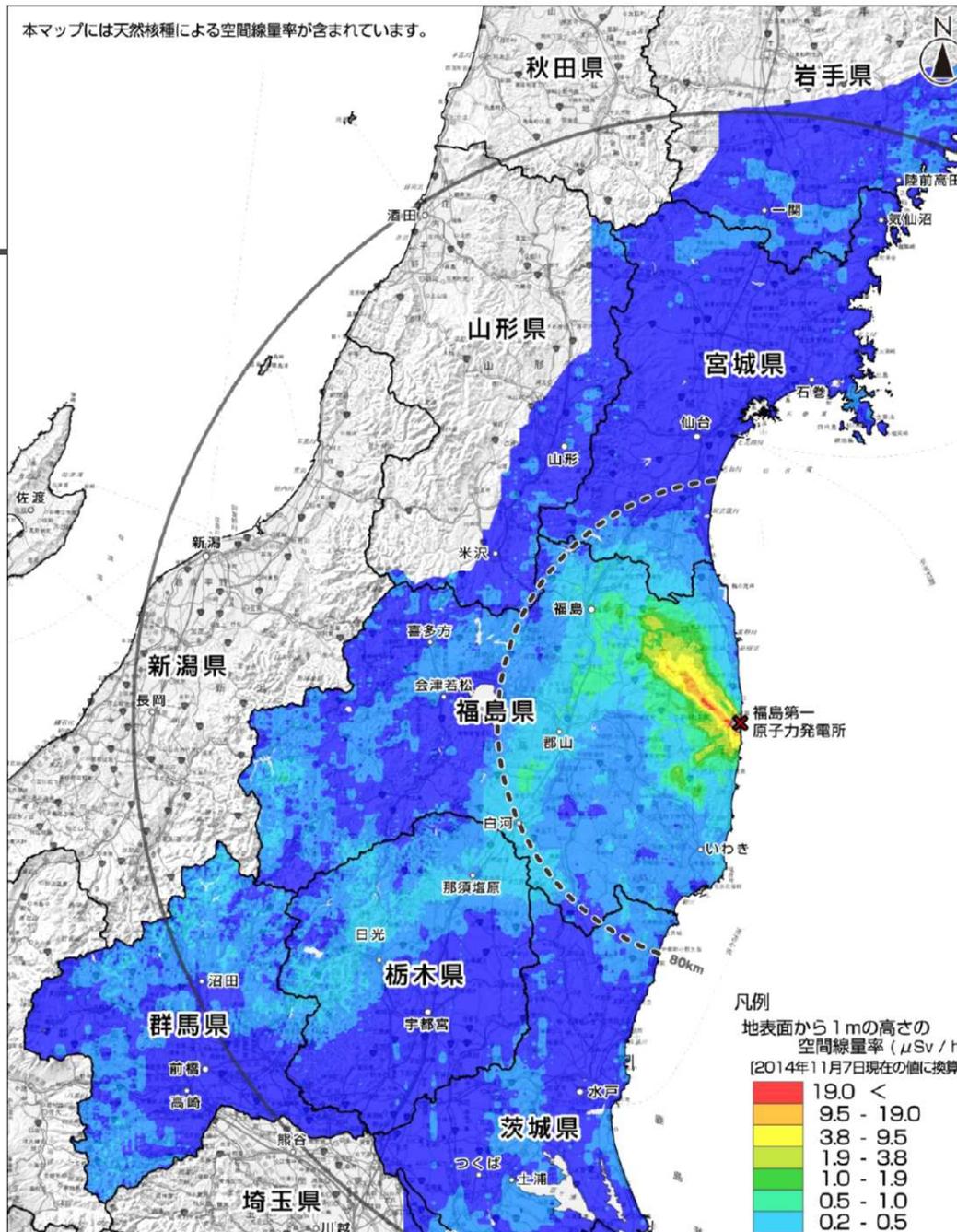
mail nishimura@office.nifty.jp

nishishin7@gmail.com



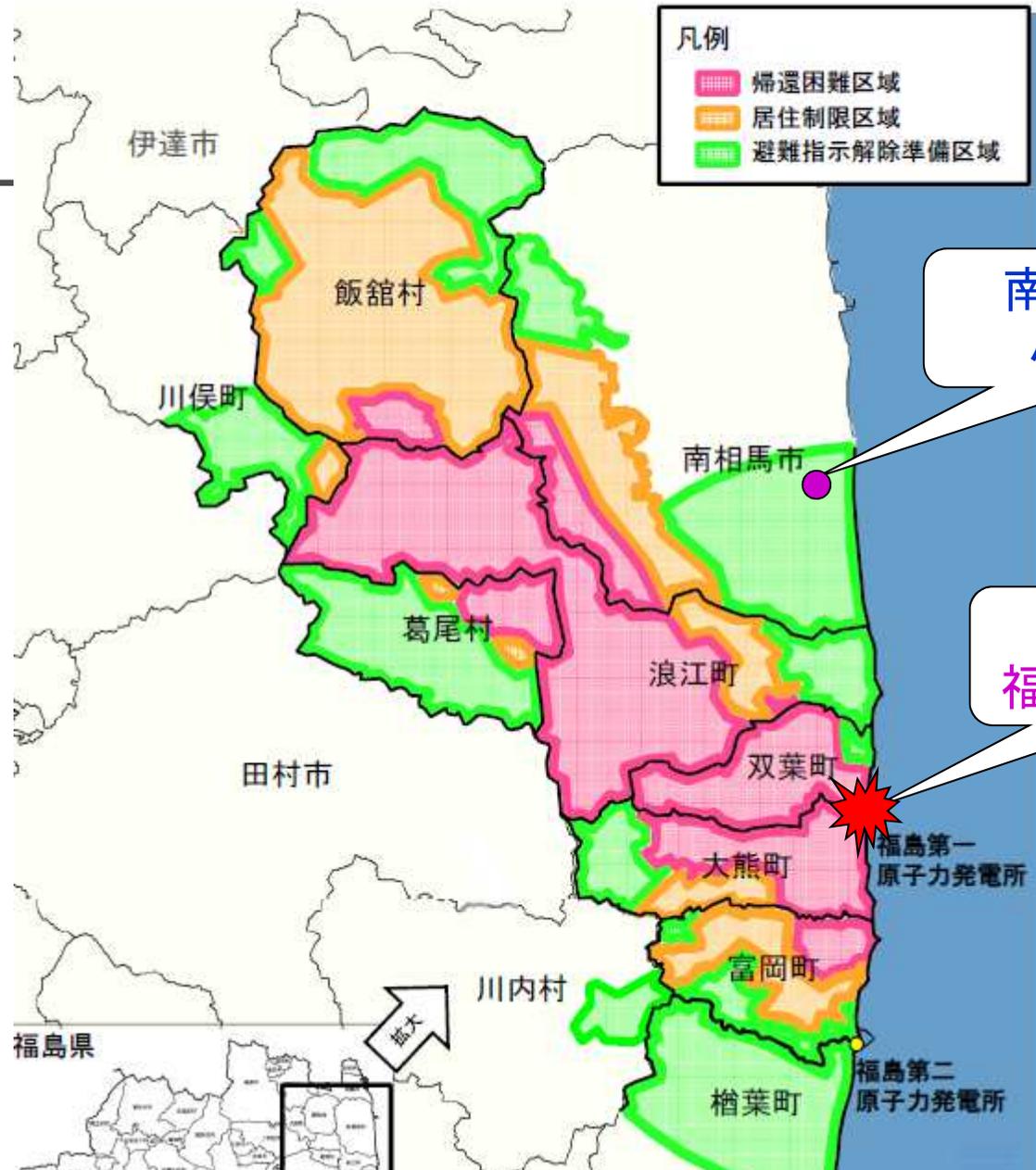
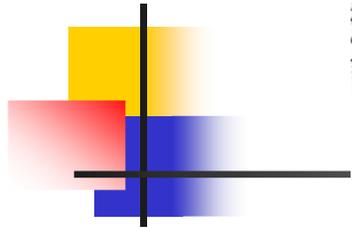
福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップ

(平成 26 年 11 月 7 日時点(事故から約 44 か月後))



避難指示区域の概念図

平成26年10月1日時点



南相馬市立
小高病院

東京電力
福島第一原発

福島県









地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【介護・医療・予防】

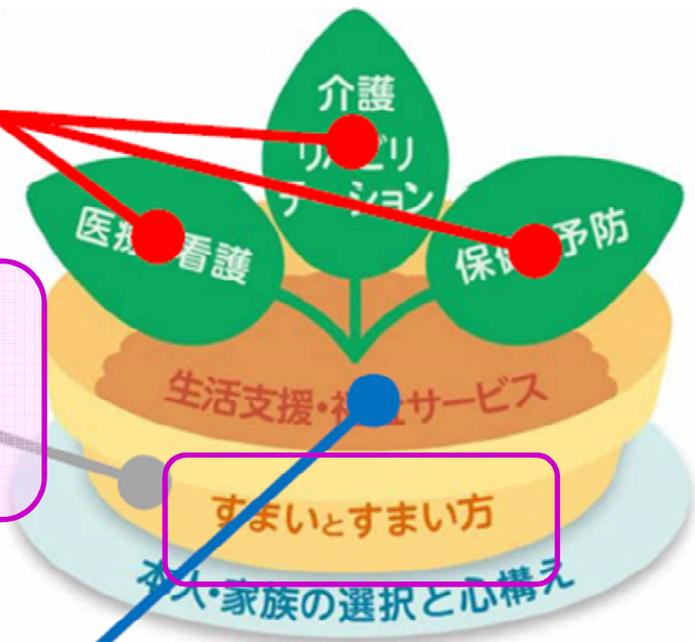
● 個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が**専門職によって提供される(有機的に連携し、一体的に提供)**。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【住まいと住まい方】

● 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

● 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも**尊厳ある生活が継続できるように生活支援**を行う。
● 生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで**幅広く、担い手も多様**。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。



平成25年3月
地域包括ケア研究会
報告書・概要版より

2040年に向けた地域包括ケアシステムの展望

進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」

■介護予防・日常生活支援総合事業の実施

- 2015年度より介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、要支援者に対する介護予防は生活支援と一体的に、住民自身や専門職以外の担い手を含めた多様な主体による提供体制へと移行するとされた。
- これまで「葉」の中に位置づけられてきた軽度者向けの予防活動の多くは、自助や互助などの取組を通して、社会参加の機会が確保され、それぞれの人の日常生活の中で生活支援や介護予防の機能が発揮されるため、「介護予防」と「生活支援」を一体として再整理した。

■保健・福祉を地域包括ケアシステムの重要な要素として改めて位置付ける

- 2040年に向けて、単身高齢者や、低年金の高齢者の増加に伴う経済格差の拡大と貧困問題など、複雑な福祉的課題を抱えた高齢者世帯数の増大が予測されており、社会福祉の専門性を活かしたソーシャルワークの重要性は大きくなる。
- 高齢者介護の分野では、身体的な自立に重点が置かれるケースが多いが、社会的孤立も含め、地域で生活課題を抱える人々の問題は様々である。こうした2040年に向けた地域課題への対応として、地域包括ケアシステムに専門職(葉)が関わる分野として「保健・福祉」を改めて強調する意味は大きい。

■本人の選択が優先される仕組みに

- 2012年度の地域包括ケア研究会で提示された植木鉢の絵において、「本人・家族の選択と心構え」というコンセプトが組み込まれ、それぞれの個人が地域生活を継続するための基礎が示されたが、地域生活の継続を選択するにあたっては、本来は「本人の選択」が最も重視されるべきであり、それに対して、本人・家族がどのように心構えを持つかが重要であるとの考え方から、「本人の選択と本人・家族の心構え」と改めた。



【2012年度】



【2015年度】

1.介護保険

「住宅改修費支給制度」の概要

「住宅改修」とは？…定義

介護保険法第45条

- において
- が定めた
- の工事

介護保険住宅改修の手引き

平成27年9月28日
秋田市福祉保健部介護保険課

介護保険制度では、

- ①在宅の要介護者（要介護1～5）・要支援者（要支援1・2）が、（*（注1））
 - ②手すりの取付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を
 - ③実際に居住する住宅について行ったときは、（*（注2））
 - ④市町村が要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、
 - ⑤申請（工事着工前の事前審査申請および工事完了後の支給申請）により、
- その費用の一部が居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費として支給されます。

（注1） 病院に入院中又は施設に入所中であっても、既に退院や退所が決まっており、それに合わせて改修がただちに必要な場合は対象となる場合があります。

（注2） 住民票に記載されている住所地の住宅のみが対象となります。

介護保険住宅改修を行う際には、施工前にあらかじめ事前審査申請書を提出して審査を受け、承認された上で着工し、工事完了後に支給申請を行うことにより、支給が認められた場合に、住宅改修の実際の費用の9割相当額が支給され、利用者負担は1割相当額（一定以上の所得のある方は8割相当額の支給・2割相当額の負担）となります。

事前審査なく改修を行った場合、改修内容が支給対象でない場合、申請書類に不備があった場合等は、住宅改修費は支給されませんので、改修の前には必ず担当のケアマネジャーや担当の地域包括支援センターに相談してください。

- ※ 要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から生活環境を整えるために必要と考えられる適切な内容・範囲においてのみ支給対象となるものであり、高価な材料を使用したり、必要以上に広い範囲を支給対象として申請することのないよう、適切な金額・工法で、効果的な改修となるよう十分に検討してください。また、単に老朽化したことを理由に改修する場合や本人の趣味嗜好等を目的とした改修は認められません。
- ※ 住宅に固定するなど工事を伴うものが対象となりますので、用具を置くだけの場合は支給の対象となりません。
- ※ 現在実際に居住する住宅の改修が支給対象となるため、住宅の新築や増改築（新たに居室を設けるなど）は、たとえ上記1から6の工事が含まれていたとしても支給の対象となりません。

改修の内容はそれぞれの要介護者等の状況や住宅の状況等によって、さまざまなケースがあると思われます。その改修内容が支給対象になるか不明な場合は、担当のケアマネジャー等にご相談ください。

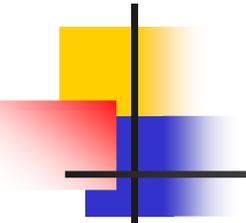
支給限度基準額は20万円

支給限度額

住宅改修費の支給限度額は、要介護・要支援にかかわらず、1人あたり20万円までです。ただし、1割（又は2割）は利用者負担となるため、介護保険から支給される金額は18万円（又は16万円）が上限となります。20万円を超える工事を行った場合、18万円（又は16万円）を超えた部分については、全額利用者負担となります。

同一の住宅に複数の要介護者等がいる場合、それぞれ20万円まで住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、同時に複数の要介護者等に係る住宅改修を行う場合は、その住宅改修のうち、それぞれの心身の状況等に応じ必要とされる改修の範囲を特定し、重複しないように申請してください。よって、例えば夫婦ともに要介護認定を受けている場合に共用の居室について床材の変更を行って40万円かかった場合に、20万円ずつ申請できるものではありません。

また、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態で行った住宅改修や、転居した場合にはさらに20万円までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる特例があります。詳しくは、担当のケアマネジャー等にご相談ください。



介護保険

「住宅改修費」

制度とは？

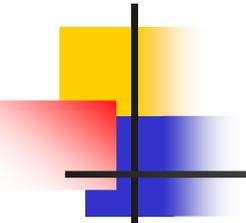
補助

【住宅改修費支給制度の要点・問題点】

1. 「**理由書**」…『理由書』が書けますか？
2. 「**どのように**」…説明できますか？
3. **と** (福祉用具を含めて)を知る
4. **の同意を得る**
5. **時期の見極め**
6. **適正な** …**制度の活用**
7. **関連諸機関・専門職種間の**
8. **業者の選定**
「**業者を**」という意識を持つ
9. 「**だれが** **し、** **し、** **を負うのか**」
を確認

住宅改修って
「**家族問題**」だと思える

「**だれが設計するか**」も
不明確！



住宅改修工事の種類

- ① の取付け
- ② の解消
- ③ すべりの防止及び移動の円滑化のための
 又は の材料の変更
- ④ 引き戸等への の取替え
- ⑤ への取替え
- ⑥ ①～⑤に付帯する住宅改修

いくらまで支給される?

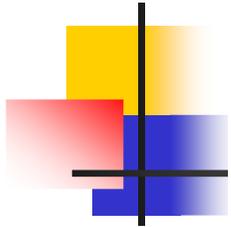
支給限度基準額 万円

支給率 %

自己負担率 %

所得上位
20%

一定以上の所得者は、
20%となった



平成27年
8月から



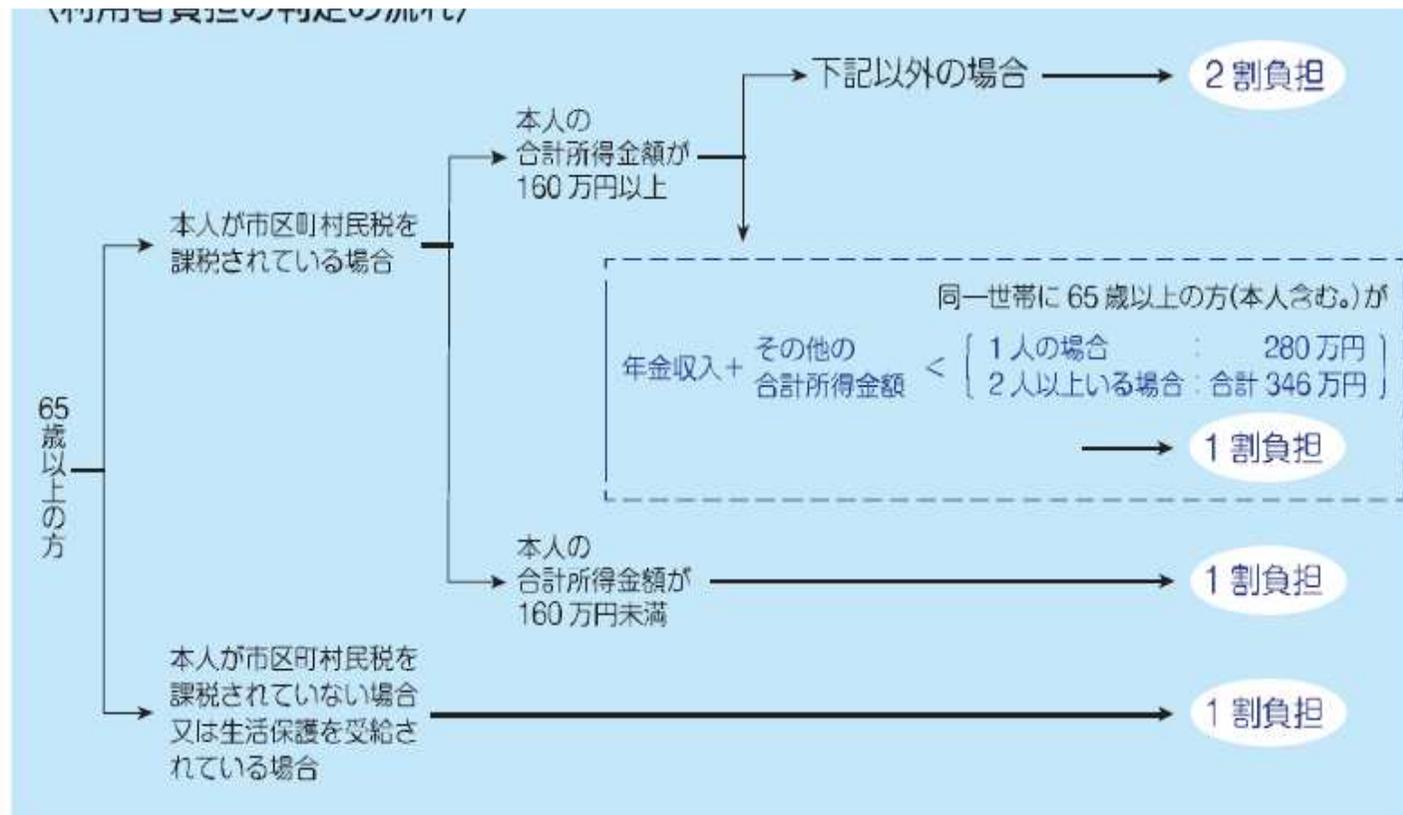
一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額*1が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）*2。



Q いつから2割になるのですか？

A 平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

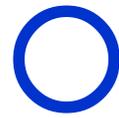
Q 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧ください。

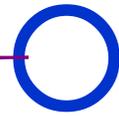
Q どうやって自分の負担割合を知ることが

【住宅改修費支給制度】

利用手順



申請制



払い



受領委任払い

併用している保険者もある

利用手順

ケアマネジャーによるアセスメント

要介護認定

改修内容の立案・決定

事前申請→承認

実施(施工)

工事代金支払い

支給(事後)申請→承認

住宅改修費支給

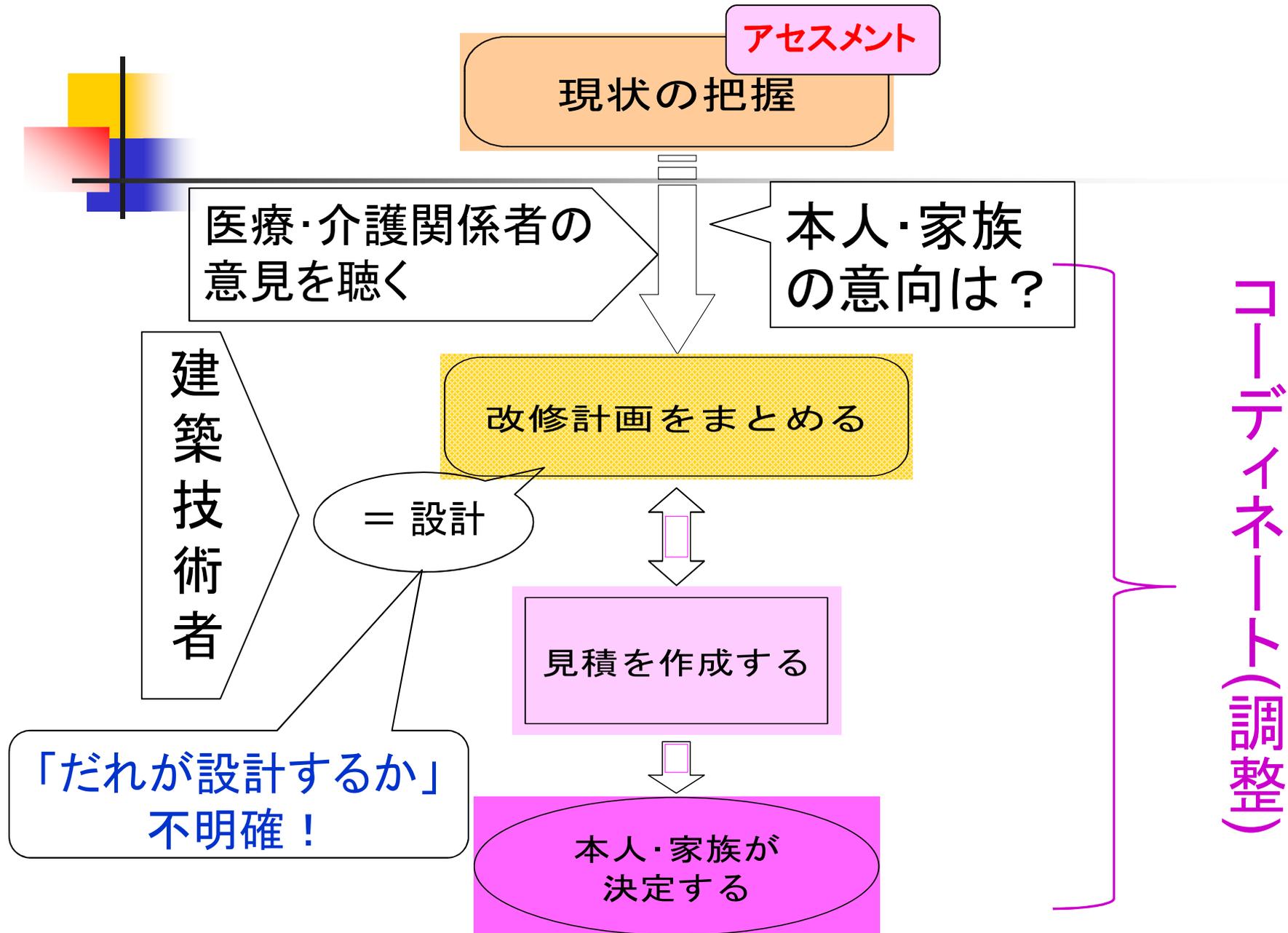
受領委任払い

償還払い

全額

自己負担分のみ

改修内容の立案・決定



介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム) <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等)	<input type="checkbox"/> 医療機関(療養病床以外) <input type="checkbox"/> その他の施設	所在地 〒 _____

2011年改訂版 全社会福祉協議会「在宅版ケアプラン・アセスメント様式」より

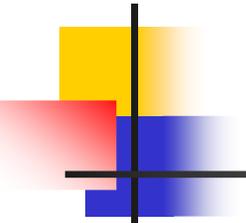
施設 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付 <input type="checkbox"/> 高齢者住宅整備資金貸付 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) <input type="checkbox"/> 成年後見制度 → <input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 成年後見人等()	院 <input type="checkbox"/> 国公共済 <input type="checkbox"/> 私立学校共済 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 労災保険 → ()	所在地 <input type="checkbox"/> 国公共済 <input type="checkbox"/> 地方共済 <input type="checkbox"/> 器具
制度利用状況	院	所在地
その他 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()		

4 住居等の状況

<input type="checkbox"/> 1戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅 賃貸・所有・給与住宅・公営住宅・その他()		家屋(居室を含む)見取図 ※段差には▲を記入		
居室等の状況	ア. <input type="checkbox"/> 専用居室あり <input type="checkbox"/> 専用居室なし イ. <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> その他()階 → エレベーター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ウ. <input type="checkbox"/> 布団 <input type="checkbox"/> ベッド → <input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> キャッチ <input type="checkbox"/> 電動 <input type="checkbox"/> その他()	移動手段	福祉機器 <input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない ↓使用している場合 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他()	
	エ. 陽あたり <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪 オ. 暖房 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし カ. 冷房 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			福祉機器 <input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない ↓使用している場合 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他()
	ア. <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> その他() イ. 手すり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ウ. トイレまでの段差 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
ア. <input type="checkbox"/> 自宅にあり <input type="checkbox"/> 自宅になし イ. 手すり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ウ. 浴室までの段差 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	浴室 福祉機器 <input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない ↓使用している場合 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他()			
施設備 洗濯機 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 湯沸器 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	【周辺環境・立地環境・その他住居に関する特記事項】			

3.制度の特例と 追加・変更事項

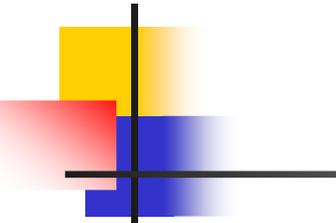
- 段階リセット
- リセット



引き戸等への扉の取替えに、 「引き戸等の**新設**」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について(平成21年4月10日 通知)

但し、**扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合のみ。**



壁の向こうにトイレがある

パーキンソン病

動作の特徴

- ・からだのひねりが消失する
- ・すくみ足
- ・逆説行動
- ・加速歩行
- ・小刻み歩行
- ・前方突進



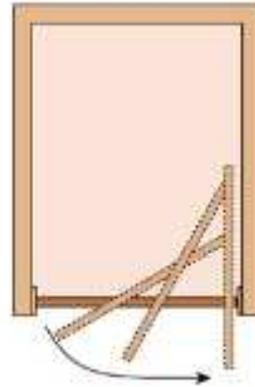
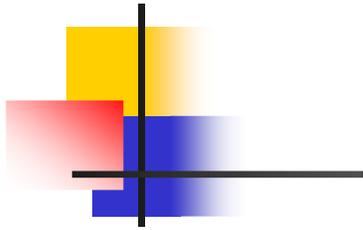
動作が単純になるように



ドア(扉)の新設



引き込み戸

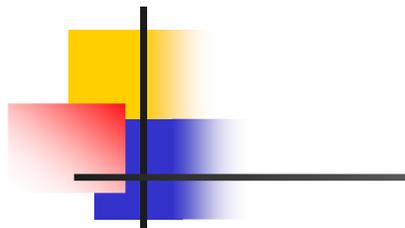
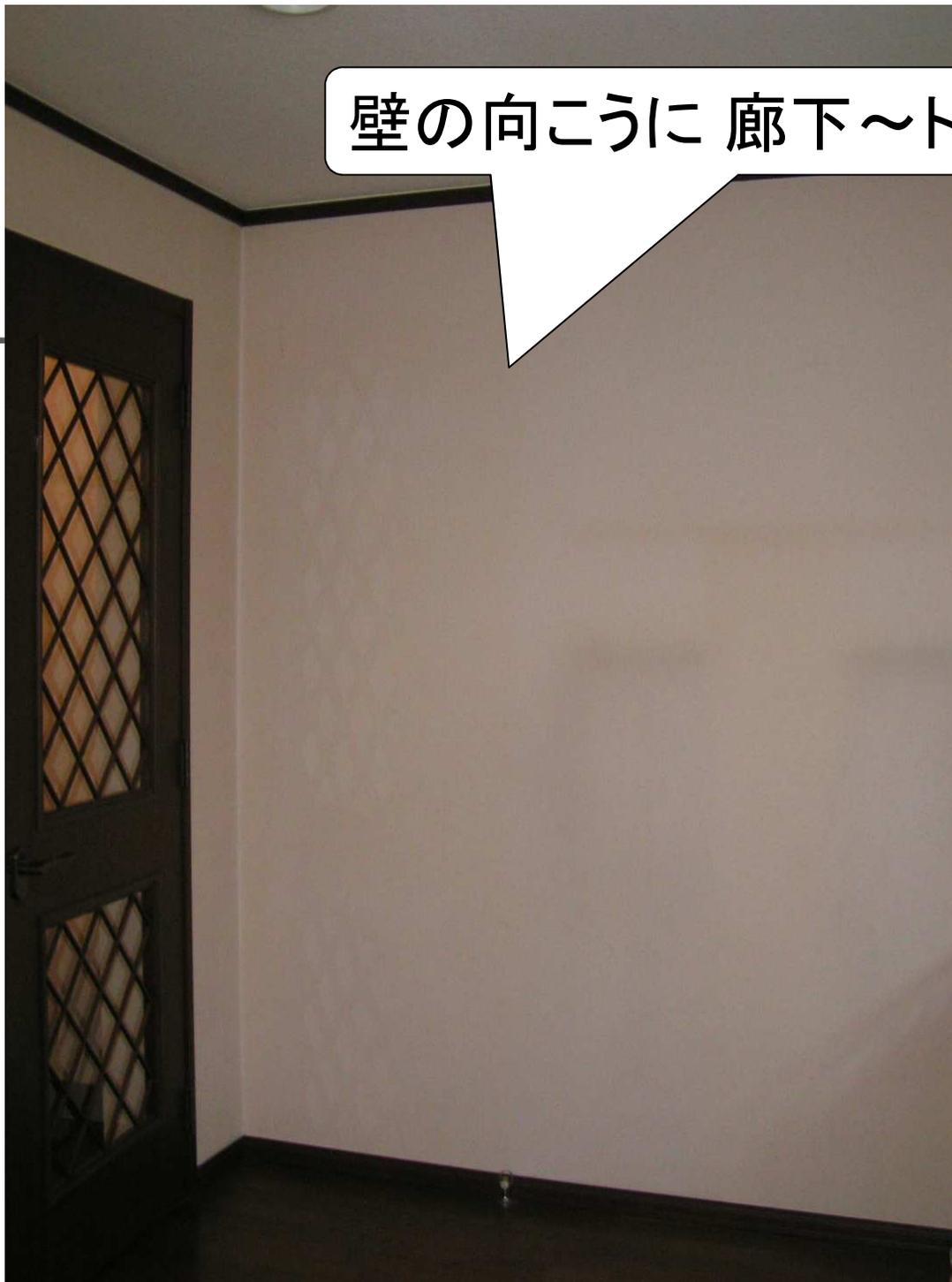


引き込み戸



引き込み戸

壁の向こうに 廊下～トイレがある









引き戸の新設

平成21年

2009年
4月より

介護保険制度対象の 福祉用具・住宅改修に、 新たな品目が追加!

TAIS登録済みの主な階段移動用リフト (リフトアップ式、クローラー式)



アブテスコ(株)
TEL076-413-2724



(株)アルパ(ジャパン)
TEL03-56815-7251



(株)TSテクノロジ
TEL075-391-7471



(株)サンワ
TEL04-295-49911

福祉用具貸与事業者のみなさまへ

今回、制度に導入された階段移動用リフトやこれまで制度化されていなかった車いす付階段としての階段昇降機については、操作者に対する操作講習が義務付けられました。それに対応し、(財)テクノエイド協会では、メーカー等と協力し、福祉用具貸与事業者向けの「可搬型階段昇降機安全指導員研修会」を継続します。研修受講の方は上記企業または当協会へお問い合わせ下さい。

可搬型階段昇降機安全指導員 (財)テクノエイド協会認定



※平成21年より実施は研修会制度のため、「基礎研修」のみの受講で「可搬型階段昇降機安全指導員」の資格は取得できません。(なお、後述の研修は4月5日-9日までの間に全国4ヶ所で実施予定です。)

財団法人テクノエイド協会

〒162-7629 東京都新宿区東横河津1-1 セントラルプラザ4階 TEL:03-5266-8884 FAX:03-5266-8885

ホームページもご利用ください

<http://www.techno-alds.or.jp/>

階段移動用リフト

入浴用介助ベルト

自動昇降処理装置

起きあがり補助装置

扉床センサー

引き戸等の新設

2009年
4月より

介護保険制度対象の福祉用具・住宅改修に、新たな品目が追加されます!

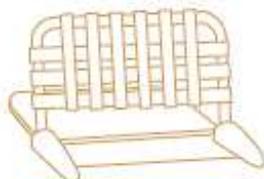
階段移動用リフトの操作には、 レンタル事業者が行う 講習を受けなければなりません。

今回、福祉用具ら品目、住宅改修1種類の追加・変更がありました。その中の「階段移動用リフト」は、階段で外出を妨げられている方にとって、外出の機会を回復し、介助者の腰痛予防として優れた福祉用具です。ただし、操作を誤ると事故につながる可能性があるため、操作者の講習が義務付けられました。講習はレンタル事業者が行いますが、受講するには年齢等の条件があります。

福祉用具(貸与)

体位変換器

「体位変換器」とは、空気バッド等を身体の下に挿入して、空気圧その他の駆力を用いることにより、臥臥位から傾臥位又は立位への体位の変換を容易に行うことができるものをいいます。ただし、専ら体位を保持するためのものは該当しません。



起き上がり補助装置

認知症老人徘徊感知機器

「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、居人等へ通知するものをいいます。



離床センサー

階段移動用リフト

移動用リフト(つり具の部分を除く。)

■床走行式

「床走行式移動用リフト」とは、つり具又はいす等の台座を使用し、人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるものです。



全ての階段移動用リフトには、 のマークが貼付されています。

介護保険制度対象
福祉用具・住宅改修

福祉用具(販売)

入浴補助用具

■入浴用介助ベルト
「入浴用介助ベルト」とは、身体に直接着せ付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助することができるとともに限りがあります。



入浴用介助ベルト

特殊尿器

「特殊尿器」とは、尿又は便が自動的に吸引されるもので、自宅介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるものです。

自動排泄処理装置



住宅改修

引き戸等への扉の取替え

「引き戸等への扉の取替え」には、引き戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。なお、「引き戸等への新設」は、これらで認められている扉位置の変更等と比べ、費用が低額に抑えられる場合に限り対象となります。



引き戸等の新設

福祉用具(貸与)の種類

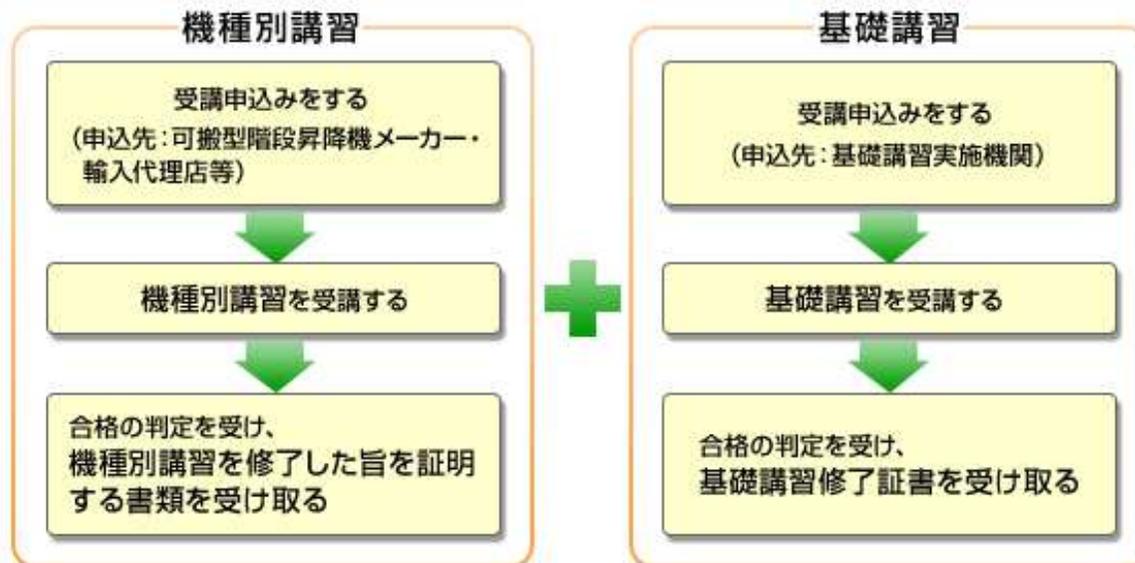
車いす	床ずれ防止用具	歩行器
車いす付属品	体位変換器 起き上がり補助装置 改正	歩行補助つえ
特殊浴台	手すり	認知症老人徘徊感知機器 離床センサー 改正
特殊浴台付属品	スロープ	移動用リフト(つり具の部分を除く) 階段移動用リフト 改正

福祉用具(購入)の種類

腰掛便座	簡易浴槽
特殊尿器 自動排泄処理装置 改正	入浴補助用具 入浴用介助ベルト 改正
移動用リフトのつり具の部分	

住宅改修

手すりの取付け	引き戸等への扉の取替え 引き戸等の新設 改正
段差の解消	洋式便器等への便器の取替え
滑りの防止及び落物の予防等のための床又は階段等の材料の変更	その他付帯して必要となる住宅改修



※機種別講習を受講合格してから
2年以内に申請を行うこと。

両講習を修了後

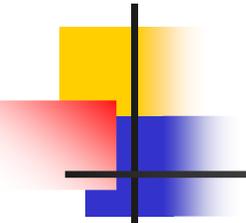
可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請を行う
(申請先: 財団法人テクノエイド協会)

- 提出書類
- ① 資格認定申請書
 - ② 機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し (交付から2年以内のもの)
 - ③ 基礎講習修了証書の写し
 - ④ 実務経歴証明書
 - ⑤ 「車いすの取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」を証明する書類
 - ⑥ 安全指導員資格証用顔写真
- 費用 認定事務手数料として **3,000円**

可搬型階段昇降機安全指導員資格証受取

福祉用具購入と貸与(レンタル)品目が追加されました。
平成21年4月1日から適用。



階段移動用リフト

床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、
キャスタ等で床又は**階段等**を移動し、
目的の場所に人を移動させるもの。

例:ナブテスコ株式会社「J-MAX」

段差の解消として、 「**傾斜の解消**」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の一部改正(平成24年3月30日)

想定「排水勾配をなくす」「スロープを階段に改修」…など



扉の取替えとして、 「**扉の撤去**」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の一部改正(平成24年3月30日)



段差の解消に付帯する工事として、
「**スロープ**の設置に伴う**転落や脱輪防止**を
目的とする**柵や立ち上がりの設置**」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の
一部改正(平成24年3月30日)



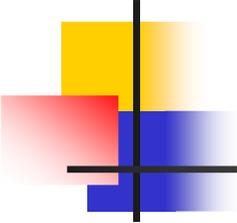
福祉用具貸与種目、特定福祉用具販売種目および住宅改修の介護保険給付への新たな追加項目について

平成27年4月1日よりの追加項目

○ 事前の委員の評価、作業部会及び介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の議論を経て、新たな追加品目は以下の通り。

- ① 福祉用具貸与における「車いす」の対象品目に「介助用電動車いす」
- ② 特定福祉用具(販売)における腰掛便座の対象品目に「水洗ポータブルトイレ」
- ③ 住宅改修における「洋式便器等への便器の取り替え」の対象に「便器の位置・向きの変更」

内容	種目・種類	委員からの意見等
【福祉用具（貸与）】		
① 介助用電動車いす	「車いす」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の議論では、安全性の面で上市間もないということから経過を見ることとした。 ・ JISは既にクリアしており、簡易型が既に認められていることを考慮すると操作面での問題は無いと考えられる。 ・ 介助用電動車いすについては、福祉用具貸与種目の「車いす」の範囲に新たに追加することが適当である。
【特定福祉用具（販売）】		
② 水洗ポータブルトイレ	「腰掛便座」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポータブルトイレの有効性については確認されているところ。 ・ 在宅介護の限界点を上げることを考慮すると、有効な機器ではないか。 ・ 段差昇降機の設置工事は給付対象と認めていないことから、同様にしてはどうか。 ・ 水洗ポータブルトイレについては、特定福祉用具販売における「便座、バケツ等からなる移動可能な便器(ポータブルトイレ)」の範囲に、新たに追加することが適当である。ただし設置にかかる費用は自己負担。
【住宅改修】		
③ 便器の位置・向きの変更	洋式便器等への便器の取り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効なことであり認めるべき。 ・ 便器の位置・向きの変更については、「洋式便器等への便器の取替え」の範囲に新たに追加されることが適当である。



介助用電動車いす-1

介助用車いすを電動化し、介助者の操作で走行できるようにしたものの。

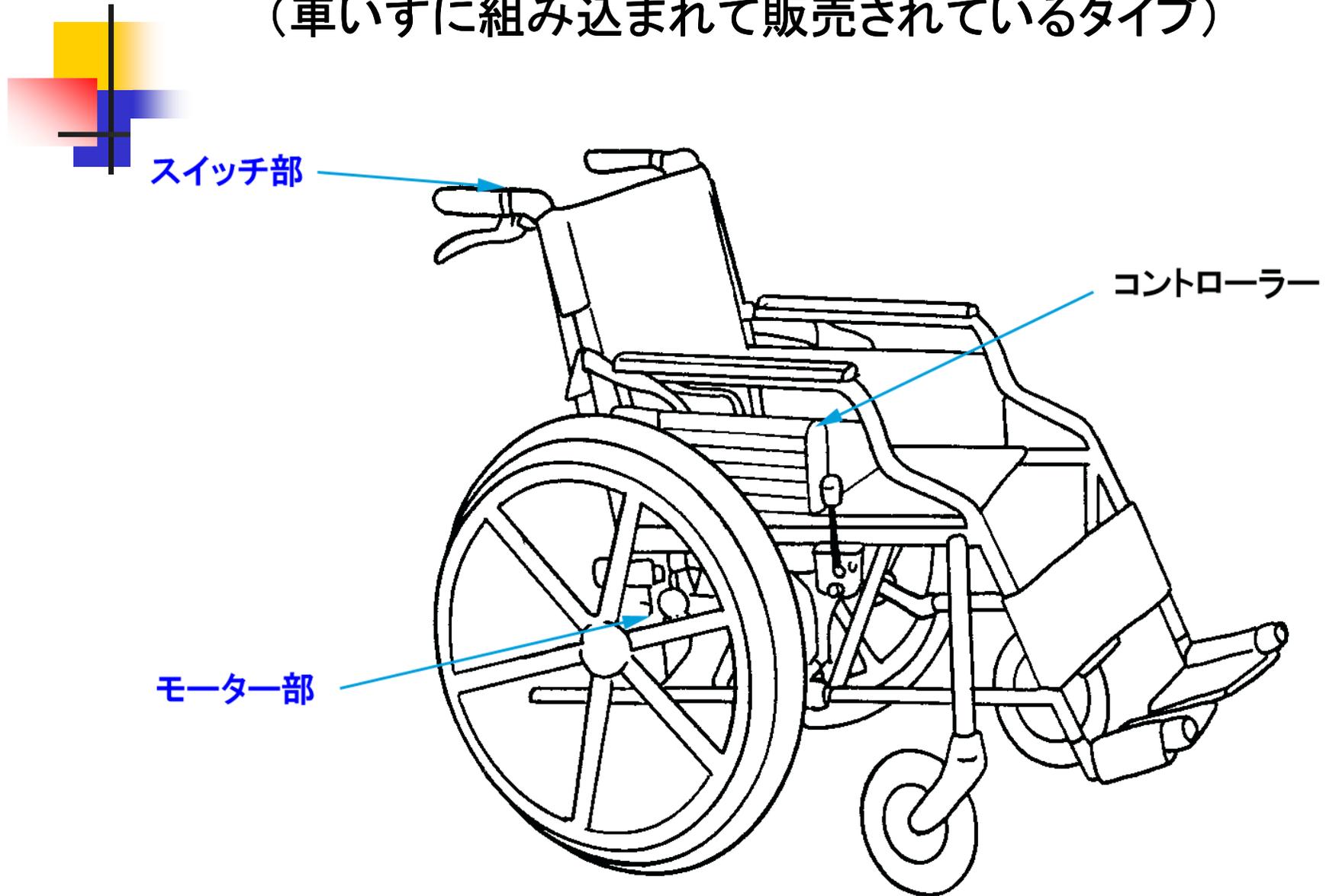
急な坂道やスロープ、長距離、介護者の介護力不足などの理由で、十分な操作量が期待できないときに用いる。

車いすに組み込まれて販売されるものと、駆動ユニットとして部品の形で供給され、任意の車いすを改造すれば組み込み可能なものがある。

後者は強度面で適応しない車種もある。

介助用電動車いす-2

(車いすに組み込まれて販売されているタイプ)



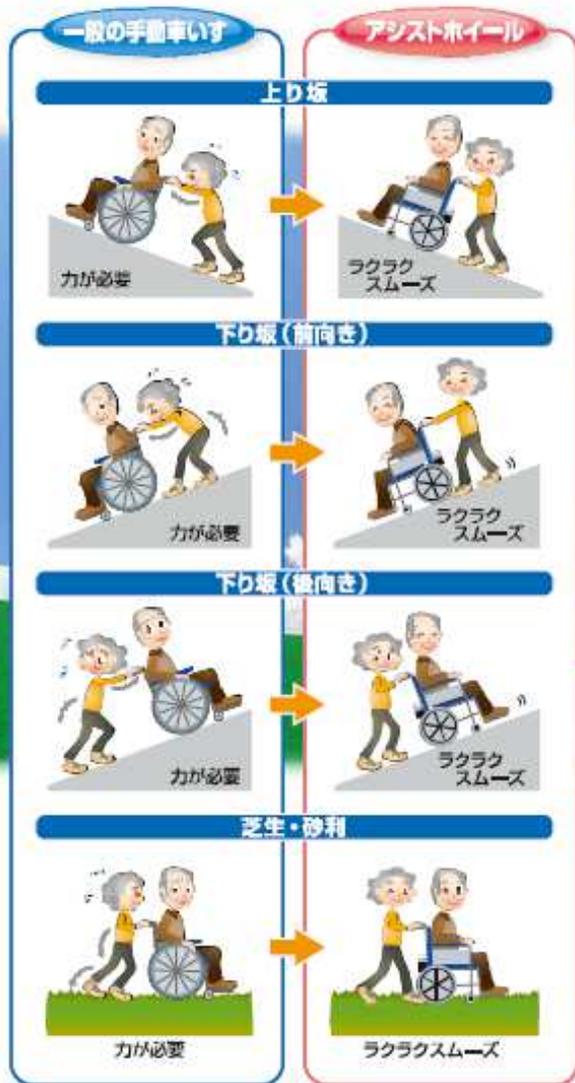
ナブテスコ(株) 介助用電動車いす

Nabtesco

アシストホイールなら介護の相乗効果が得られます。



アシストホイール。はここが違う!



介護生活において忘れられがちなのが、介護される方の心の負担です。介護してくれる人の苦勞を思っついで満腹がちなになり、して欲しいことがあっても我慢してしまう。これが病弱と行動範囲もどんどん狭くなってしまい、無聊に閉じこもりがちになってしまいます。外出は自立への第一歩です。アシストホイールなら、車いすによる介護をバブフルにアシストできるため介護する方の負担を大幅に軽減し、らくらく介護を行うことができます。介護する方が、毎日笑顔にたのしく介護ができるようになると、介護される方も心が軽くなり、気兼ねなく楽しみができるようになり、ストレスの少ない毎日を送ることができるようになります。アシストホイールをご利用いただければ、介護する方介護される方の双方に相乗効果が得られるようになります。さあ! 気兼ねも負担もない介護生活を手に入れましょう。

急な上り・下り坂でもラクラク!

グリップセンサー

指が毎日に触発したセンサー内蔵グリップです。これにより、わずかに歩行速度調節のためのダイヤルや後進ボタンの操作は一切ありません。お出かけの簡単さスイッチをオンすれば、手動車いすと同じ感覚で操作できます。



モーター

14"の車でもラクラク上るハイパワーモーター採用。上り坂ではモーターがアシストし、下り坂では自動的にブレーキをかけます。折り返し時も静寂に等しい静電タイプを採用しています。

収納が便利!

折り畳み・背折れ機能。狭道の手動車いすと同じように、簡単に折り畳めます。背折れ機能も装備していますので、コンパクトになります。



アシストホイールはいろんな機能がいっぱい!



うっかり電源を切り忘れても安心!

電源スイッチに残量表示

押しやすい字元位置に残量スイッチと一目でわかる4段階のバッテリー残量表示をつけました。また、スイッチの電圧を切ったときも自動的に電源オフとなる安心機能もついています。



バッテリー

ワンタッチで差し込み、取り外しができます。ニッケル水素バッテリーを採用しているため、環境にやさしく経済的です。

移乗がラクラク!

アームレストが簡単に折れ上げ機能

アームレストが簡単に折れ上げられますので、機からの移乗が、やすくなります。さらに簡便も可能です。



フットレスト

フットレストがスイングアウトしますので移乗が、やすくなります。さらに簡便も可能です。

アシストホイール。をこんな場面で!



1 お年寄りのご夫婦に...
これからはますます増えるお年寄り同士の介護。車いすに乗っている方も「重いのに乗し訳ない」と満足しがちになってしまいます。アシストホイールなら外出の機会も増え、ますます元気に!



2 芝生や砂利道などで...
外に散歩に出かけると意外と多いのが芝生や未舗装の道。普通の車いすなら、避けてしまいがち。こんな場面もアシストホイールなら安心・ラクラク!



3 デイサービスの送迎で...
福祉車でのスロープは意外と多くつくって乗る時が大変。アシストホイールなら、急勾配のスロープでも安心・ラクラク!



4 急勾配のスロープで...
日本の車道はまだだいたい「アス」ではおきません。スロープを付けたのは良いものの、勾配が急すぎて押すのが大変という方に、アシストホイールなら急勾配のスロープでも安心・ラクラク!

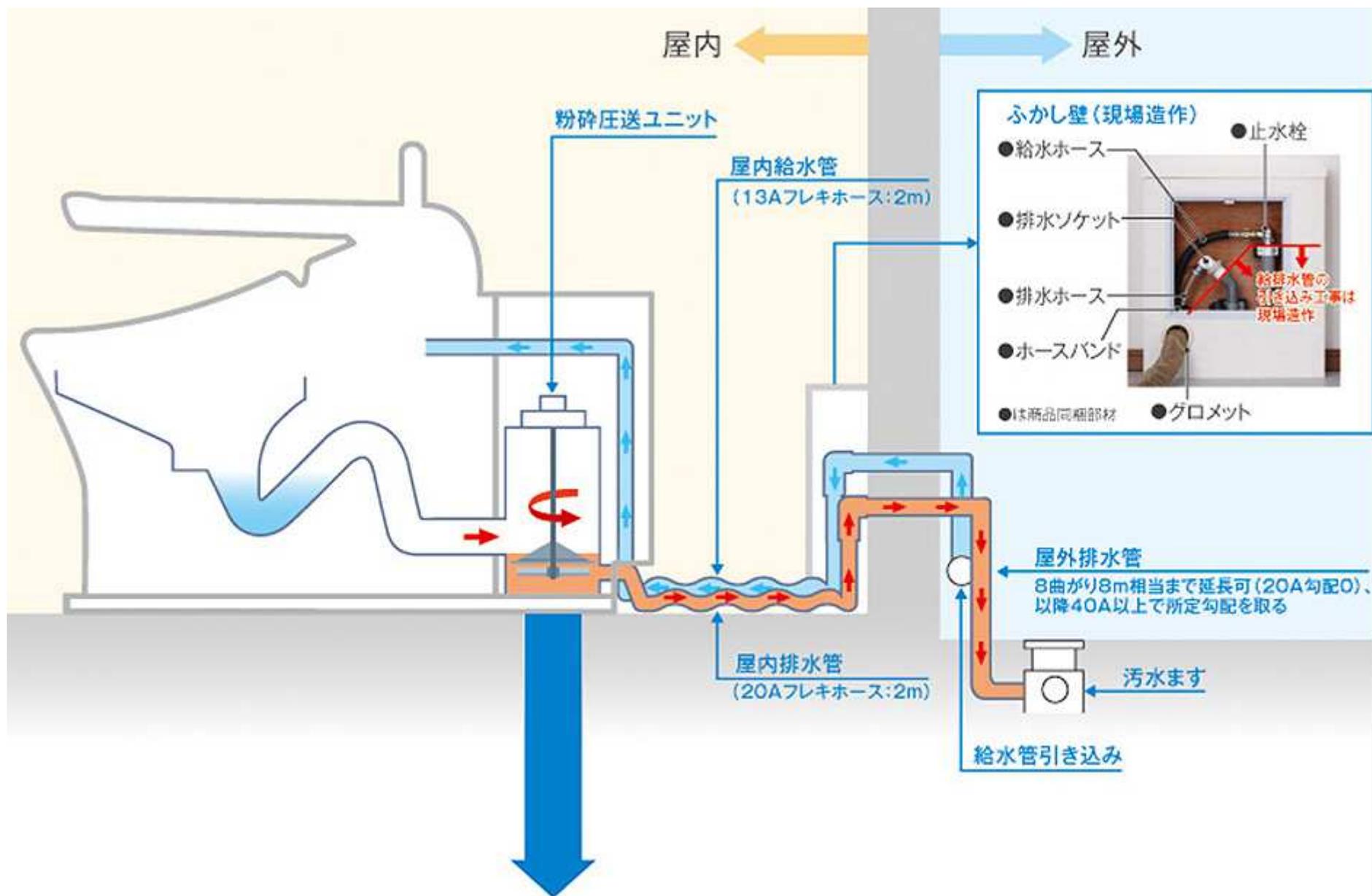
TOTO カタログより

平成27年4月から「福祉用具販売」の「腰掛便座」の対象品目に「水洗ポータブルトイレ」が新たに追加されました。



たとえ介護が必要になっても排せつは自分の力で済ませたい。
そんな気持ちに応えるのが「ベッドサイド水洗トイレ」です。

TOTO カタログより





2012.10.23



2012.11.23



2012.11.27

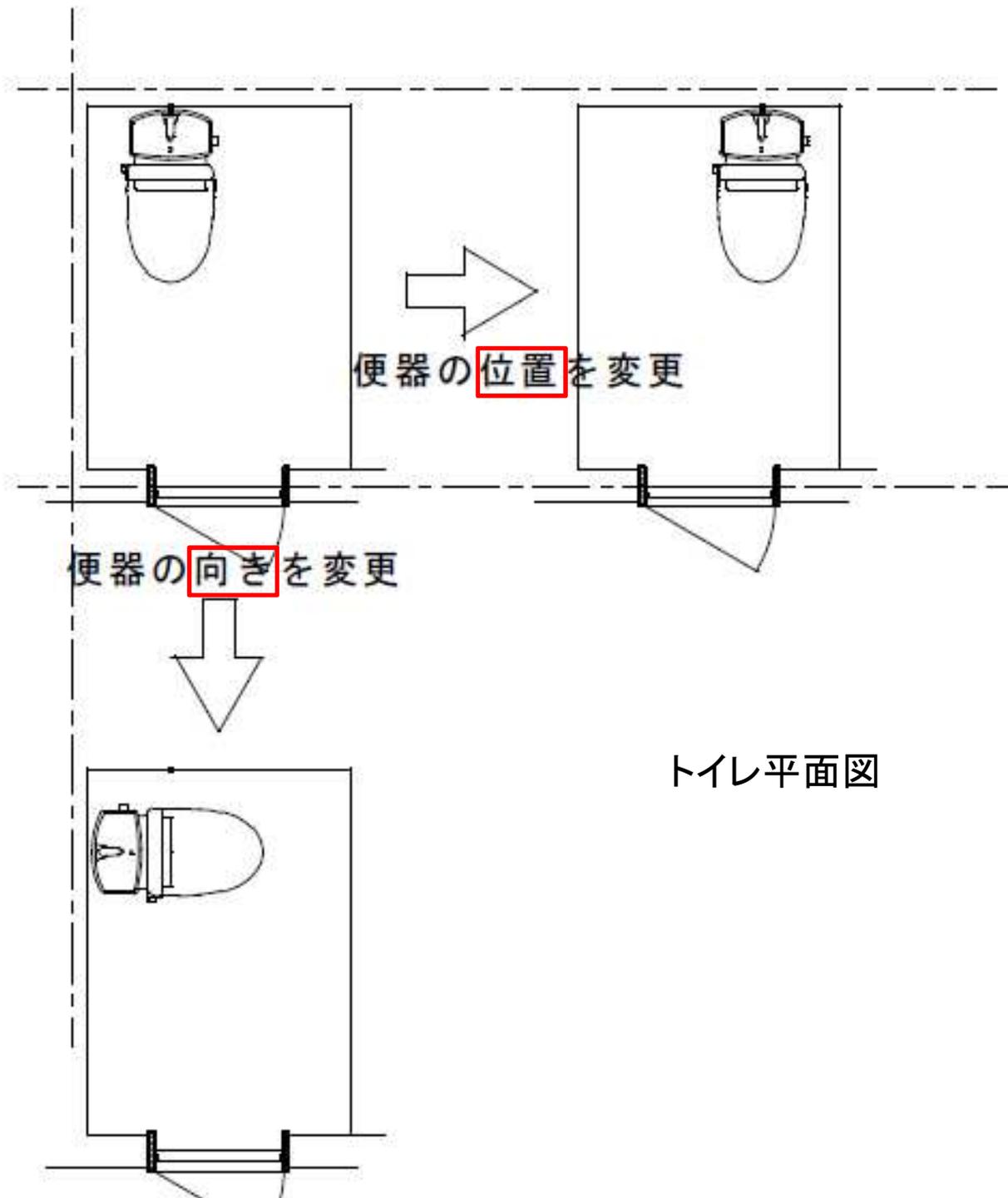
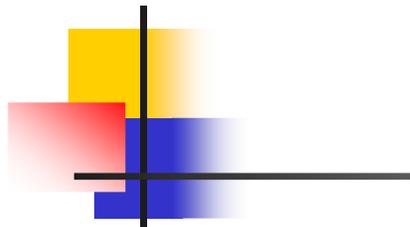


便器の取替えとして、

「便器の位置・向きを変える」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の一部改正(平成27年4月1日より)

〔想定例〕



トイレ平面図





便器のかさ上げ

立ち上がり時の
手掛かり



(平成28年4月14日付け)

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

*平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知(変更点は下線部)

改正案

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1)～(8) (略)

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10)～(13) (略)

2 (略)

第二 (略)

[▲ページトップへ](#)

自動制御機能付き歩行器 介護保険給付対象に追加

（介護保険・行政）

2016年5月11日07時05分

厚生労働省は、4月14日、自動制御などの機能を持った歩行器を介護保険給付対象に追加する通知改正を、全国の自治体や関係団体に向けて発出した。

今回の改正では、現行の歩行器の通知文に「上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む」の文言を追加。

厚生労働省が3月30日の給付費分科会で示した資料では、自動制御機能付きの歩行器の利用が想定されるのは、▽麻痺、筋力低下、関節痛等により独歩が不安定な者▽つかまれば歩行可能な者▽外出しようとする者——など。既製品の貸与費は、約1万円～1万2,000円/月（メーカー

想定)としている。

給付対象として想定される製品は、幸和製作所(大阪府堺市、玉田秀明社長)の「リトルキーパス」(18万5,000円、発売中)、「リトルキーパスS」(14万8,000円、注文受付中)、カワムラサイクル(兵庫県神戸市、飯島裕治社長)の「フラティア」(22万円、秋頃発売予定)、RTワークス(大阪市東成区、藤井仁社長)の「RT・2」(11万8,000円、5月注文受付開始)、ナブテスコ(東京都千代田区、小谷和郎社長)の「ES—03」(価格未定、発売時期未定)など。

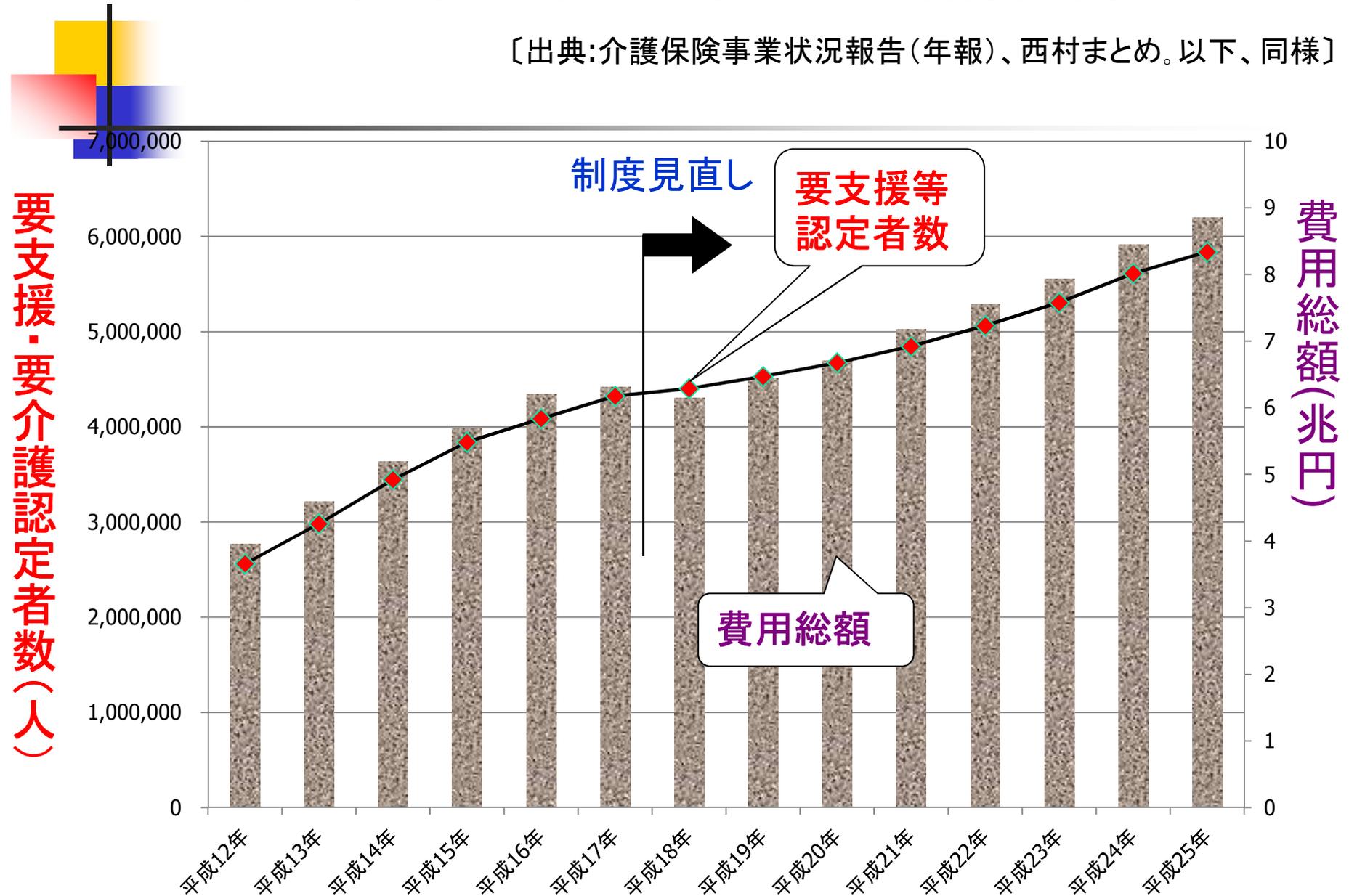


電動アシスト機能を搭載した
自動制御機能付き

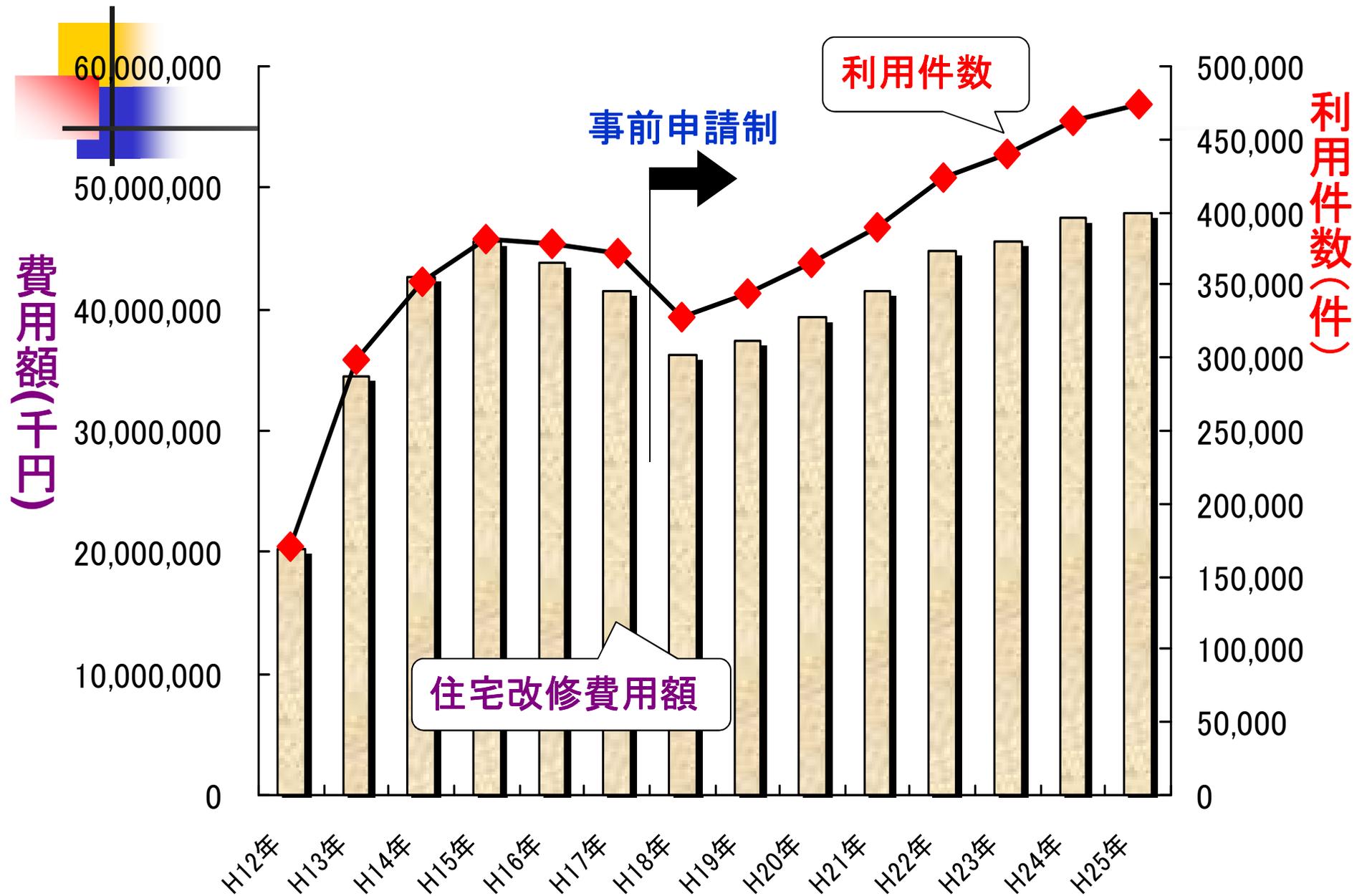
4.どのように利用されている?

要支援・要介護認定者数と介護保険費用総額

[出典:介護保険事業状況報告(年報)、西村まとめ。以下、同様]

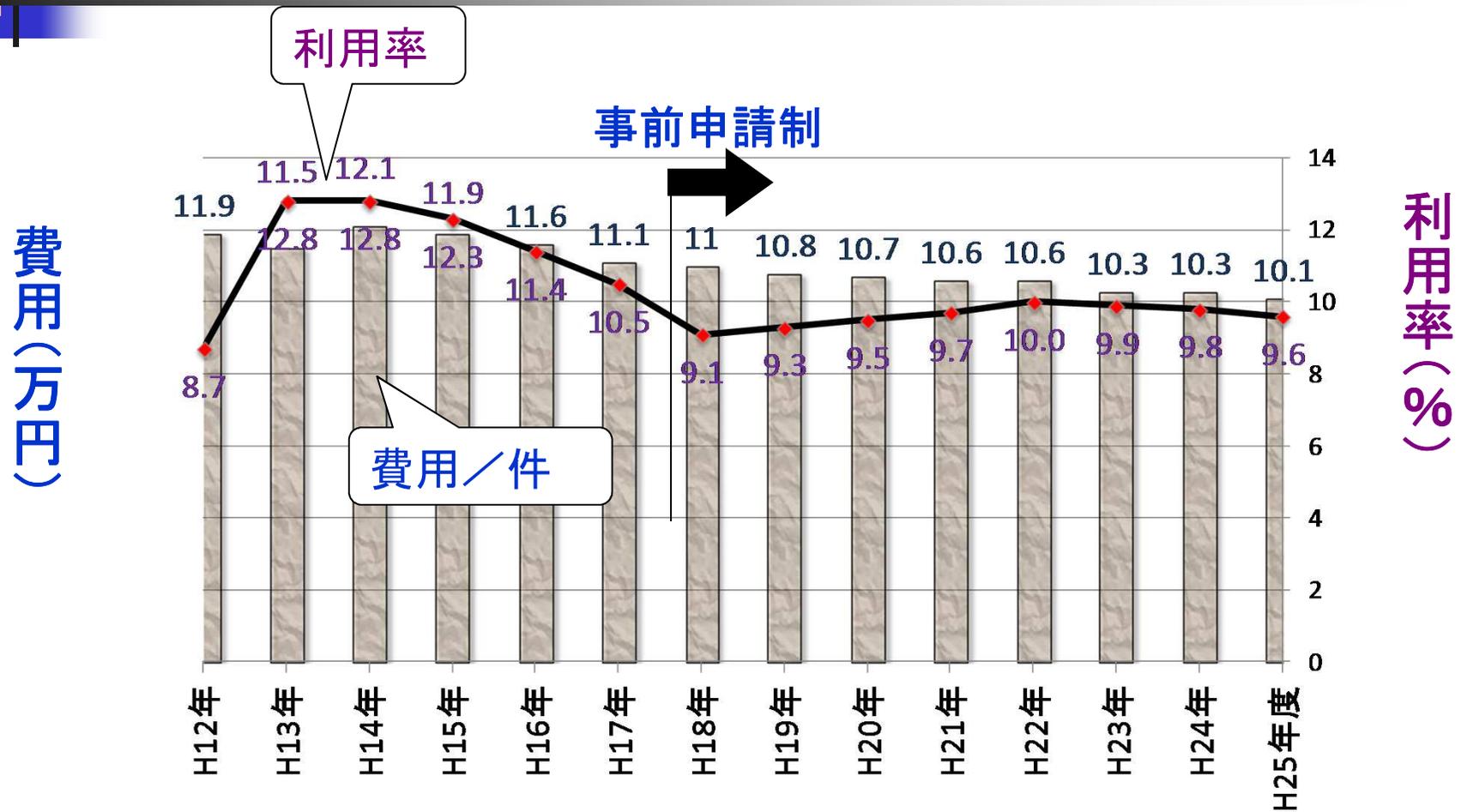


住宅改修工事の 利用件数と費用額



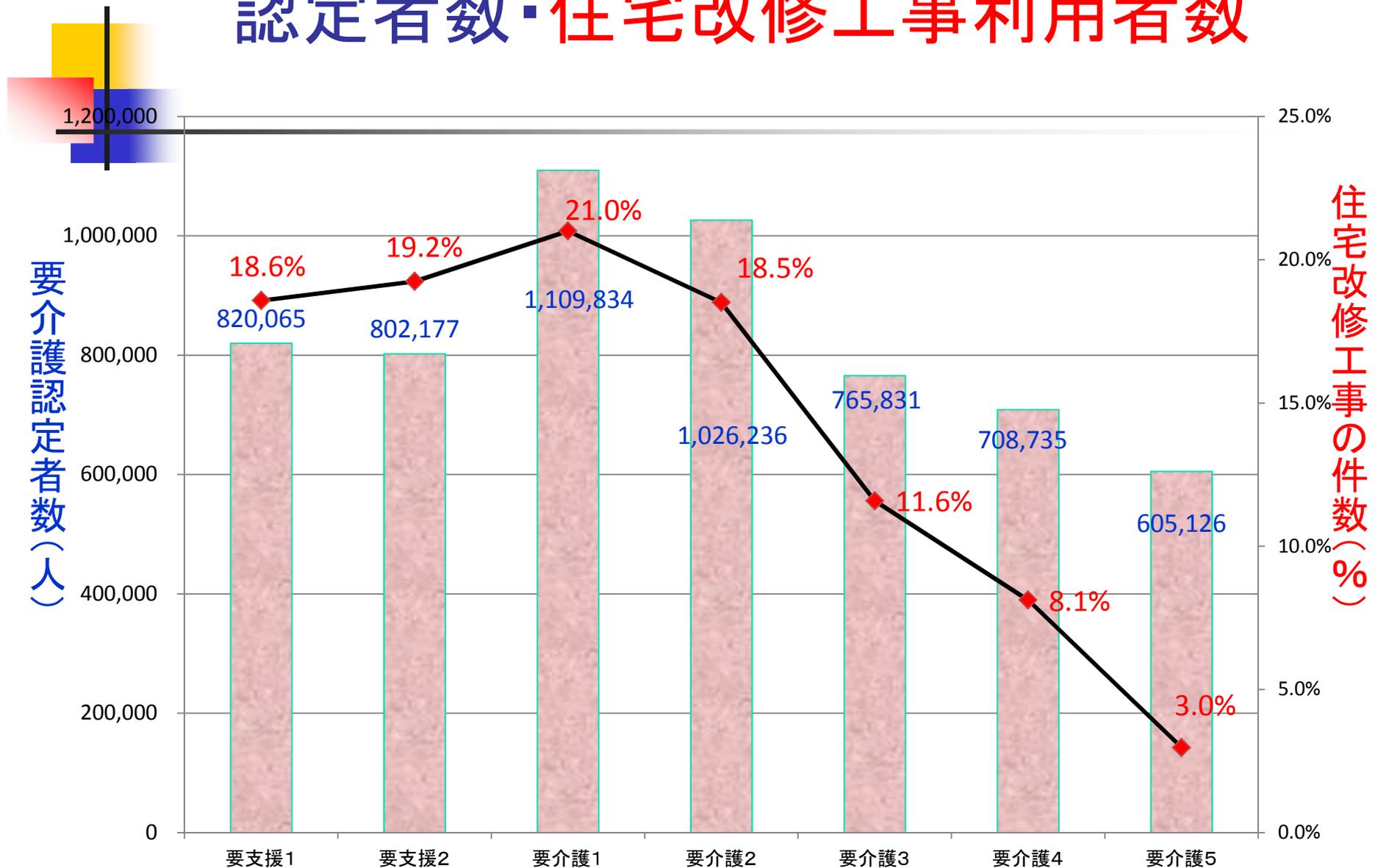
・一件当たりの費用

・『利用率』＝利用件数／在宅の要支援・要介護認定者数



要介護度別

認定者数・住宅改修工事利用者数



介護保険の生活支援、サービス縮小へ議論本格化

1/2

朝日新聞・2016年7月21日朝刊

3年に1度の介護保険制度の見直しで、サービスを縮小させる議論が20日、本格的に始まった。介護の必要性が低い軽度者向けの生活援助や福祉用具の貸与を保険の対象外とするかが焦点となる。来年の通常国会で法改正が予定されており、年末に結論を出す。

この日の社会保障審議会(厚生労働相の諮問機関)の部会。さっそくサービス縮小の議論に火がついた。「社会保障の持続可能性確保の観点から、要介護3以上にサービスを重点化していくことを考えざるを得ない」日本経済団体連合会常務理事の井上隆委員がこう訴えた。健康保険組合連合会副会長の佐野雅宏委員も福祉用具貸与の費用について「毎年200億円程度増えていることは重く捉えるべきだ」と述べ、高額な請求は抑えるよう求めた。2000年度に始まった介護保険にかかる費用は高齢者の増加で年々増え続け、14年度に10兆円を突破。25年度には倍増すると試算されており、財政制度等審議会(財務相の諮問機関)は要介護1、2の人向けの生活援助サービスと福祉用具貸与を原則自己負担とする案を出している。

一方、部会では反対意見も相次いだ。民間介護事業推進委員会代表委員の馬袋秀男委員は「軽度者に(生活援助)サービスを提供し自立し続けてもらうことで、結果的に給付の抑制につながる」と主張した。要介護より軽い「要支援」向けの訪問介護と通所介護は15年度から介護保険の対象から、市区町村事業への移行が始まったばかり。高松市長で全国市長会介護保険対策特別委員会委員長の大西秀人委員は「どの自治体も四苦八苦している。新たな給付の見直しは、とてもじゃないが、対応しかねる」と不満を漏らした。

■介護保険見直しの焦点

【サービス縮小】

- ・軽度者への訪問介護のうち、掃除や調理などの生活援助サービスを保険対象から外す
- ・軽度者に対する歩行器といった福祉用具の貸与や、手すりの取り付けといった住宅改修を保険対象から外す

【負担増】

- ・自己負担割合が2割の人の対象を拡大
- ・自己負担が高額になった場合、一部が払い戻される「高額介護サービス費」制度の上限額を引き上げ

■利用者反発「自立妨げられる」

サービス縮小の議論に、利用者側に不安が広がる。

東京都内で一人暮らしをする会社員の宇田川温子さん(45)は関節リウマチで要介護1。ホームヘルパーに週2回、身体介助や洗濯といった生活援助を頼んでいる。障害福祉サービスで負担はゼロだったのに、40歳から介護保険の対象となり費用の1割が自己負担になった。さらに負担が増えるなら「一人で生きていくため、少しでもお金はためておきたいのに打撃」と話す。

渋谷区の村上ハル子さん(93)は、福祉用具の手すりや車いすなどを使いながらアパートで一人暮らしを続けてきた。娘の荒木憲子さん(69)は「母が自立して過ごせているのは福祉用具のおかげ。使えなくなったら寝たきりになってしまう」と訴える。

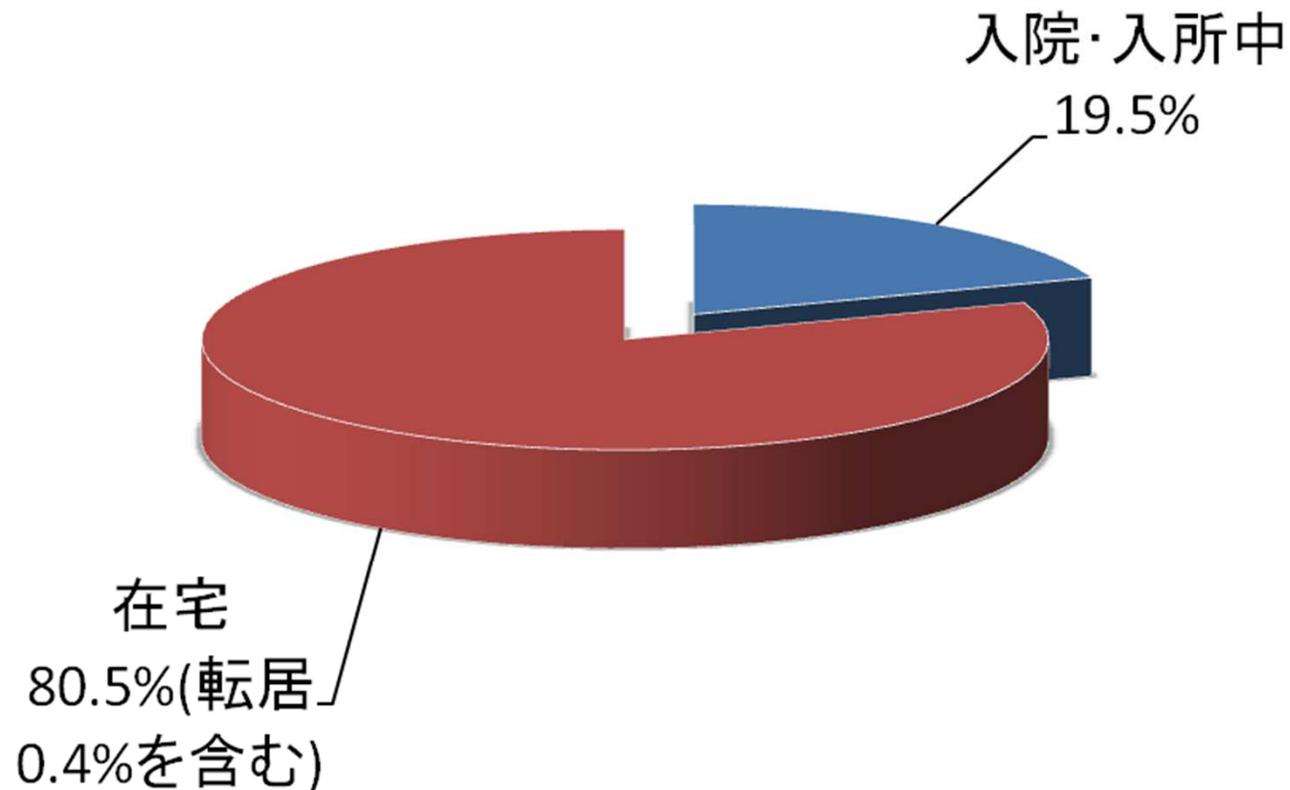
全国の福祉用具レンタル事業者がつくる「日本福祉用具供給協会」は、サービス縮小に反対するケアマネジャー約5万4千人分の署名を集め、19日に厚労省へ報告書を提出した。

以下の工事データ 「住宅改修工事の傾向」

…西村事務所 2002～2012年度(11年間)の実績から

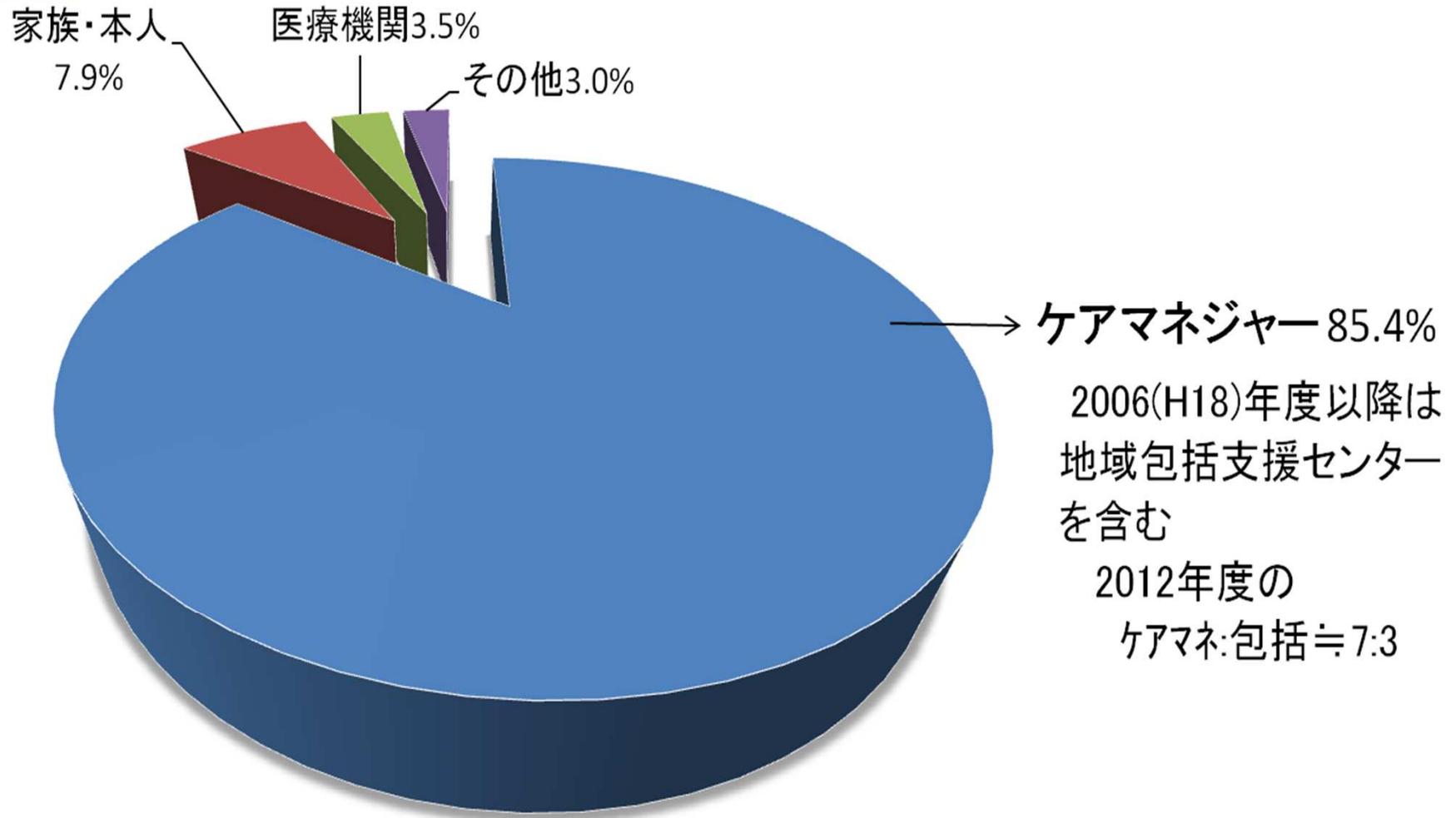
相談受付時の本人居所

n=1,166



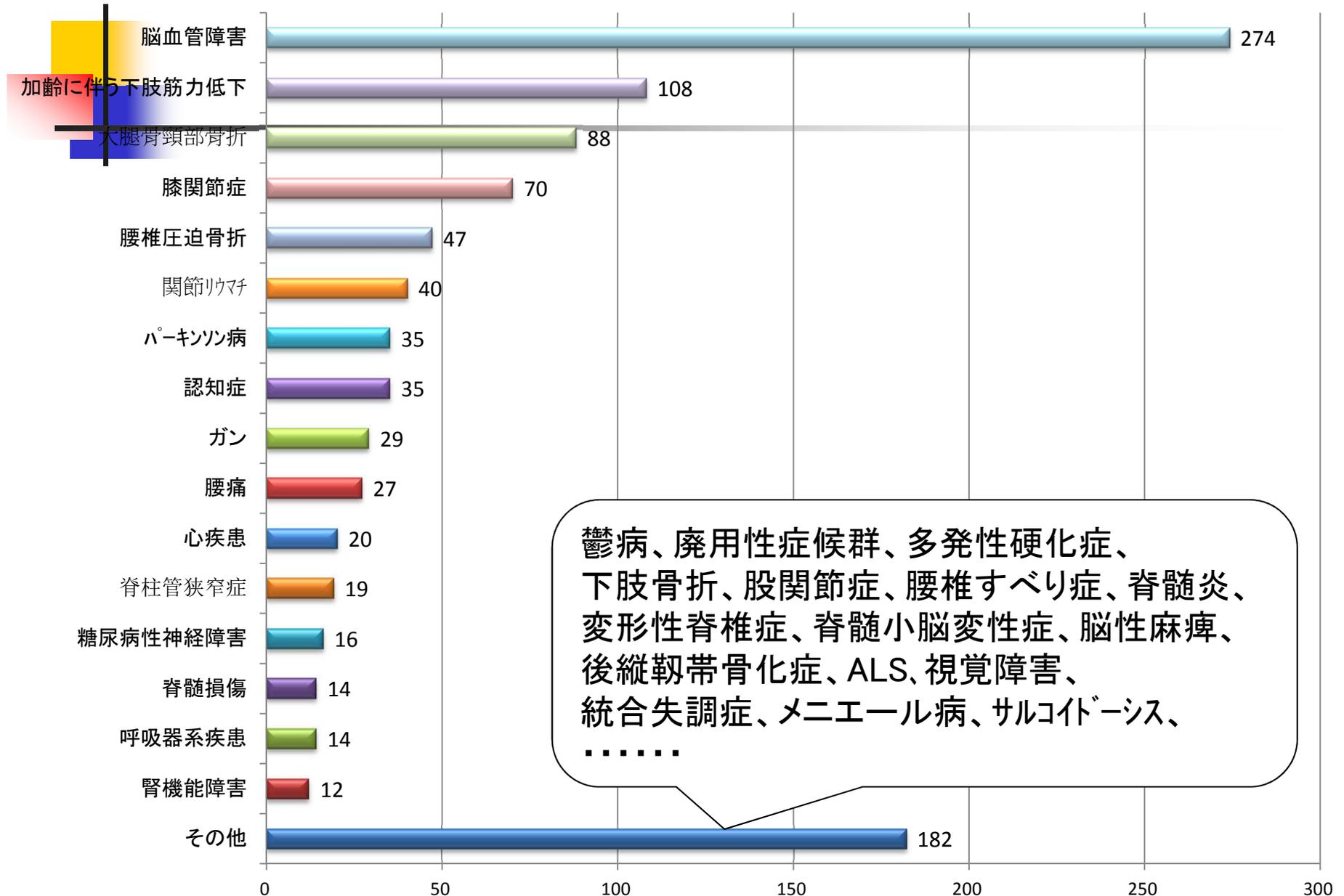
相談・依頼者

n=1,166

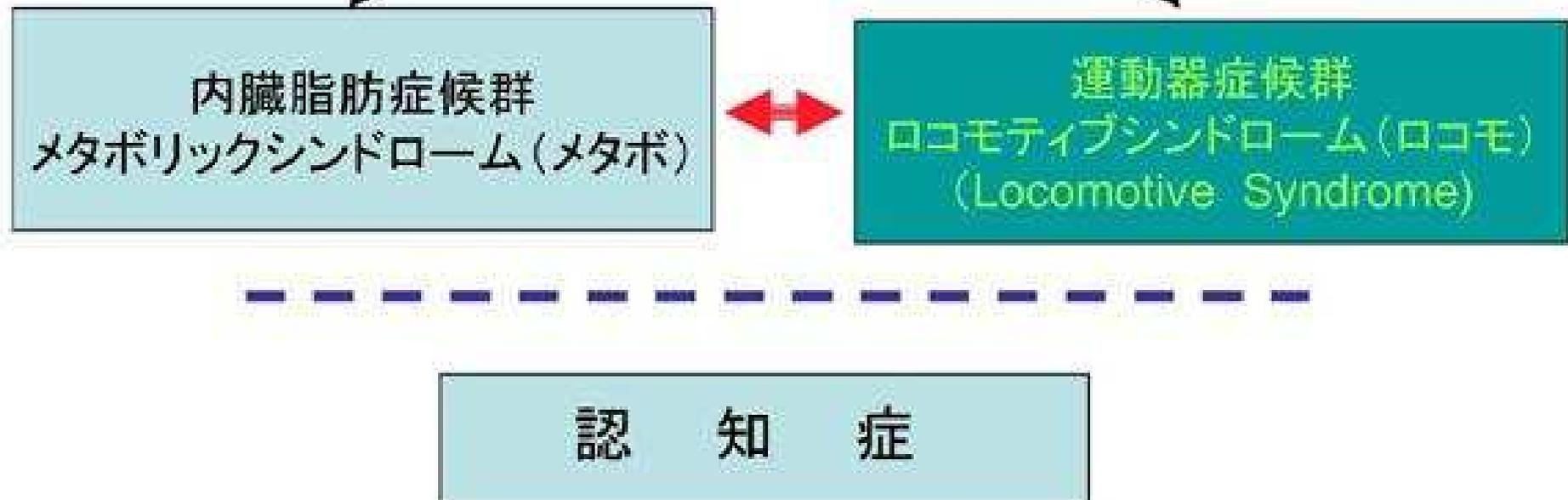


疾患別 工事件数

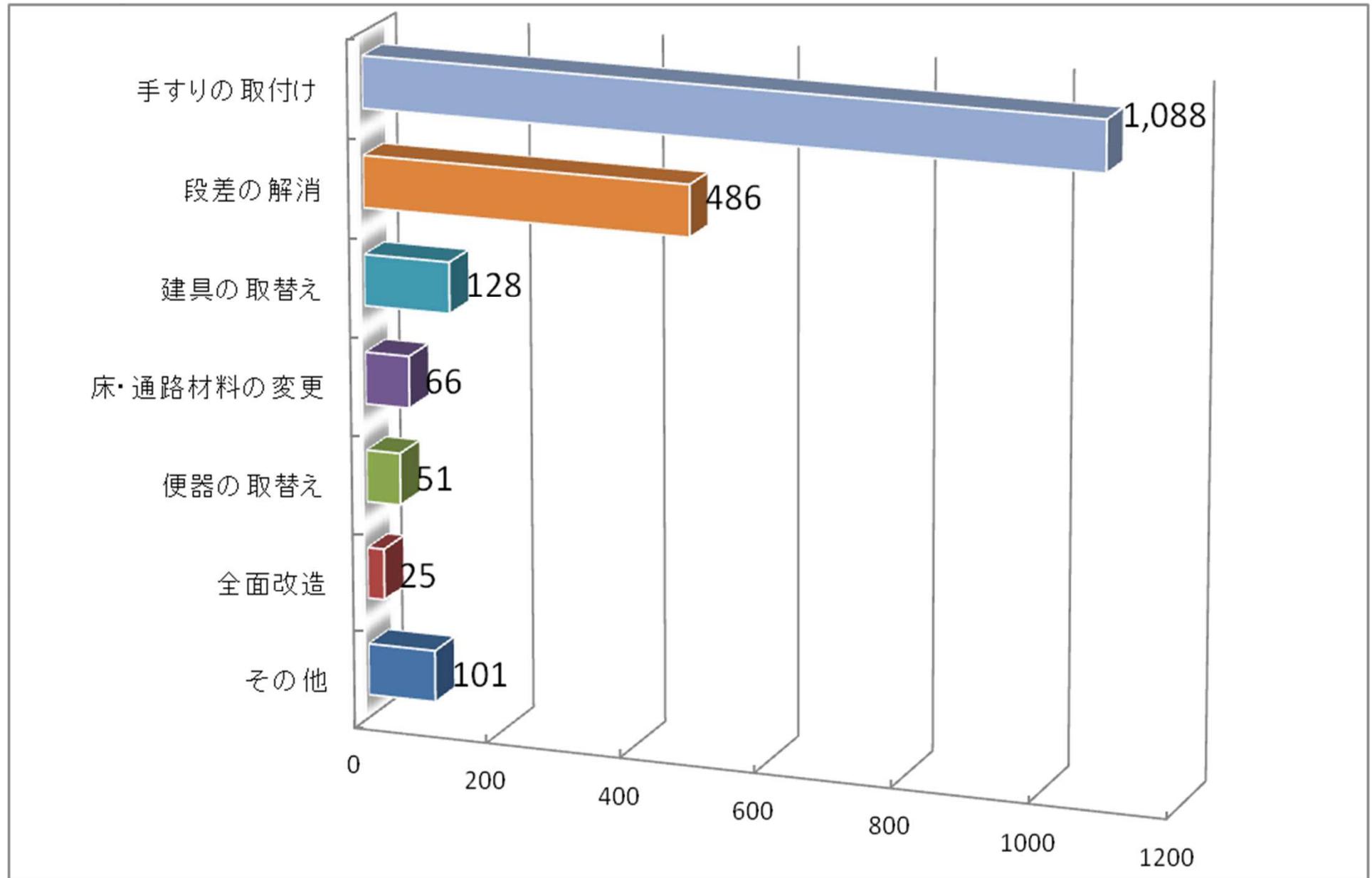
n=1,088



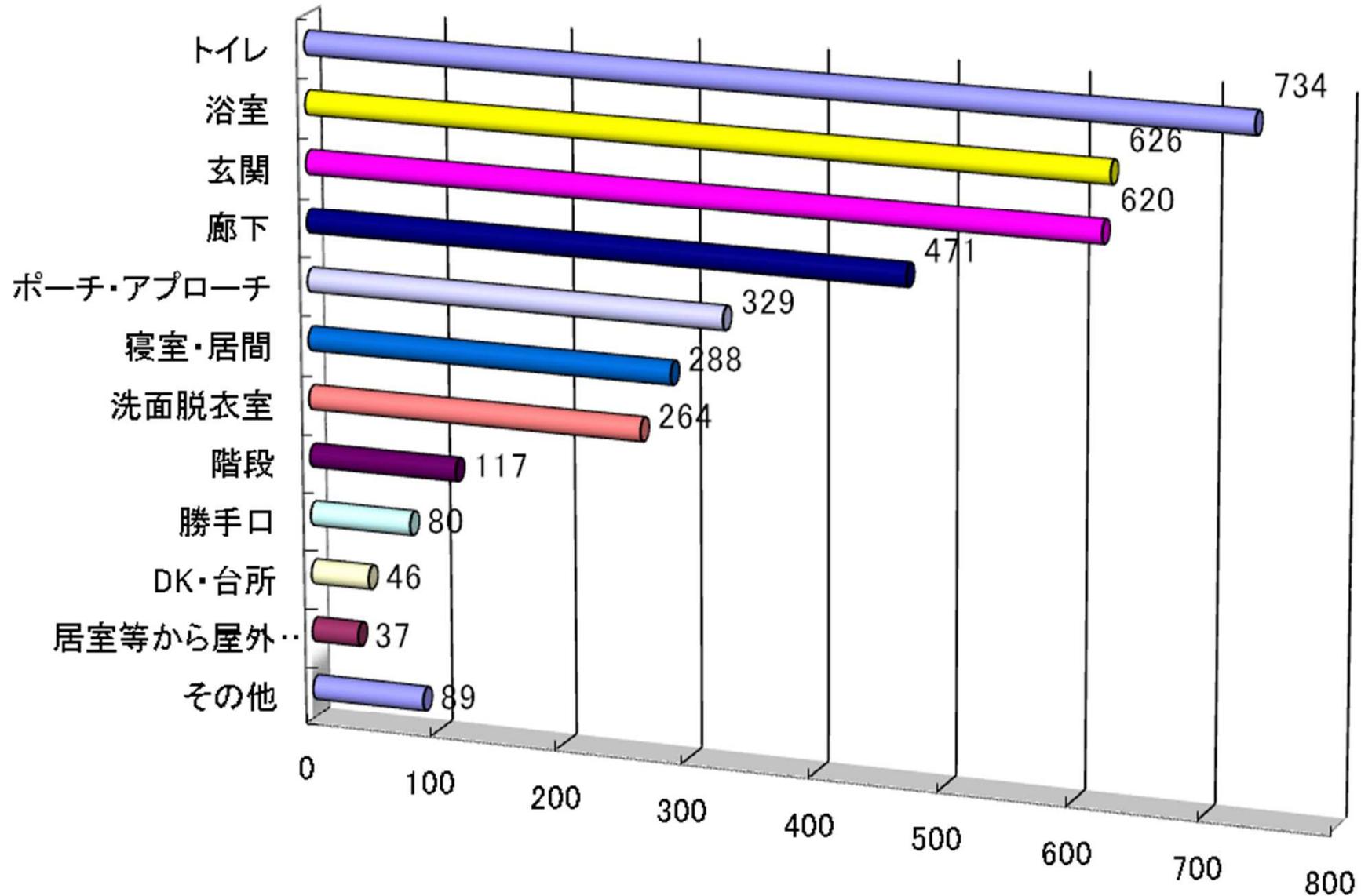
健康寿命・介護予防を阻害する3大因子



工事の種類別 工事件数

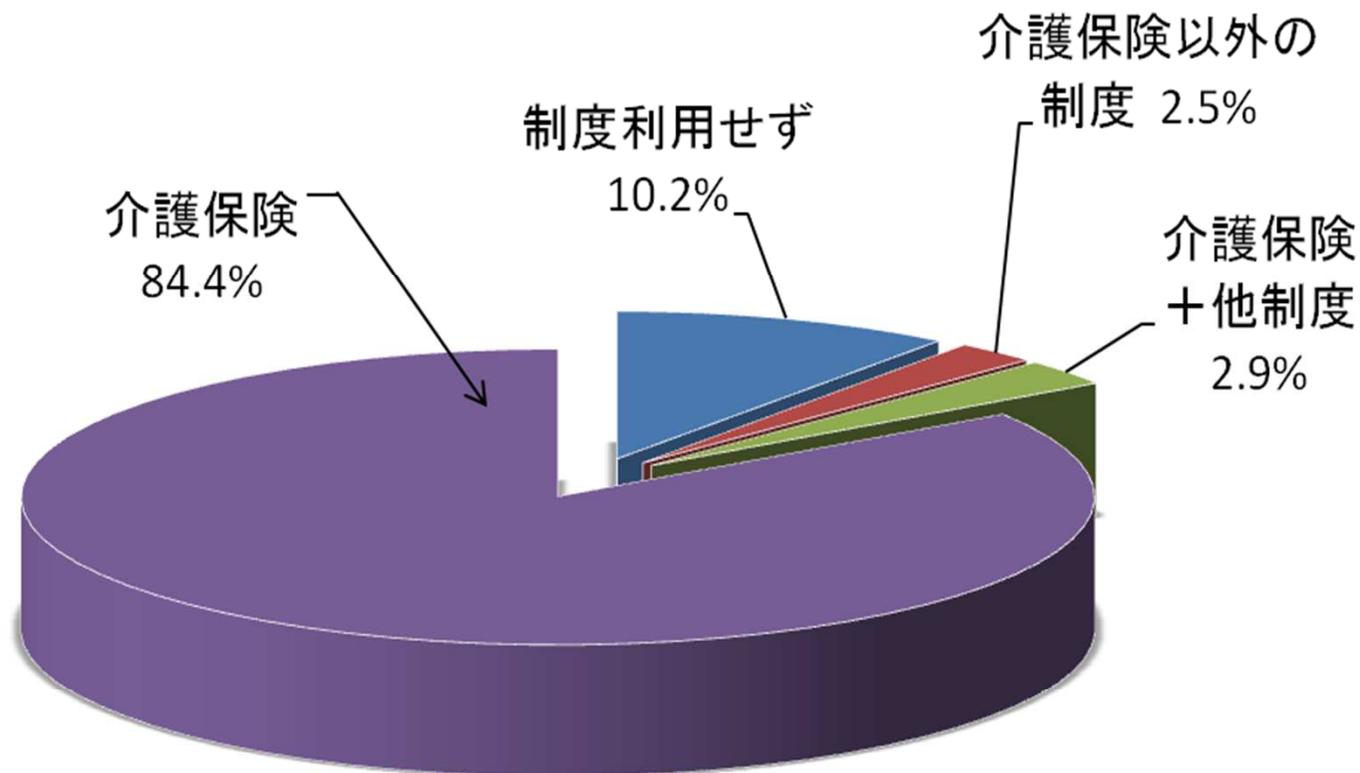


施工箇所別 工事件数



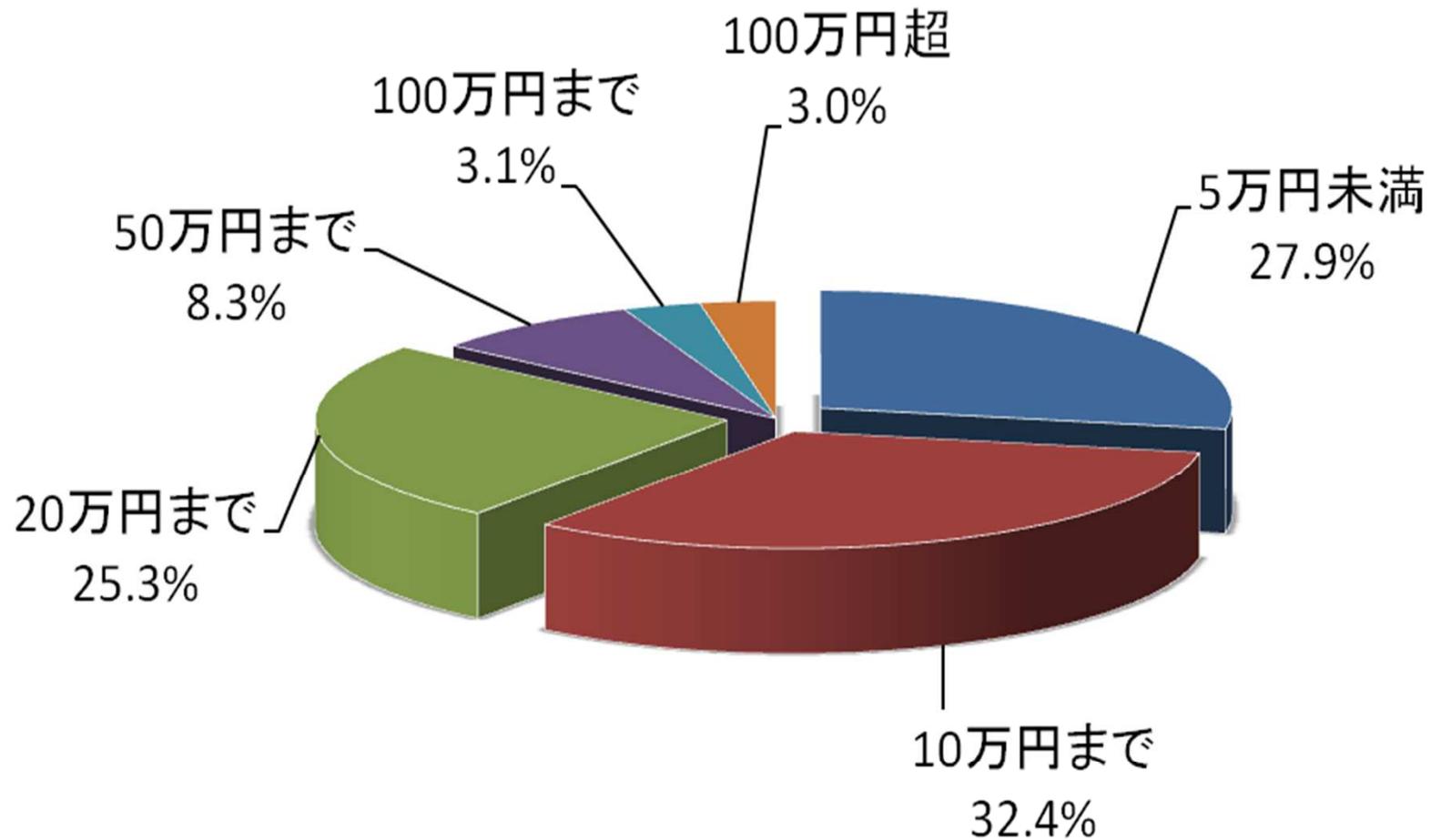
利用制度別 工事件数

n=1,166



工事費用別 工事

n=1,166



介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費〈事前審査〉申請書

秋田市
申請様式
「事前審査申請書」

フリガナ		保険者番号	0 5 2 0 1 9					
被保険者氏名		被保険者番号						
生年月日	明・大・昭 年 月 日生							
住 所	〒							
住宅の所有者	電話番号 被保険者との関係 ()							
改修の内容・ 箇所及び規模	施工予定 業者名							
	着工予定日	平成	年	月	日			
	完成予定日	平成	年	月	日			
改修予定額	円 (税込)							
支給申請予定額	円 (限度額180,000円)							
<p>(宛先) 秋 田 市 長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の事前審査を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏 名 印</p>								
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅所有者の承諾書 (住宅の所有者が当該被保険者でない場合のみ) 介護支援専門員(ケアマネジャー)等が作成した住宅改修が必要な理由書 ※ケアプランを作成するケアマネジャー等がいる場合は、ケアプラン等を添付 工事費見積書 ※改修箇所ごとの材料費(メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等)・施工費(人工等)、介護保険対象部分 が明確であるもの 改修予定箇所ごとの日付入りの写真 ※予定箇所に印をつけるなど、できるだけわかりやすいもの ※写真だけでわかりにくい場合は図面等も添付 <p>※ 書類で不十分な場合等、現場を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。</p>								

介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書

秋田市
申請様式
「支給申請書」
償還払い用

フリガナ		保険者番号		0	5	2	0	1	9
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭 年 月 日生								
住 所	〒								
住宅の所有者	電話番号								
	被保険者との関係 ()								
改修の内容・箇所及び規模	業 者 名								
	着 工 日	平成	年	月	日				
	完 成 日	平成	年	月	日				
改 修 費 用	円 (税込)								
<p>(宛先) 秋 田 市 長</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p>									

- 添付書類 1. 住宅改修に要した費用に係る領収書
 2. 工事費内訳書
※改修箇所ごとの材料費（メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等）・施工費（人工等）、介護保険対象部分が明確であるもの
 3. 改修箇所ごとの日付入りの写真
※写真だけでわかりにくい場合は図面等も添付
 4. 委任状（申請者以外の口座に振り込む場合のみ）
注）書類で不十分な場合等、現場を確認させていただくことがありますのでご協力をお願いします。

居宅介護・介護予防住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄		銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号
		金融機関コード	店 舗 コード	1 普通預金	
				2 当座預金	
				3 その他	
	フリガナ				
	口座名義人				

介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書【受領委任払用】

秋田市
申請様式
「支給申請書」
受領委任払用

フリガナ			保険者番号	0 5 2 0 1 9				
被保険者氏名			被保険者番号					
生年月日	明・大・昭 年 月 日生							
住 所	〒		電話番号					
住宅の所有者	被保険者との関係 ()							
改修の内容・箇所及び規模	業者名							
	着工日		平成 年 月 日					
	完成日		平成 年 月 日					
改修費用 (A)	円	利用者負担金額 (B)	円	支給申請金額 (A-B) 円				
<p>(宛先) 秋 田 市 長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>また、以下の事業者に対し受領委任しましたので、支給の可否に関し当該事業者に通知することに同意します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏 名 印</p>								

- 添付書類
1. 住宅改修に要した費用に係る領収書
 2. 工事費内訳書
 - ※改修箇所ごとの材料費（メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等）・施工費（人工等）、介護保険対象部分が明確であるもの
 3. 改修箇所ごとの日付入りの写真
 - ※写真だけでわかりにくい場合は図面等も必要です。
- 注）書類で不十分な場合等、現場を確認させていただくことがありますのでご協力をお願いします。

事業者 同意欄	受領委任払制度の利用に同意し、施工完了しました。については、登録口座に振り込んでください。						
	所在地						
	名称						
	代表者氏名					印	

2016年 月 日

改修費見積書
例

A.A 様

福祉住環境・西村一級建築士事務所
代表・管理建築士 西村 伸介

〒430-0924 浜松市中区難禪寺町569番地
TEL・FAX 053-457-3570

下記の通りお見積申し上げます

住宅改修工事費

¥281,840 [消費税額を含みます]

合括表

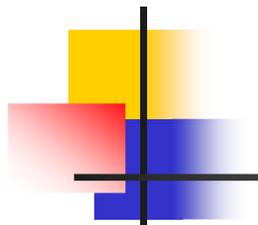
項目	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
介護保険 支給申請 対象工事	I 工事費						
	① 手すり取付け工事		1	式		6,620	
	② 引き戸等への扉の取替え工事		1	〃		6,700	
	③ 洋式便器の取替え工事		1	〃		151,060	
	④ 洋式便器の取替えに伴う工事		1	〃		81,060	
	工事費 計					245,440	
	II 経費					17,000	
	計					262,440	
	出精値引き					-2,440	
	再 計					260,000	
消費税額	8%				20,800		
合 計	a				280,800		
介護保険 支給申請 対象外工事	I 工事費						
	⑤ トイレ整備工事		1	式		12,000	
	工事費 計					12,000	
	II 経費					1,000	
	計					13,000	
消費税額	8%				1,040		
合 計	b				1,040		
総 計	c=a+b				281,840		

資金内訳(見込み)

総費用額	c				281,840	
介護保険支給額	A				-180,000	支給限度額
差し引き ご負担額	c-A				101,840	

工事費内訳

	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
I	工事費						
①	手すり取付け工事						
	[トイレ]						
	木製手摺	35φ	1.1	m	2,100	2,310	ケリッパ型
	” エントブラケット	(AA-35EE)	2	ヶ	1,020	2,040	
	” エキブラケット	(AB-35LB)	1	”	1,270	1,270	
	取付工事費		1	式	1,000	1,000	
	小計					6,620	
②	引き戸等への扉の取替え工事						
	[トイレ:ドアノブをレバーハンドル式に取替え]						
	トイレ錠、レバーハンドル式	バックセット:60mm	1	ヶ	4,700	4,700	
	取替え工事費		1	式	2,000	2,000	
	小計					6,700	
③	洋式便器への取替え工事						定価
	洋式便器	CS220B	1	台	24,600	24,600	¥41,000
	ロータック(手洗い付き)	SH221BAS	1	”	29,160	29,160	¥48,600
	温水洗浄便座	ウォシュレット:F1A、TCF4711AK	1	”	71,400	71,400	¥119,000
	給排水管、継ぎ手他雑部品		1	式	5,900	5,900	
	器具設置、給排水設備工事		1	”	20,000	20,000	
	小計					151,060	
④	便器の取替えに付帯する工事						
	[床、壁の一部の造作]						
	既設床・便器撤去解体工事費		1	式	21,000	21,000	
	撤去便器・解体材処分費		1	”	5,000	5,000	
	根太	45*45*3600	2	本	1,290	2,580	
	大引		1	”	1,490	1,490	
	耐水合板	厚12	1	枚	2,510	2,510	
	仕上げクッションフロア貼り	1.12㎡	1	式	10,000	10,000	
	胴縁		2	本	300	600	
	プリント合板		2	枚	1,940	3,880	
	巾木		1	本	1,000	1,000	
	釘・金物・接着剤		1	式	2,000	2,000	
	養生費		1	”	2,000	2,000	
	大工工事費		1	”	29,000	29,000	
	小計					81,060	
⑤	トイレ整備工事						
	電気設備工事	アース付きコンセント設置	1	式	12,000	12,000	
	小計					12,000	



仙台市ホームページより

住宅改修が必要な理由書(1)

1

〈基本情報〉

利用者	被保険者番号	1234567890	年齢	77 歳	生年月日	明治・大正・昭和 10 年 10 月 10 日		現地確認日	平成24年10月15日	作成日	平成24年10月15日
	被保険者氏名	介護 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護		作成者	所属事務所	〇〇居宅介護支援事業所		
	住所	仙台市青葉区△町×丁目○番□号						資格 <small>(作成者が介護支援専門員でないとき)</small>	氏名	名取 春子	
							連絡先	022 (123) 0000			

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄	
	氏名			

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	利用者	福祉用具の現状の利用状況と 住宅改修後の想定		
		改修前	改修後	改修後
利用者の身体状況	脳梗塞、変形性関節症。 平成21年5月4日、A病院に入院し、脱水による脳梗塞との診断を受けたが麻痺はなく、6月1日に退院。 現在、起き上がりは物につかまれば可能。立ち上がり時に左膝疼痛あり。 屋内歩行はゆっくりだが、つたい歩きが可能。屋外移動は車椅子を介助により使用。リハビリにて回復の可能性あり。	<input checked="" type="checkbox"/> 車いす <input checked="" type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 床ずれ予防用具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input checked="" type="checkbox"/> 腰掛便座 <input type="checkbox"/> 特殊尿器 <input type="checkbox"/> 入浴補助用具 <input type="checkbox"/> 簡易浴槽 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
介護状況 (主な介護者含む)	独居だが、同一敷地内に長女夫婦が居住。近隣に長男家族が居住。 長女、長男が交代で介護可能。今は排泄についてはポータブルトイレを利用している。入浴は、訪問入浴利用の週二回のみである。 特に上がりかまち段差の昇降は介助がないと難しい。			
住宅改修により、 利用者は日常生活 をどう変えたいか	自分でトイレに行けるようになりたい。 訪問入浴だけでなく、自宅の風呂で入浴したい。 手伝いがなくとも一人で外出が出来るようになりたい。(手伝ってもらわずに玄関の出入りが出来るようになりたい。)			

住宅改修が必要な理由書(2)

2

(1)の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください。

① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄 <input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗含む) <input checked="" type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排便時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	移動はつたい歩きでなんとか可能。左腰に痛みが生ずることあり。居室から廊下3cmの段差あり、段差の昇降が不安定。便座への座位はつかぬものがないため不安。特に立ち上がりの動作に苦慮している。 出入口にもつかまるところがないので、扉の開閉動作が危ない。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの配置 (廊下の移動経路) (トイレ内立ち座り用、衣服着脱用) (上がりかまち横壁面) (玄関扉付近の内外壁面) () <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (廊下3cmかさ上げ) (上がりかまちに踏み台設置) () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> その他 () () ()
入浴 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	居室から浴室までの移動は「排泄」と同じ。浴槽をまたぐ際に転倒の不安があり危険。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 居室から浴室までの移動は「排泄」と同じ。バスボードを利用して安定して浴槽に入れるようにする。 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> その他 () () ()
外出 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかま치의昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	上がりかまちに40cmの段差があり、介助がないと昇降できないので、困っている。玄関の扉の開閉時につかまるところがないので、動作が不安定。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちに親手すりと踏み台設置により、上がりかま치의昇降を一人で行えるようにする。玄関扉の内と外の壁面に手すりを取り付けることにより、扉の開閉を安定して行えるようにする。 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> その他 () () ()
その他の動作(行為)		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 () () ()

静岡県袋井市ホームページより

住宅改修が必要な理由書 記入例①

(P1)

<基本情報>

利用者	被保険者番号	〇〇〇〇	年齢	81歳	生年月日	明治 昭和 平成 ×年×月×日	性別	□男□女
	被保険者氏名	袋井花子	要介護認定 (該当に○)	要支援 1・2	要介護 経過的・1・②・3・4・5			
	住所	袋井市新屋一丁目の1番地の1						

作成者	現地確認日	平成〇〇年〇月〇日	作成日	平成〇〇年〇月〇日
	所属事業所	〇×△□		
	氏名	浅羽 太郎		
	連絡先	〇〇-〇〇〇〇		

保険者	確認日	平成〇〇年〇月〇日	評価欄
	氏名	〇△ □	

<総合的状況>

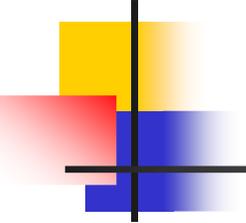
利用者の身体状況	右大腿骨頸部骨折により人工骨頭置換術後。 平成17年7月に廊下で転倒し、入院。人工骨頭置換術後、8月10日に退院。 室内は、杖でゆっくりではあるが歩行可能。ただし、見守りが必要。屋外は車いすを使用。	福祉用具の現状の利用状況と 住宅改修後の想定		
		改修前	改修後	
介護状況	骨折前より長男夫婦と同居しており、排泄と入浴の介助については主に長男の妻が行っている。 日中は、本人しかいない場合もある。			
住宅改修により、 利用者は日常生活を どう変えたいか	長男の妻の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作や家事(調理)なども含め自分でできることはしていきたい。 できることは自分で行っていきたいとの思いを支援していく。 家屋が古く段差が多いために、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。 玄関には既に手すりと踏み台があり、一人で上がりかまちの昇降ができるので、今回は排泄と入浴動作及び、調理動作について改善したい。 できればお風呂には毎日入りたい。			

住宅改修が必要な理由書（記入例①）

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので)	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が解決できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排 泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便座からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	居室からトイレの移動は、杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。 便座からの立ち上がりの際に、支持するところがため、介助が必要。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの設置 (廊下の移動経路) (廊下の移動経路) (便器横壁面) (脱衣所) (浴槽内の移動経路) () () () ()
入 浴	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。 浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。 浴槽の50cmの縁高を一人でまたぐことができず、介助を必要としている。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (廊下3cmかさ上げ) (浴槽を17の厚40cm、深さ50cmのものに取り替え) () () () () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () ()
外 出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外 までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 () () () () () () ()
そ の 他 の 活 動	調理 台所での移動、姿勢保持	杖で何とか台所へは行けるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	杖なしで長時間の作業が可能となるように、車いす作業を可能とするため、廊下と台所との段差を解消する。



2. 介護保険以外に 利用できる制度

☆リフォームを前に耐震診断を事前に行ってみませんか？

(同時施工がお得です。)

まずは、「[住宅の耐震化について](#)」(←クリック!!)

平成28年度 秋田県住宅リフォーム推進事業(県ホームページより)

このページを紹介する




住宅リフォーム推進事業

増改築・リフォーム工事に対し補助対象工事費の10%最大15万円の補助！
多子世帯の場合20%最大40万円、空き家購入の場合30%最大60万円

県では、住宅投資による県内経済の活性化や、子育て世代の支援、空き家対策により、県民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を推進します。

重要

補助金の申請は、一回限りです。
 一般(持ち家)はH22～27まで申請された方は申請できません。
(リフォーム災害復旧工事を除く)

限りある予算の中で、まだ制度を利用されていない県民の皆様に広く活用していただくための制度改正ですので、ご理解をお願いします。

予算がなくなり次第、終了します。

○一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅)

対象住宅	○マンション等の共同住宅(専有部分のみ)
対象工事	①増改築・リフォームに要する費用(消費税含む)が50万円以上 ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの ③平成28年4月1日以降に工事が完了するものであって、かつ平成29年3月17日までに完了実績報告書の提出ができるもの
対象外工事	①公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ②門・塙等、いわゆる外構工事(※リフォーム等工事に関わる工事を除く) ③住宅用太陽光発電システムの設置に係る費用 ④他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用 ⑤その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用

タイプ	一般(持ち家)	多子世帯(持ち家)	子育て世帯(空き家購入後) [※]
対象者	県内に住所を有する一般県民(工事完了後に県内に転居する者を含む)	県内に住所を有する多子世帯(工事完了後に県内に転居する者を含む)	県内に住所を有する子育て世帯(工事完了後に県内に転居する者を含む)
	平成22から27年度までリフォーム補助を利用していない方	18歳以下の子供が3人以上の親子世帯	空き家を購入し、18歳以下の子供が1人以上の親子世帯
補助額	対象工事に要する費用の 10% 上限15万円 (千円未満切り捨て)	対象工事に対する費用の 20% 上限40万円 (千円未満切り捨て)	対象工事に対する費用の 30% 上限60万円 (千円未満切り捨て)

※空き家とは人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅(所有者等により空き家だったことが証明できるものに限る。)で、かつ、建築後10年を超えた住宅(借家住宅を除く。)をいう。

このページを紹介する





現在地: [ホーム](#) > [くらし情報](#) > [高齢者福祉と介護](#) > [高齢者住宅バリアフリー改修費の一部を補助します](#)

高齢者住宅バリアフリー改修費の一部を補助します

[このページを印刷する](#)

高齢者が安心して快適に自立した日常生活を営むことができるように住宅バリアフリー改修費に補助します

1 対象者等

次の要件をすべて満たす方

- (1) 介護保険法で規定する65歳以上の第1号被保険者
(介護保険法で規定する要介護・要支援認定を受けた被保険者を除く)
- (2) にかほ市に住民登録し、にかほ市内の住宅に居住していること
- (3) 同一世帯で市税等を滞納していないこと
- (4) 同一世帯で当該補助金の交付を過去に受けていないこと
- (5) 賃貸又は売却を目的として住宅を改修等していないこと
- (6) 補助金の交付を受けようとする改修等に対し、公的扶助を受けていないこと

2 対象改修工事

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 既存住宅の改修工事であって、次に掲げるもの

- (ア)手すりの取付け
- (イ)段差等の解消
- (ウ)引き戸等への扉の取替え
- (エ)洋式便器等への便器の取替え
- (オ)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (カ)(ア)から(オ)までの工事に附帯して必要となる工事

*介護保険制度の居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類に準ずる

- (2) 市内に事業所を有する住宅改修を行う業者が施工する工事
- (3) 実施年度の3月31日までに完了する工事

3 補助金額

- 10万円を上限とし、対象改修工事費の2分の1の額（千円未満切捨て）
- （市町村民税非課税世帯等の場合は、10分の8の額）

4 申請

改修工事着工前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、子育て長寿支援課まで提出してください

- (1) 見積書の写し
- (2) 平面図及び改修箇所ごとの工事前写真(日付入り)
- (3) 住宅改修承諾書（借家又は借間の場合）
- (4) 介護保険被保険者証の提示
- (5) 世帯全員の課税証明書及び納税証明書

5 完了実績報告

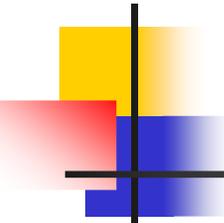
対象改修工事が完了したときは、速やかに、改修事業完了実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付し、子育て長寿支援課まで提出してください

- (1) 改修工事内訳書
- (2) 領収書
- (3) 改修前及び改修後の写真(日付入り)

身体障害者 日常生活用具給付

(うち住宅改修に利用できるものを抜粋)

種目	性能	対象者
移動用リフト	介助者が重度身体障害者(児)を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。 (ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障害 2級以上、原則3歳以上
温水洗浄便座	取替式の便座(便座一体型を除く)であって、乾燥機能を有するもの。(ただし、取り換えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	上肢障害2級以上 (学齢児以上)



障がい児(者)のための
「日常生活用具給付」のうち、
「居宅生活動作補助用具」

- 対象者・・・下肢体幹障害で1～3級
- 品目・・・介護保険の住宅改修工事と同じ
- 耐用年数(回数)・・・1住宅につき1回
- 自己負担金・・・原則1割自己負担。

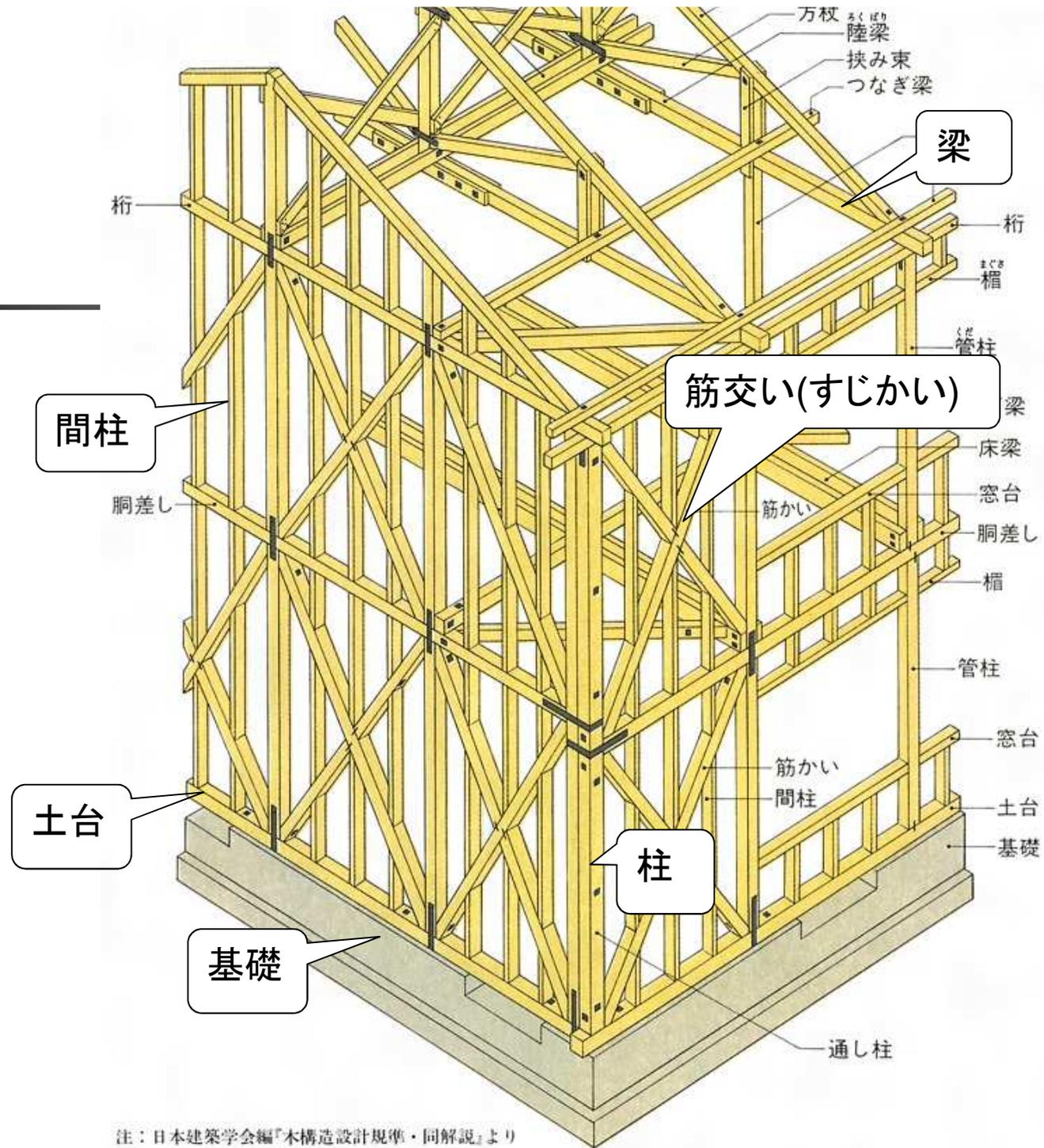
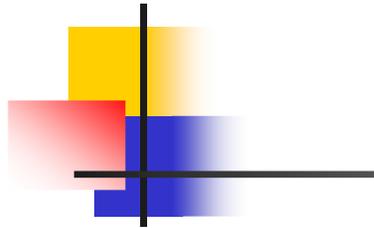
3.安全に暮らせる住環境の考え方

共通言語として知っておきたい

住宅建築の基礎知識

住宅改修のための建築用語

- 柱、梁、筋交い(すじかい)、間柱
- 基礎、土台
- 上框(あがりかまち)
- 建具。引き戸、引き違い戸、鴨居と敷居、沓摺。
- サッシ。扉(開き戸・ドア)、折れ戸
- 腰壁。腰窓、掃き出し窓
- 踏み面、蹴上げ、段鼻
- フローリング、クッションフロア。巾木



注：日本建築学会編「木構造設計規準・同解説」より

(上階の)床板

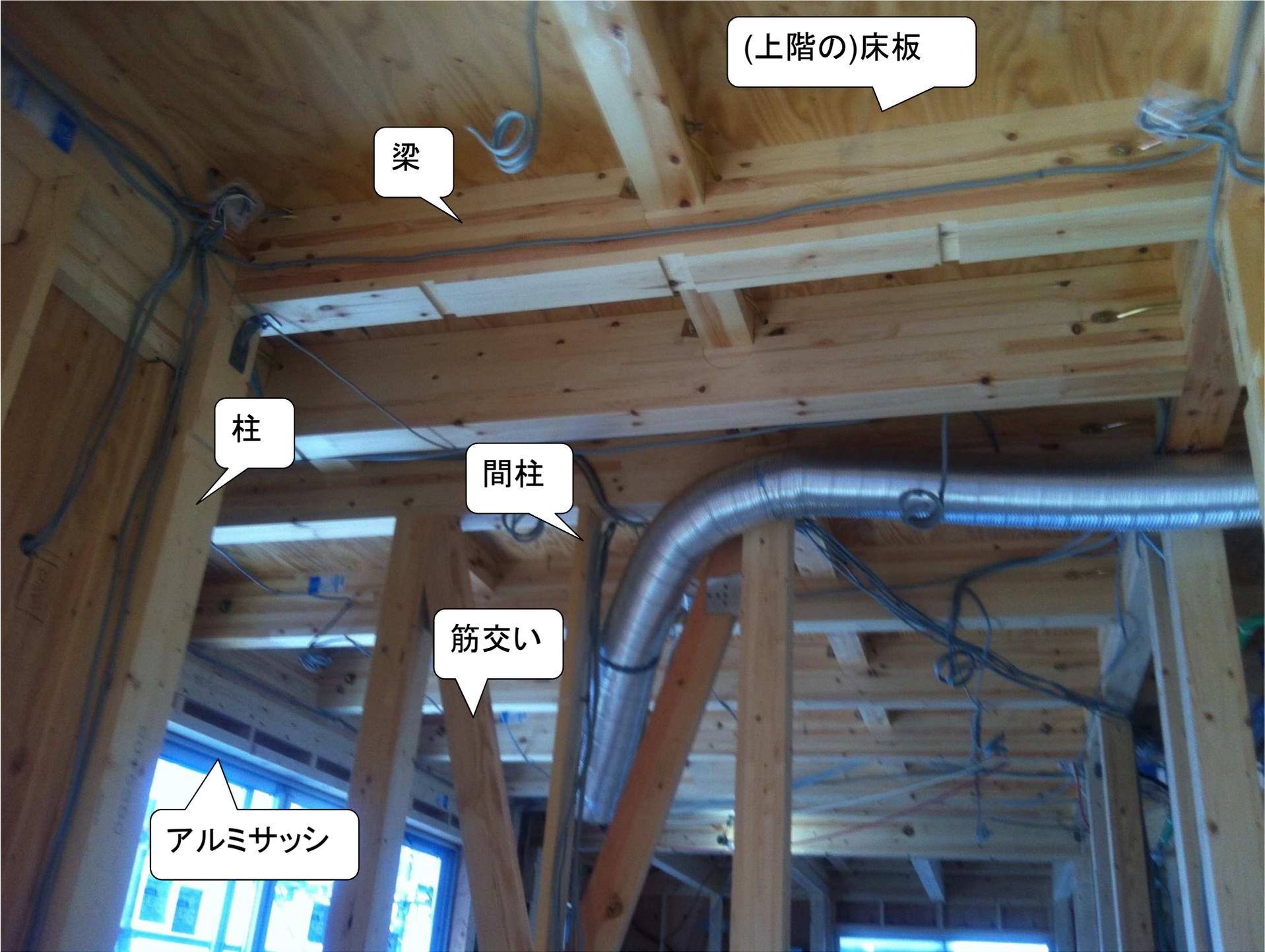
梁

柱

間柱

筋交い

アルミサッシ



壁紙(ビニールクロス)

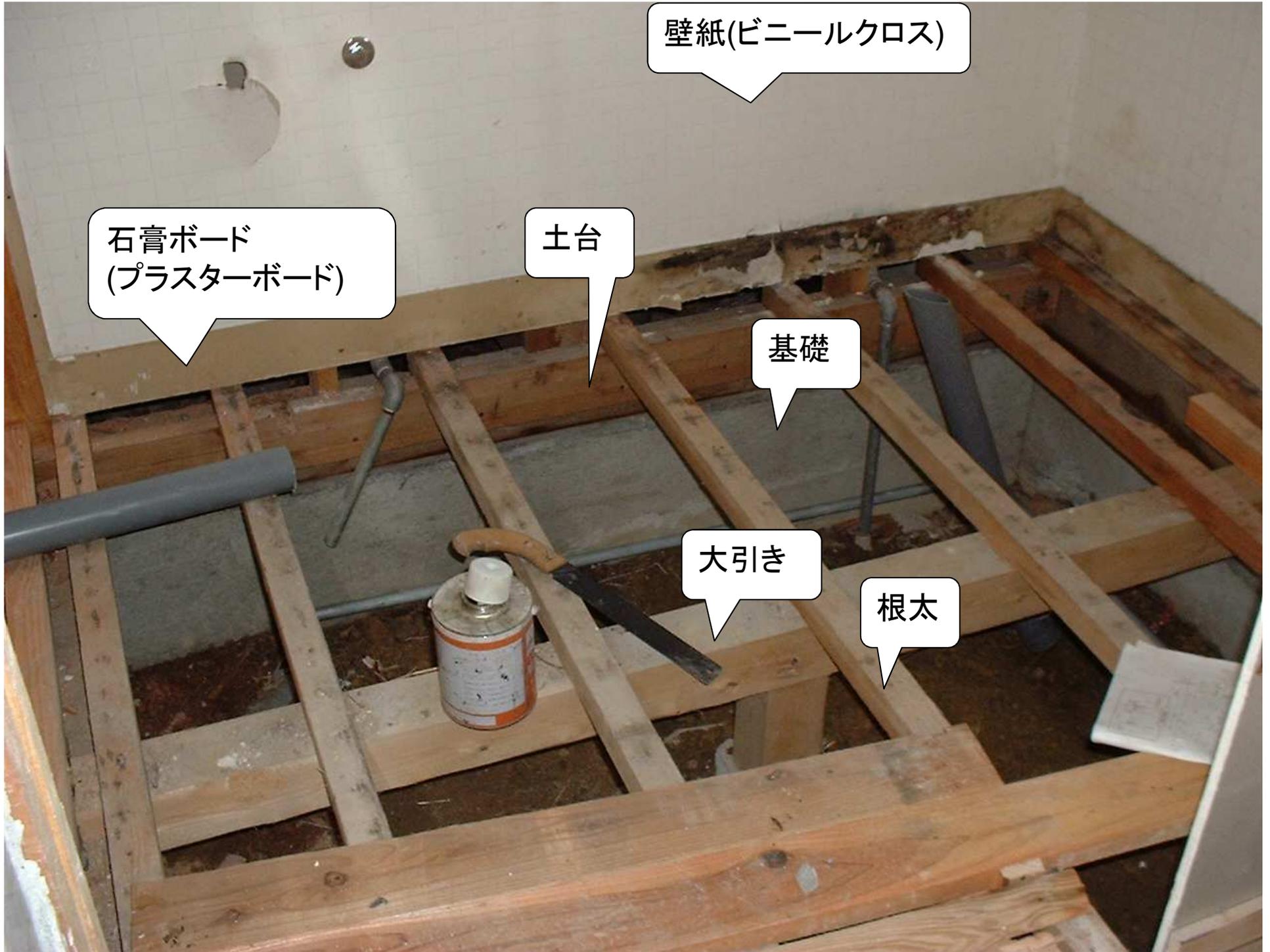
石膏ボード
(プラスターボード)

土台

基礎

大引き

根太





あがりかまち
上框



上框

腰板

式台

かもい
鴨居

建具
引き違い戸
ガラス障子

ですみ
出隅

いりすみ
入隅

しきい
敷居

フローリング
床板

巾木



なげし
長押

らんま
欄間

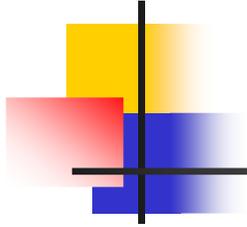
鴨居

建具
(引き違い戸)
襖(ふすま)

建具
(引き違い戸)
障子

敷居



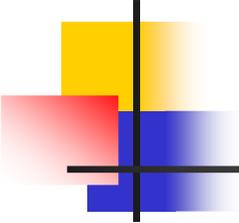


① 図面とは

平面図

立面図

断面図



②

単位

原則として mm

縮尺

〔例〕 1/100
1/60、1/50
1/30

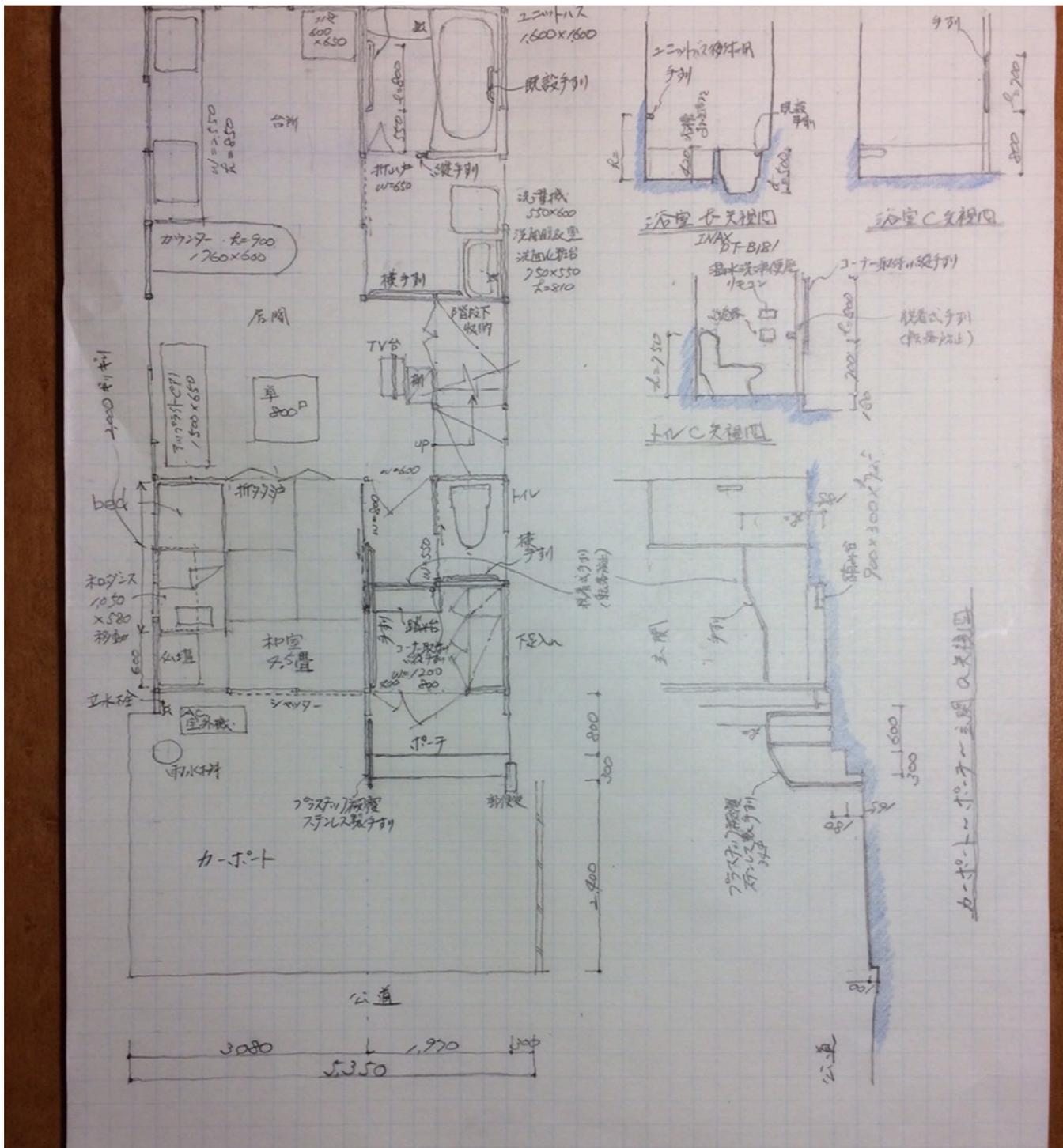
申請用
「住宅改修工事
計画図」

A4版
セクションペーパー

1マス5mmを
303mm(一尺)とする

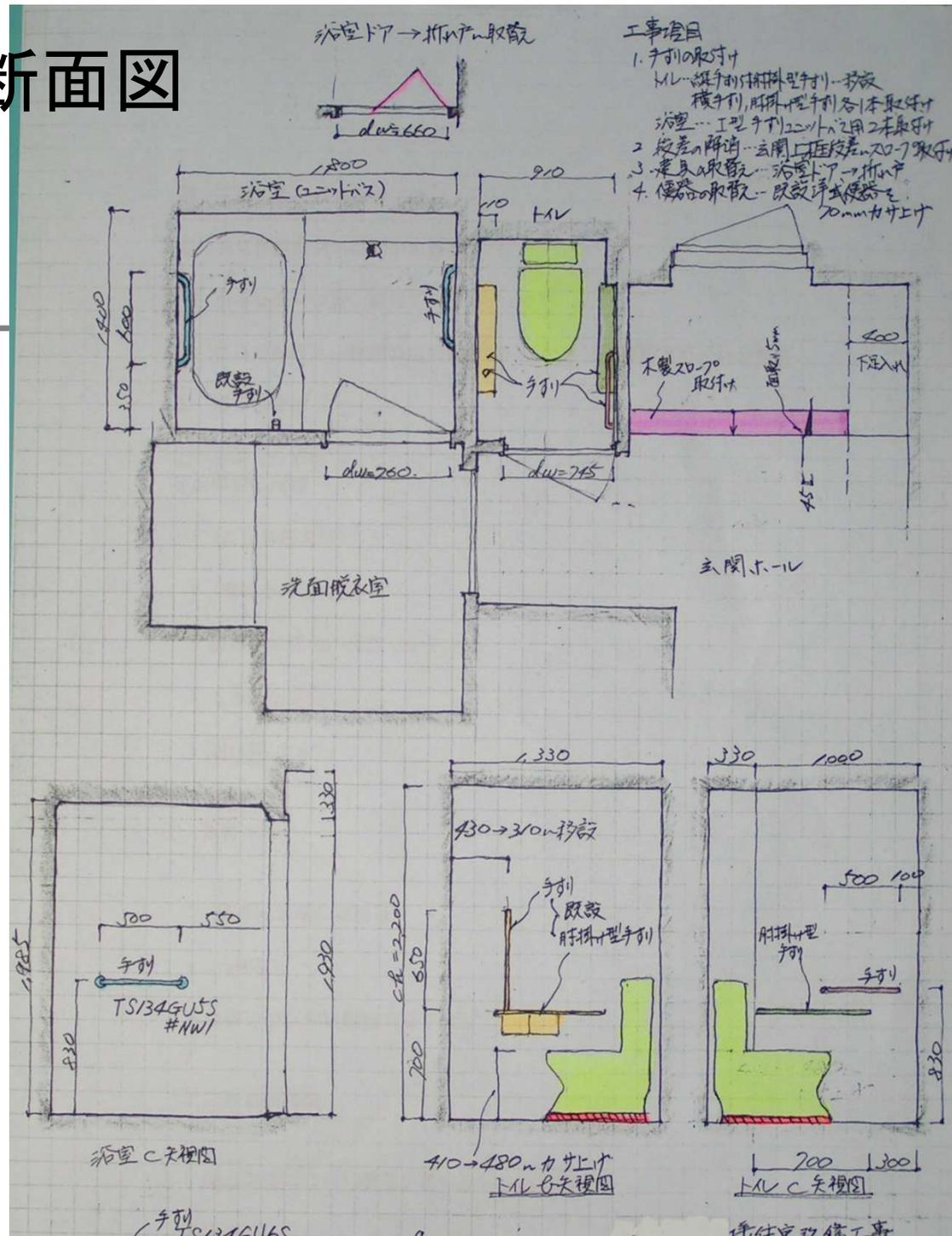
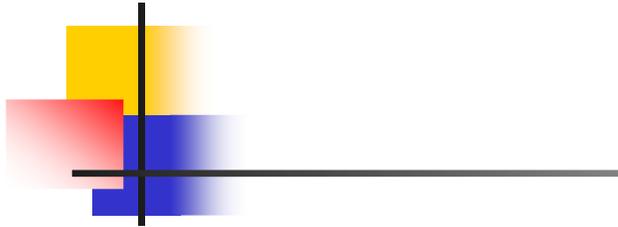


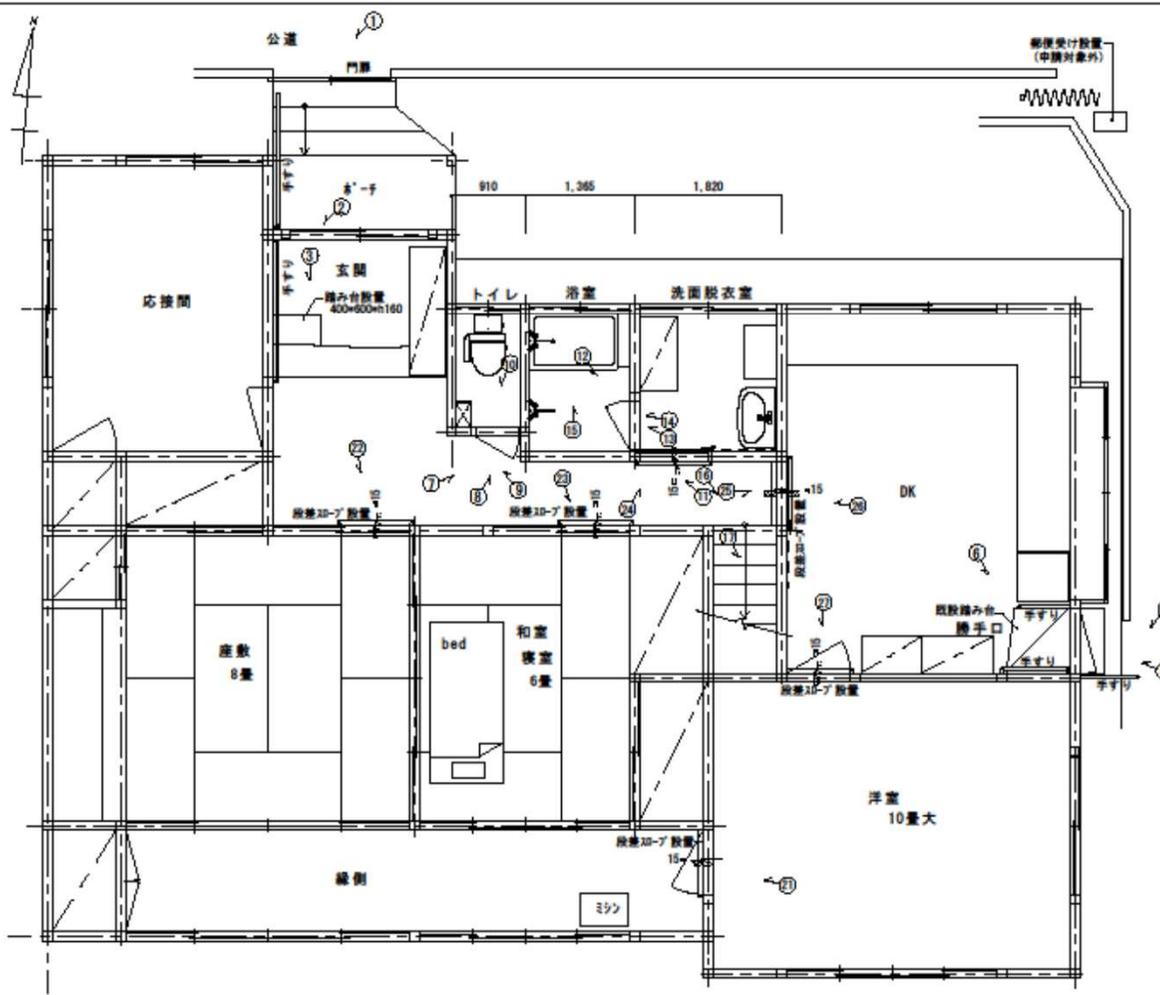
縮尺 $\approx 1/60$



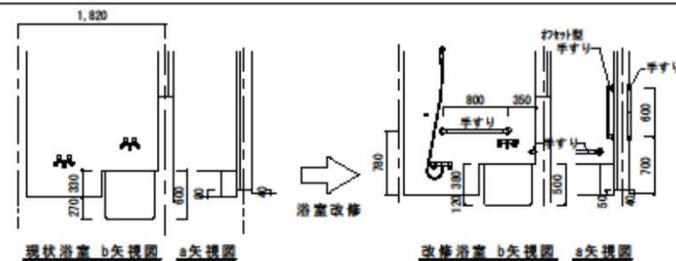


(部分)平面図・断面図

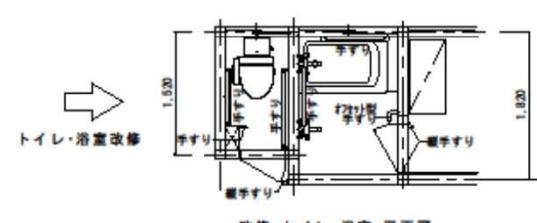




現状・改修 1F 平面図

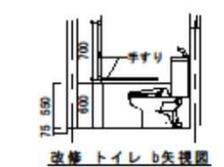


現状浴室 b 矢視図 a 矢視図 改修浴室 b 矢視図 a 矢視図

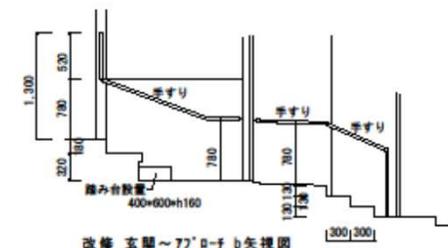


改修 トイレ・浴室 平面図

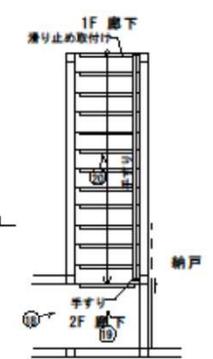
- 浴室機器品目
 19A浴槽
 PNS1141LF
 以下、申請対象外
 シワ・水栓
 TMJ40C3S
 ハス水栓
 TMJ40A3R



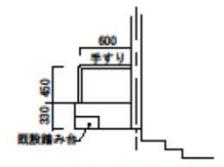
改修 トイレ b 矢視図



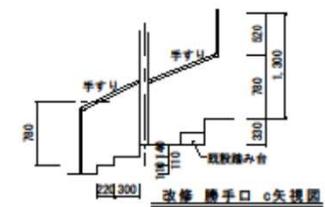
改修 玄関～7'ロ-チ b 矢視図



改修 階段 (1～2F) 平面図



改修 勝手口 a 矢視図



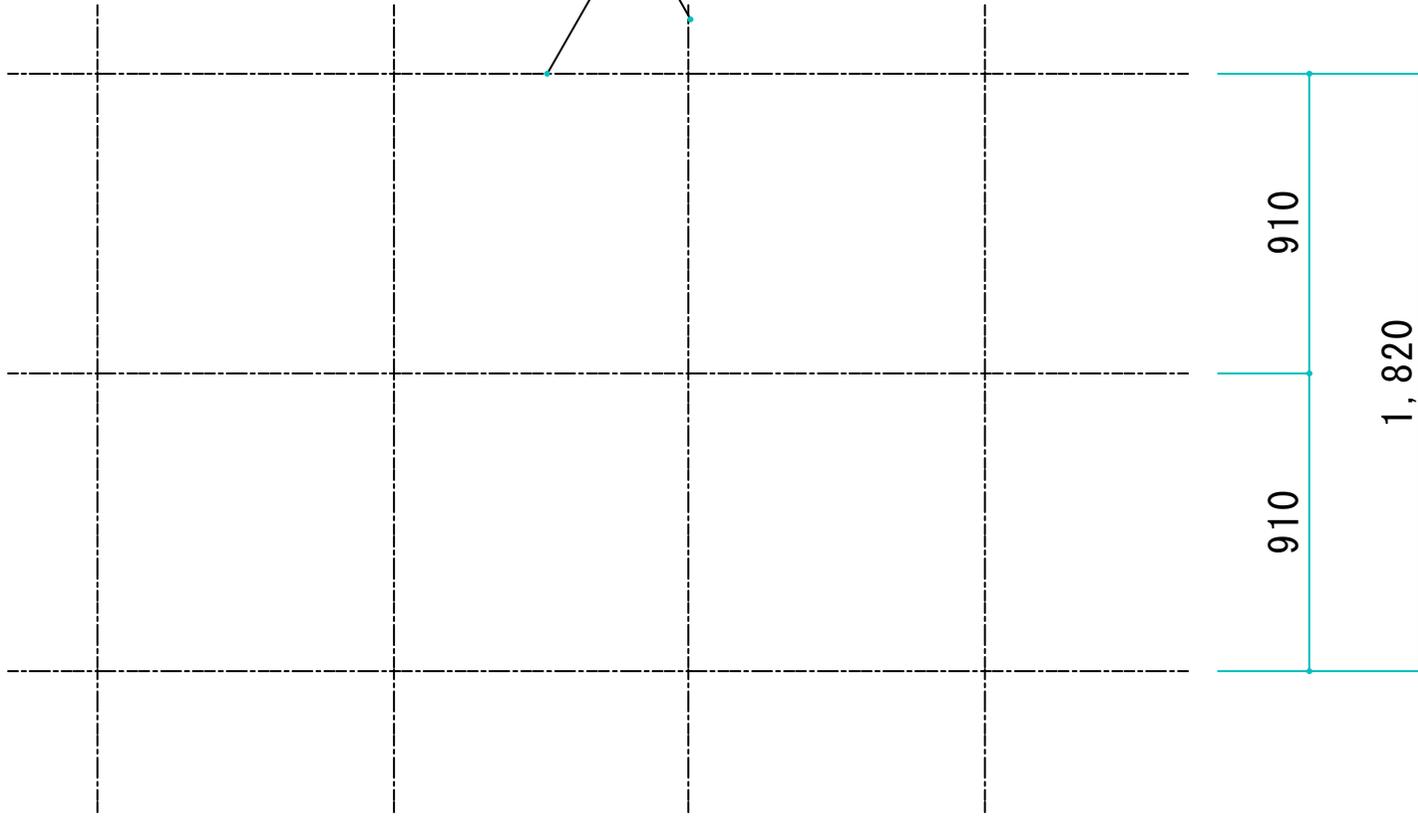
改修 勝手口 c 矢視図

↑ ↓ ← →
 a b c
 ... 矢視方向を示す
 ① ... 写真機を示す

手すり仕様
 屋外...『P』ラスタック被覆ステンレス製34φリップ型
 浴室...樹脂被膜ステンレス製32φ
 その他室内...木製35φリップ型

図面履歴	件 4 様 住宅改修工事	縮 尺 1/60	作成日 2012. 6. 29
福祉住環境コーディネーター 西村事務所	図 名 現状図・改修第1案	作 図 者 西村伸介	

基準線



910

1,820

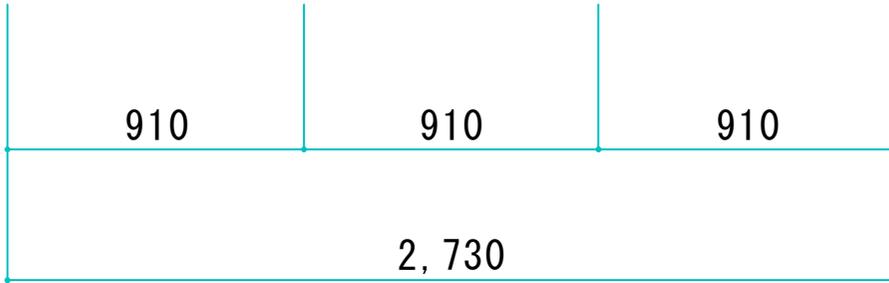
910

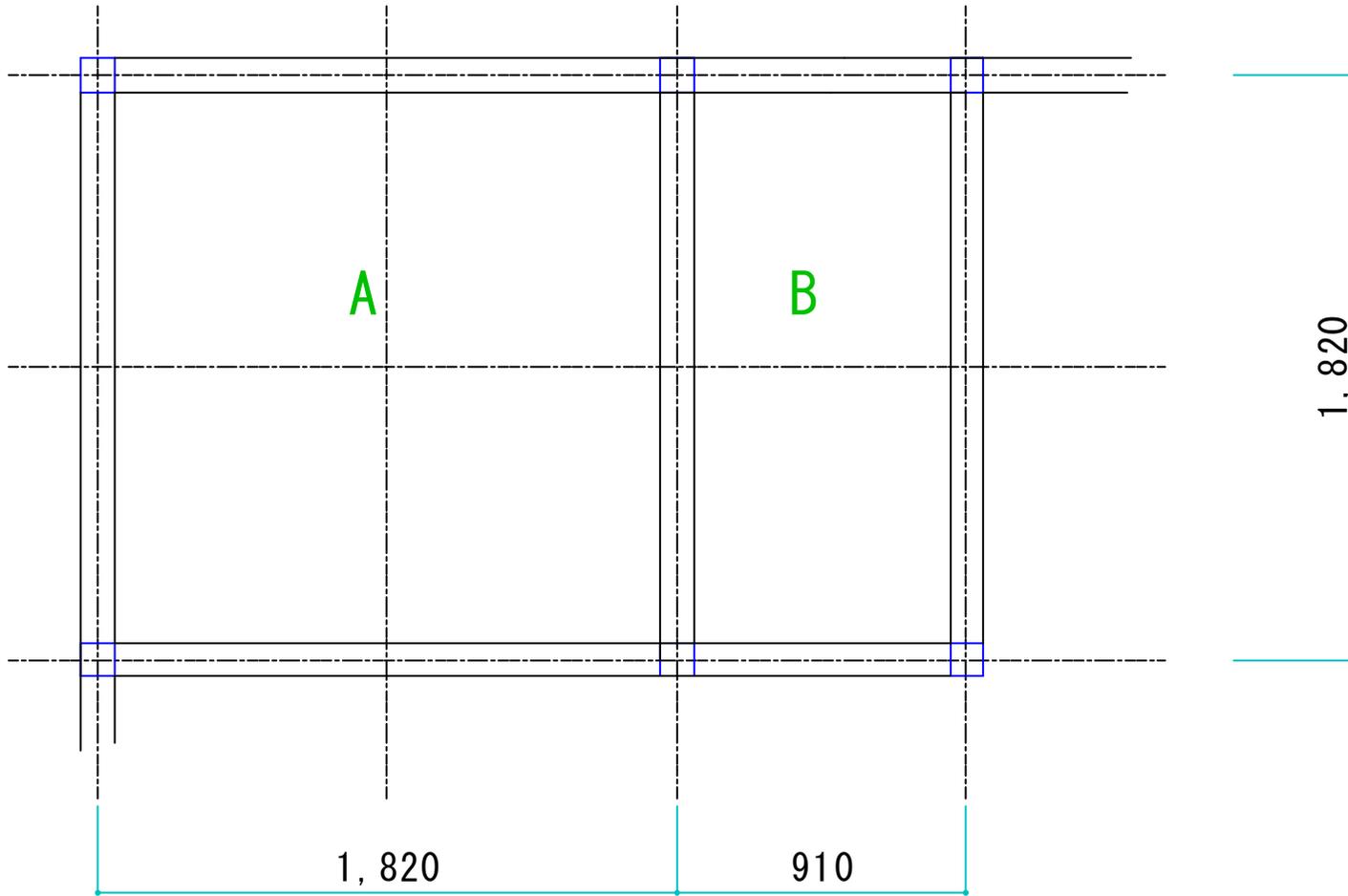
910

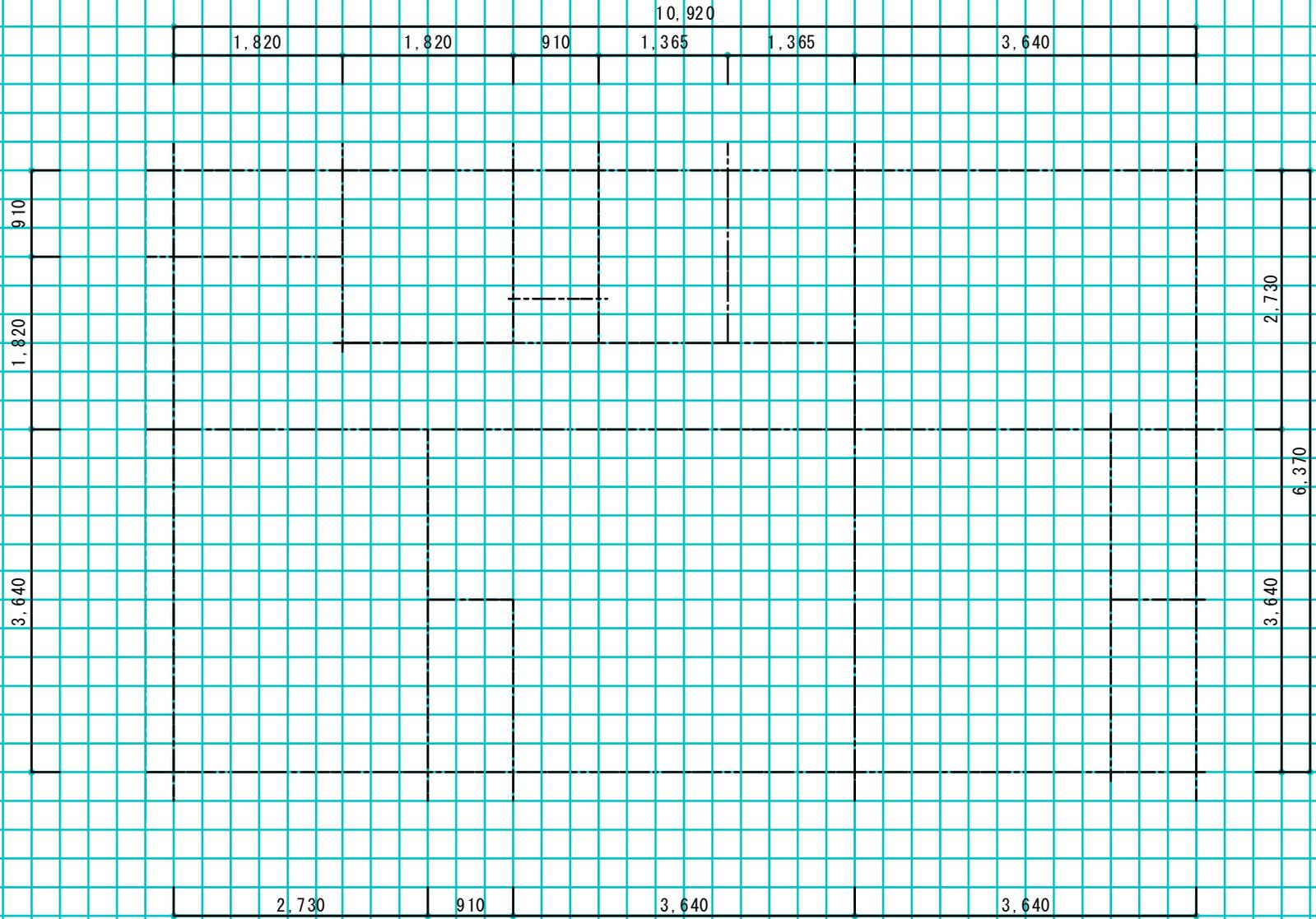
910

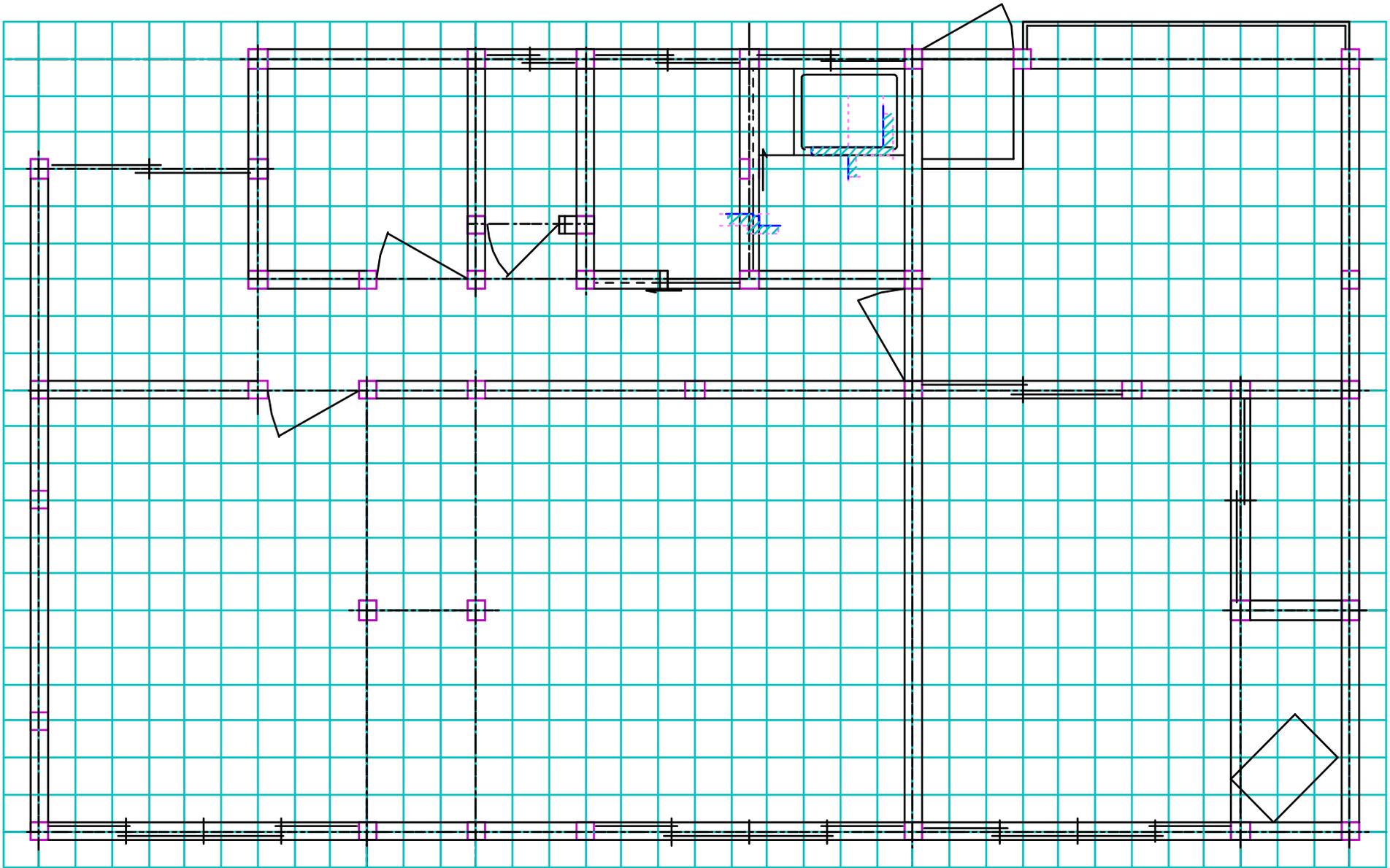
910

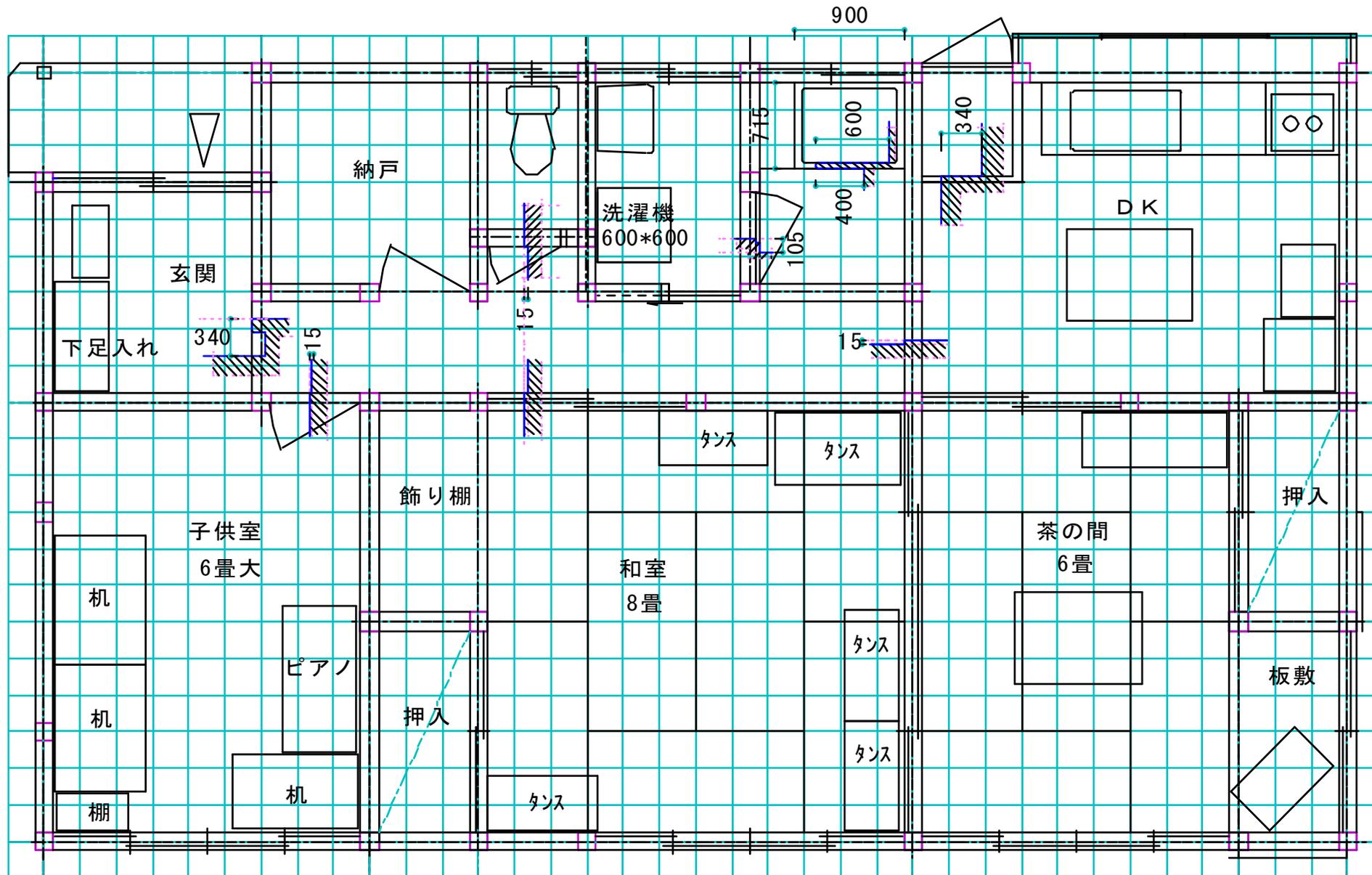
2,730

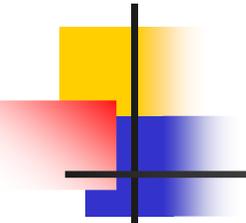












4.住宅改修工事の基本技術

手すりの取付け

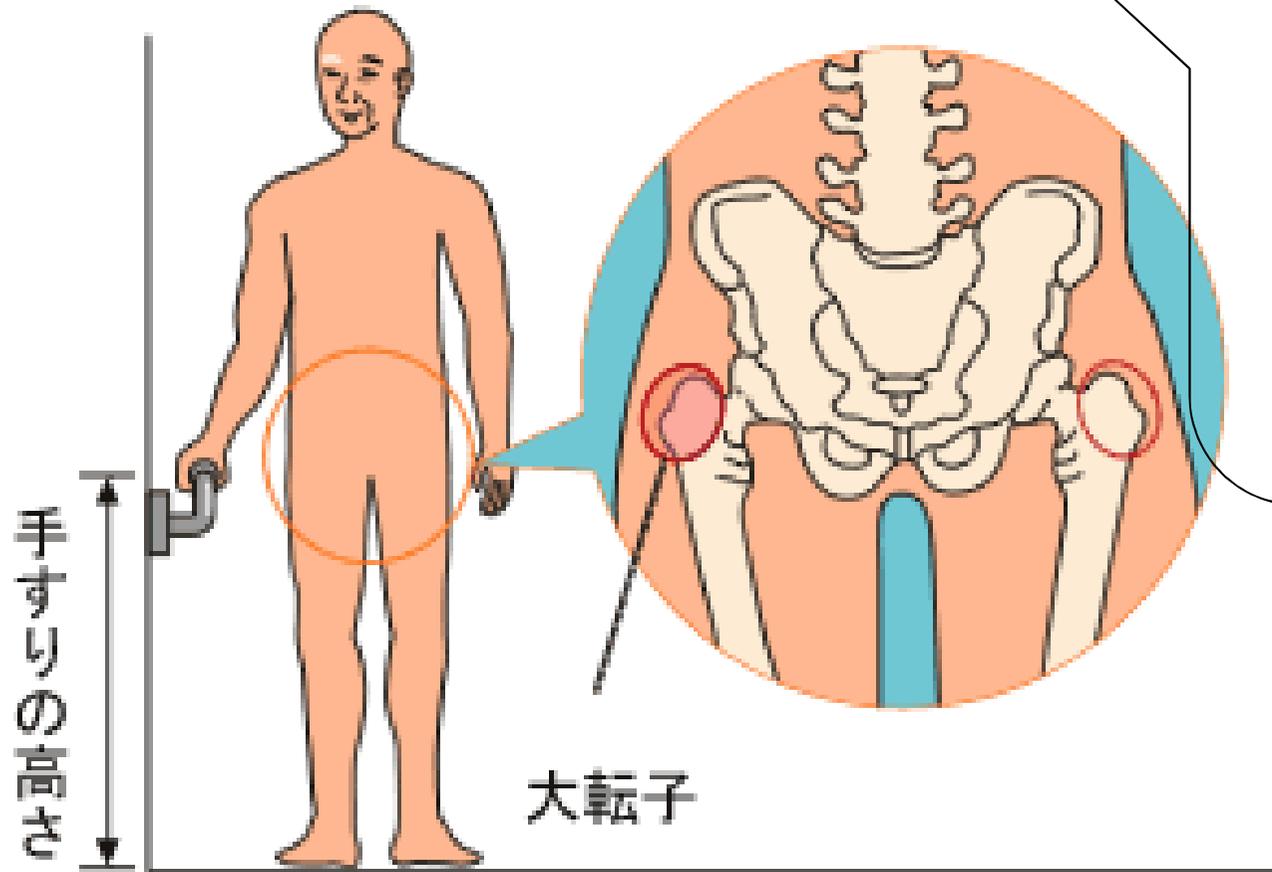
手すりが
最善策かい？

だれが、
どうやって、
決める？

歩行用手すりの
高さは？



移動用水平手すりの高さの決め方



そうですか



手すりは杖の連絡と考えると、その人の大転子の位置に合わせる

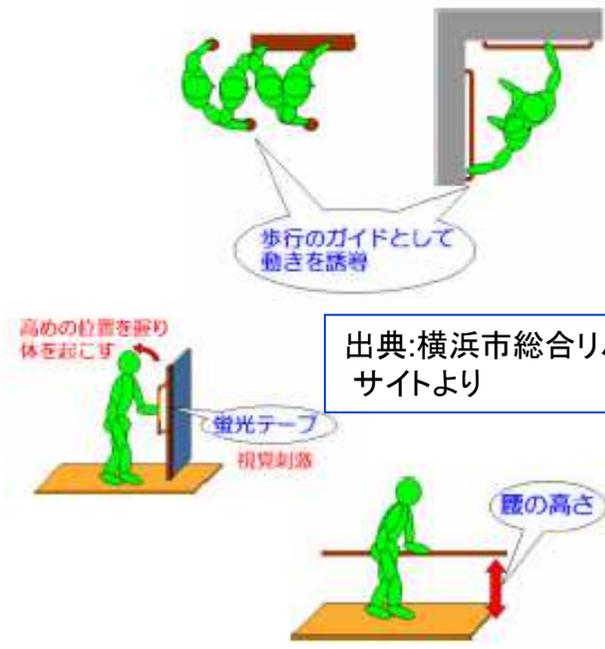
～パーキンソン病の方・歩行編②～

※動作のやりにくさを感じたら、身近にいる理学療法士、作業療法士、看護師、ケアマネジャー、ケースワーカー、保健師などに相談してみましょう。

■ 歩行の工夫～環境編～

バランスを崩したときに安心してつかまれるように、手すりや家具などを設置することで、歩行の安全性を確保できます。手すりの設置が安心感につながり、動作時のすくみを軽減する効果もあります。手すりは歩行のガイドとして使用することが多いため、手を伸ばす目安に利用することもあります。横手すりは、体重を支えるというよりはバランスをとるために利用し、高さは杖よりも若干高め（腰の高さを目安）に設定すると効果的な場合があります（図1）。

ベットなど目標物に向かって歩く際、突進現象により目標物の前でうまく止まれない場合は、斜め方向から近づくと立ち止まりやすいことがあります。方向転換が少ない動線を考えて良いでしょう。わずかな段差はつかかり転倒の危険があるため、中途半端な段差は避け、はっきりした段差は残すことが無難なときもあります。



出典:横浜市総合リハビリテーションセンターサイトより

【図1:手すりの工夫】

■ 歩行の工夫～用具編～

安全に歩行するために、杖や歩行器などの用具を検討しましょう。歩行のバランスを助けるだけでなく、歩き始めのきっかけづくりに有効な場合があります。視覚刺激が有効な場合は、目印となるレーザーがでる杖や歩行器もあります（写真1）。歩行車よりも、歩いたびに持ち上げる必要のあるピックアップ歩行器の方が、自分自身でリズムをとりやすく足が踏み出しやすい場合もあります。

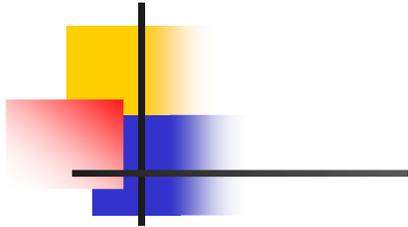
歩行の困りごとや現象はひとりひとり違います。身近にいる理学療法士などに相談し、自分にあった用具を探してみましょう。



【写真1:レーザーがでる杖・歩行器】

手すり設置が**最善策**か？

「杖」



多点杖



ロフストランドクラッチ



プラットフォームクラッチ



サイドウォーカー

手すり設置が**最善策か？** 「歩行器・車」



固定型



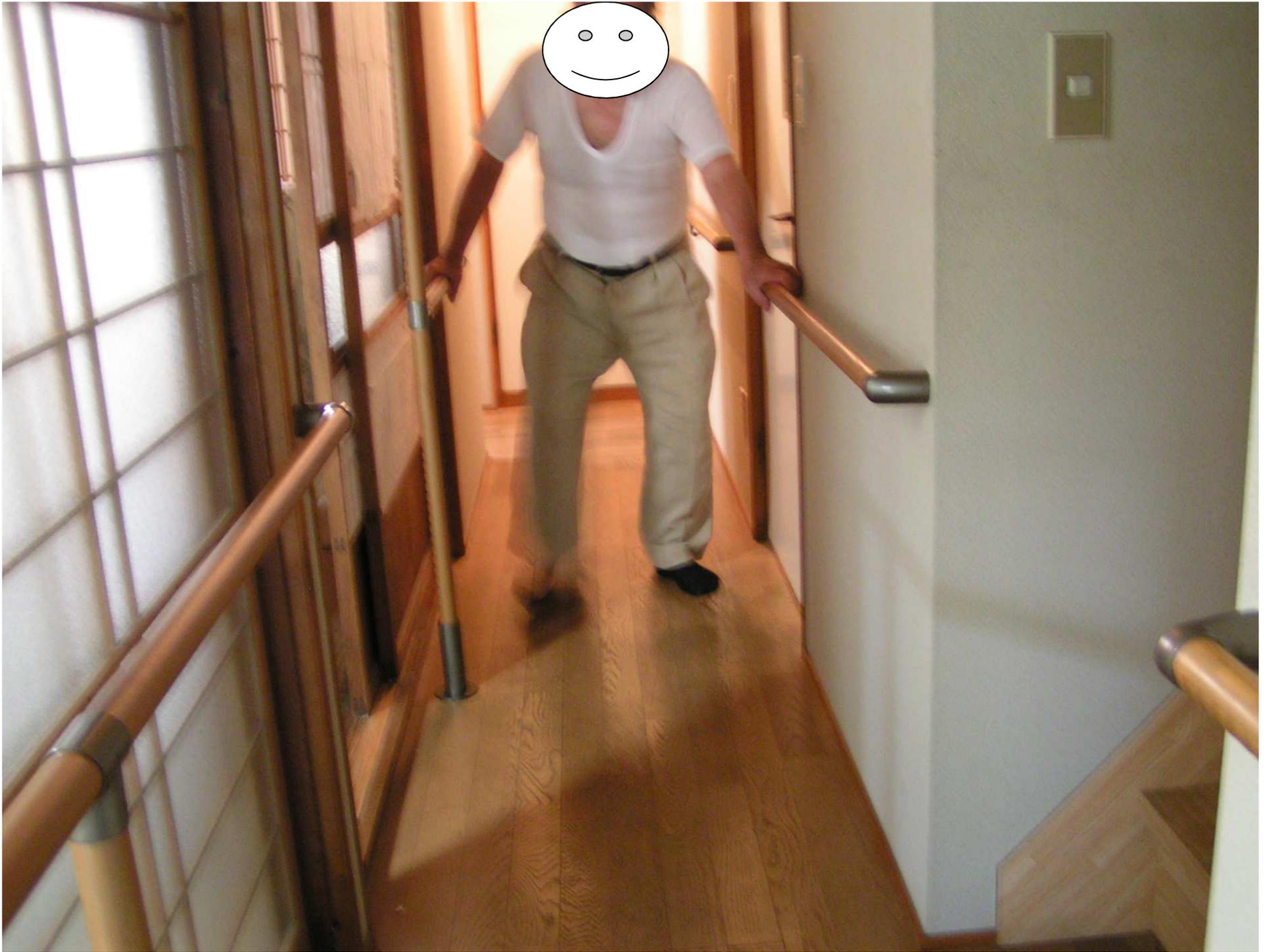
前輪式
(後輪ストッパー付き)

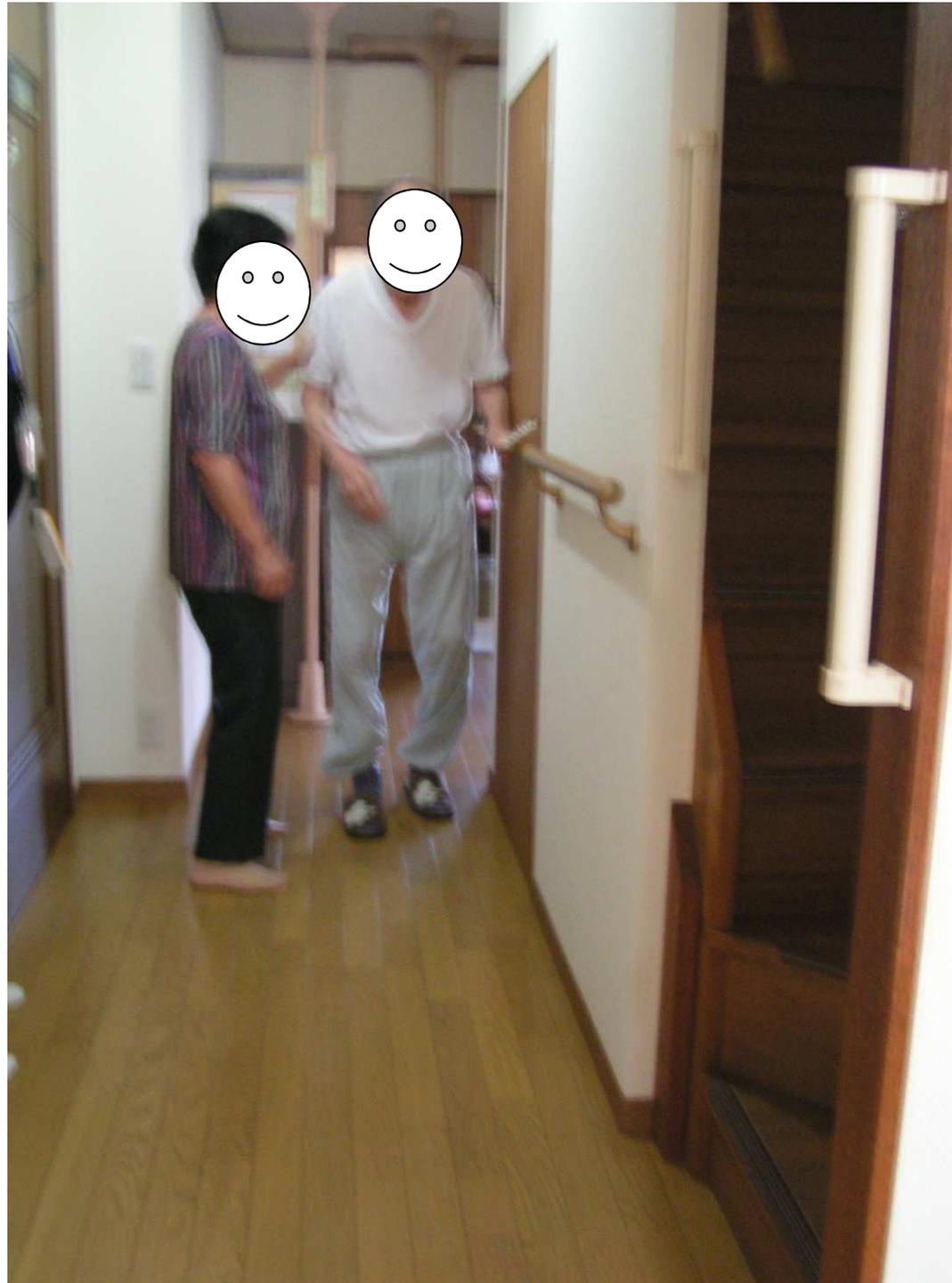


交互型



前腕保持型





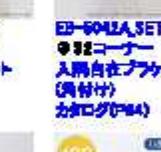


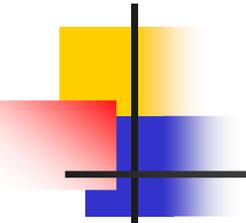
矢崎化工カタログより

高級樹脂(手すり部)製造用(ニュー) - 矢崎化工, Higashi

 EB-0020 φ35 スリムブラケット カネログ(P90)	 EB-0020 φ32 スリムブラケット カネログ(P90)	 EB-0020RL_SET φ35 スリムブラケット カネログ(P90)	 EB-0020RL_SET φ32 スリムブラケット カネログ(P90)
 AB-0008 φ33 コーナー ブラケット カネログ(P90)	 EB-00130 φ32 コーナー ブラケットC カネログ(P90)	 AA-0008 φ35 コーナー ブラケットB カネログ(P90)	 EB-0013B φ32 コーナー ブラケット カネログ(P90)
 EB-0011 φ32 コーナー ブラケット カネログ(P90)	 EB-0013A φ32 コーナー ブラケット カネログ(P90)	 EB-0022A φ32 横受けブラケット カネログ(P90)	 AA-0009 φ35 横受けブラケット カネログ(P90)
 EB-0021B φ32 横受けブラケット B カネログ(P90)	 AA-0009 φ35 出側取付 横受けブラケット カネログ(P90)	 EB-0021 φ32 出側取付 横受けブラケット カネログ(P90)	 EB-0024 φ35 スリムブラケット カネログ(P90)
 EB-0024 φ32 スリムブラケット カネログ(P90)	 EB-0023A φ32 横受けブラケット A カネログ(P90)	 AA-0005 φ35 横受けブラケット カネログ(P90)	 EB-0023B φ32 横受けブラケット B カネログ(P90)
 EB-0025 φ35 カネログ(P90)	 EB-0025 φ32 カネログ(P90)	 EB-0025 φ35 カネログ(P90)	 EB-0025 φ32 カネログ(P90)

高級樹脂(手すり部)製造用(ニュー) - 矢崎化工, Higashi

 UB-0001 φ35 コーナー 出側ブラケット カネログ(P90)	 EB-0041 φ32 コーナー 出側ブラケット カネログ(P90)	 AB-0001 φ35 コーナー 入側ブラケット カネログ(P90)	 EB-0041 φ32 コーナー 入側ブラケット カネログ(P90)
 UB-0002 φ35 カネログ(P90)	 EB-0042 φ32 カネログ(P90)	 AA-0001 φ35 カネログ(P90)	 EB-0042 φ32 カネログ(P90)
 UB-0003 φ35 カネログ(P90)	 EB-0043 φ32 カネログ(P90)	 AA-0002 φ35 カネログ(P90)	 EB-0043 φ32 カネログ(P90)
 UB-0004 φ35 カネログ(P90)	 EB-0044 φ32 カネログ(P90)	 AA-0003 φ35 カネログ(P90)	 EB-0044 φ32 カネログ(P90)
 UB-0005 φ35 カネログ(P90)	 EB-0045 φ32 カネログ(P90)	 AA-0004 φ35 カネログ(P90)	 EB-0045 φ32 カネログ(P90)
 UB-0006 φ35 カネログ(P90)	 EB-0046 φ32 カネログ(P90)	 AA-0005 φ35 カネログ(P90)	 EB-0046 φ32 カネログ(P90)
 UB-0007 φ35 カネログ(P90)	 EB-0047 φ32 カネログ(P90)	 AA-0006 φ35 カネログ(P90)	 EB-0047 φ32 カネログ(P90)



5.介護保険でできる 住宅改修の実際

1.玄関アプローチ 敷地内通路

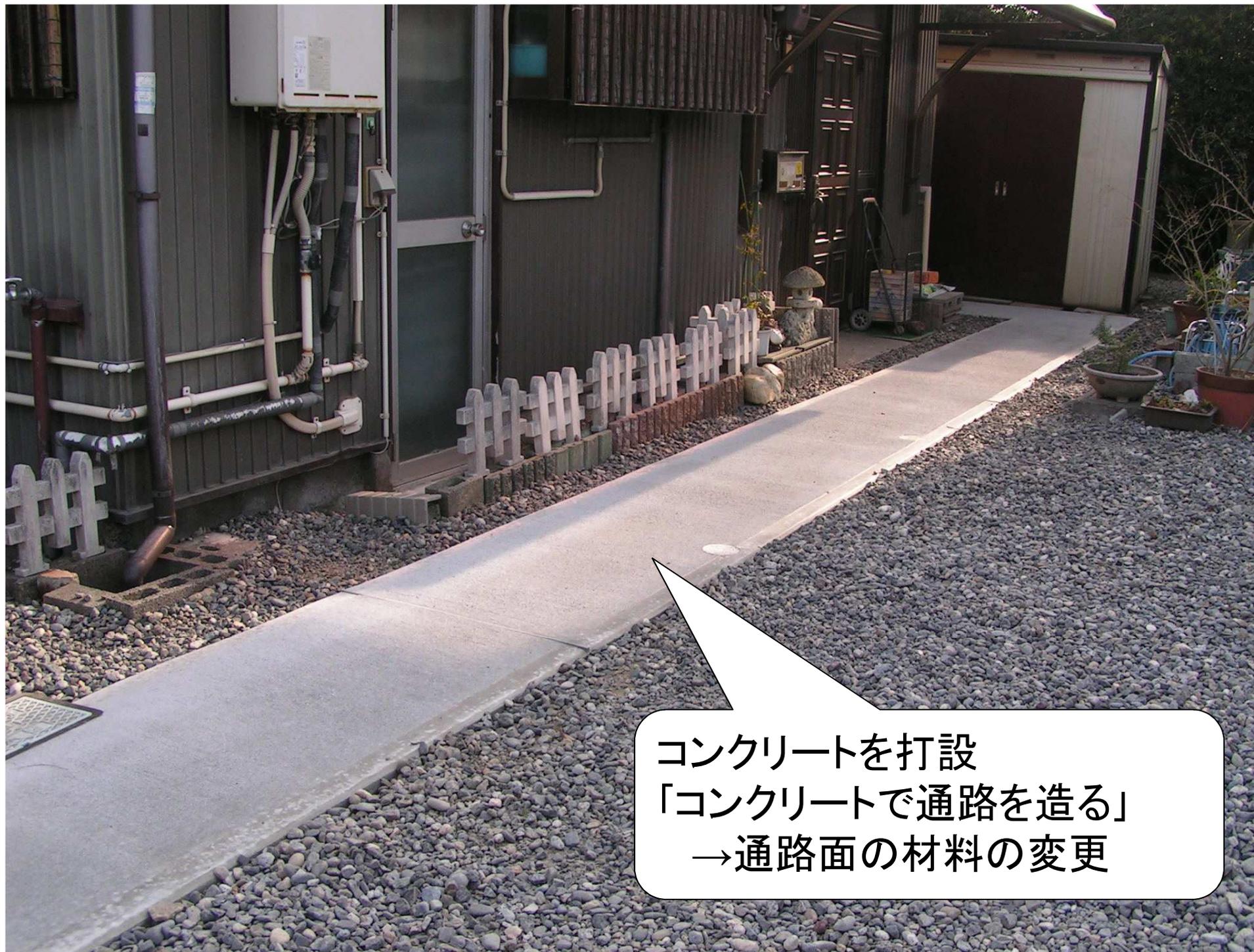


通路材料の変更
または
段差の解消









コンクリートを打設
「コンクリートで通路を造る」
→通路面の材料の変更





手すりの取付け

通路面の材料の
変更







立ち上がり
(輪止め)



インターロッキングブロック敷き





従前のインターロッキング
ブロックを敷き込み



すべり止め
ゴムチップ塗布









プラスチック被覆
ステンレスパイプ
34Φ

ステンレスパイプ
34Φ





段数を増やしたい
=段差の解消

5

4

3

2

1

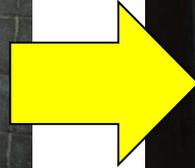




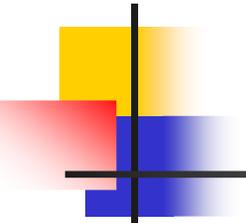




「現在の手すりが役に立たない」







2.家屋への出入り

玄関ポーチ、玄関、
あるいは玄関以外から



プラスチック被覆ステンレス製
手すり





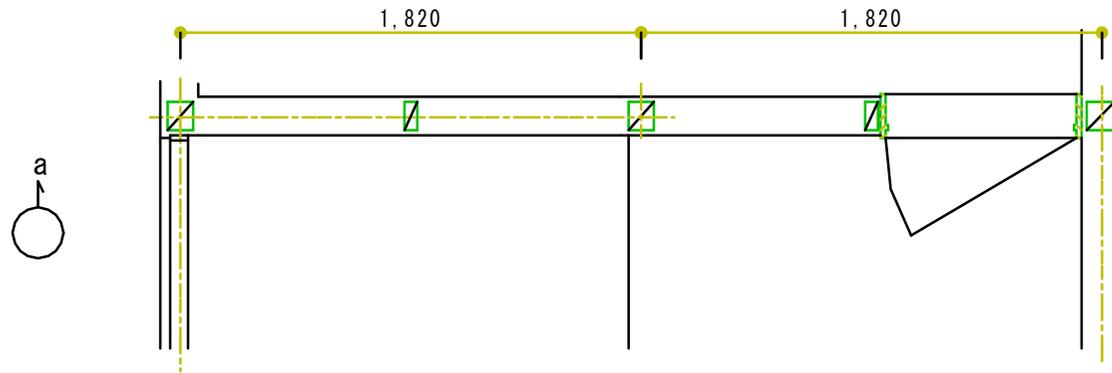
段差 200mm



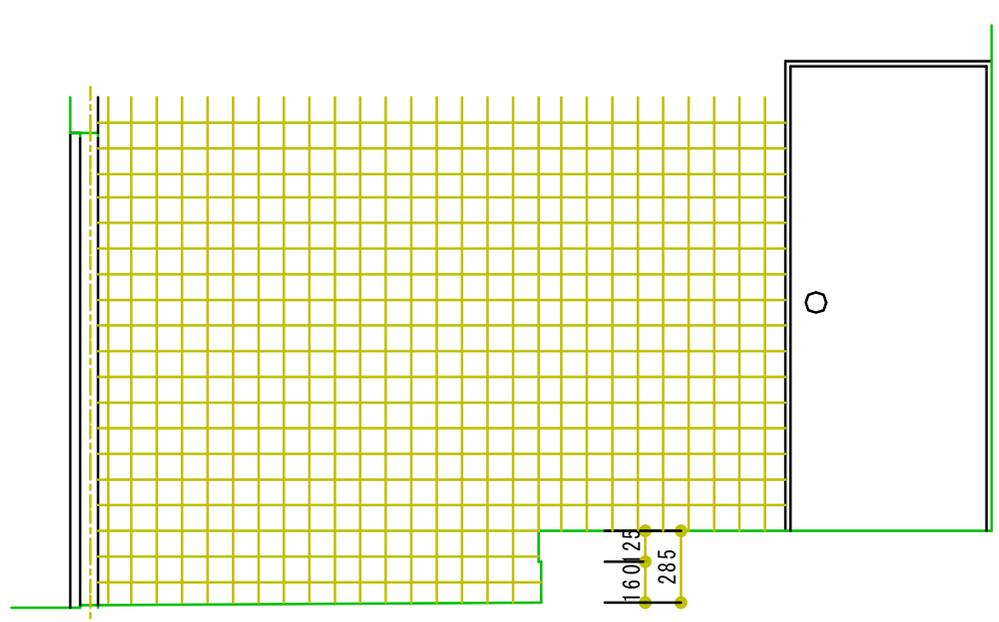
コンクリートで踏み台を
つくる
= 段差の解消

演習課題-1





平面图



a矢視立·断面図



踏み台の設置
= 段差の解消

上框

福祉用具
「踏み台付き手すり」



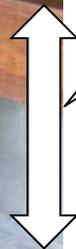
矢崎化工(株)「たちあっぷ」



パナソニック「自在てすりツインディ」



二段踏み台
段差が、
おおよそ360mmを超
える場合





プラスチック被覆
スチールパイプ製
手すり(イクター)

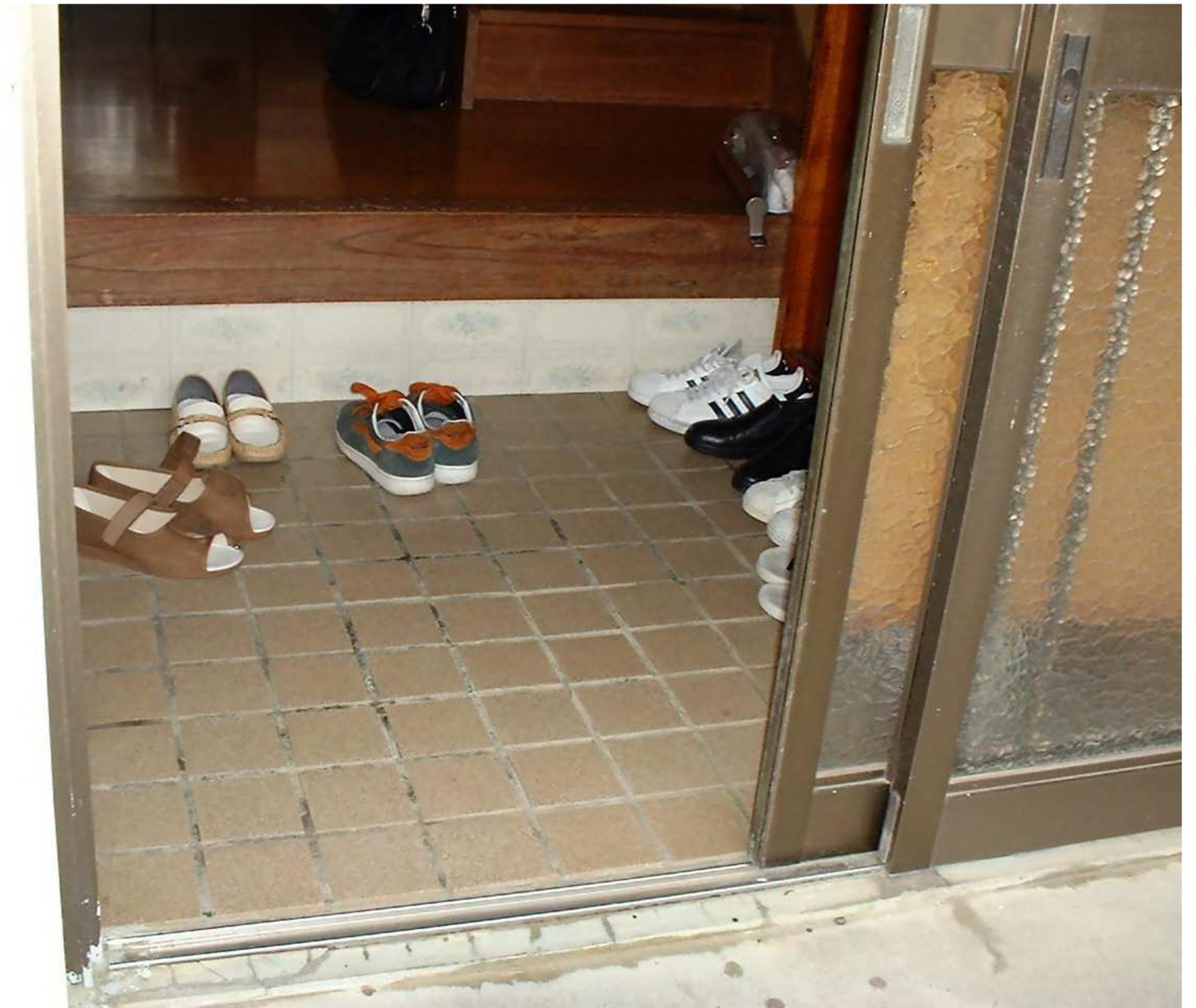


T字型
接續金具

手すりを、最上段で
切りっ放しにしない







勝手口に手すり

「屋外への動線が二ヶ所」は
認められるか？



木製手すり

手すり付き踏み台
(既製品)







物干し場への
降り口









勾配 $\frac{1}{6}$

木製スロープ
ノンスリップシート貼り





掃き出しサッシ

勾配 ≒ 1 / 12





踊り場
兼
物干し場

勾配 ≒ 1 / 12



ケアメディックス(株)
「ケアスロープ」+ジョイント台」



段差解消機





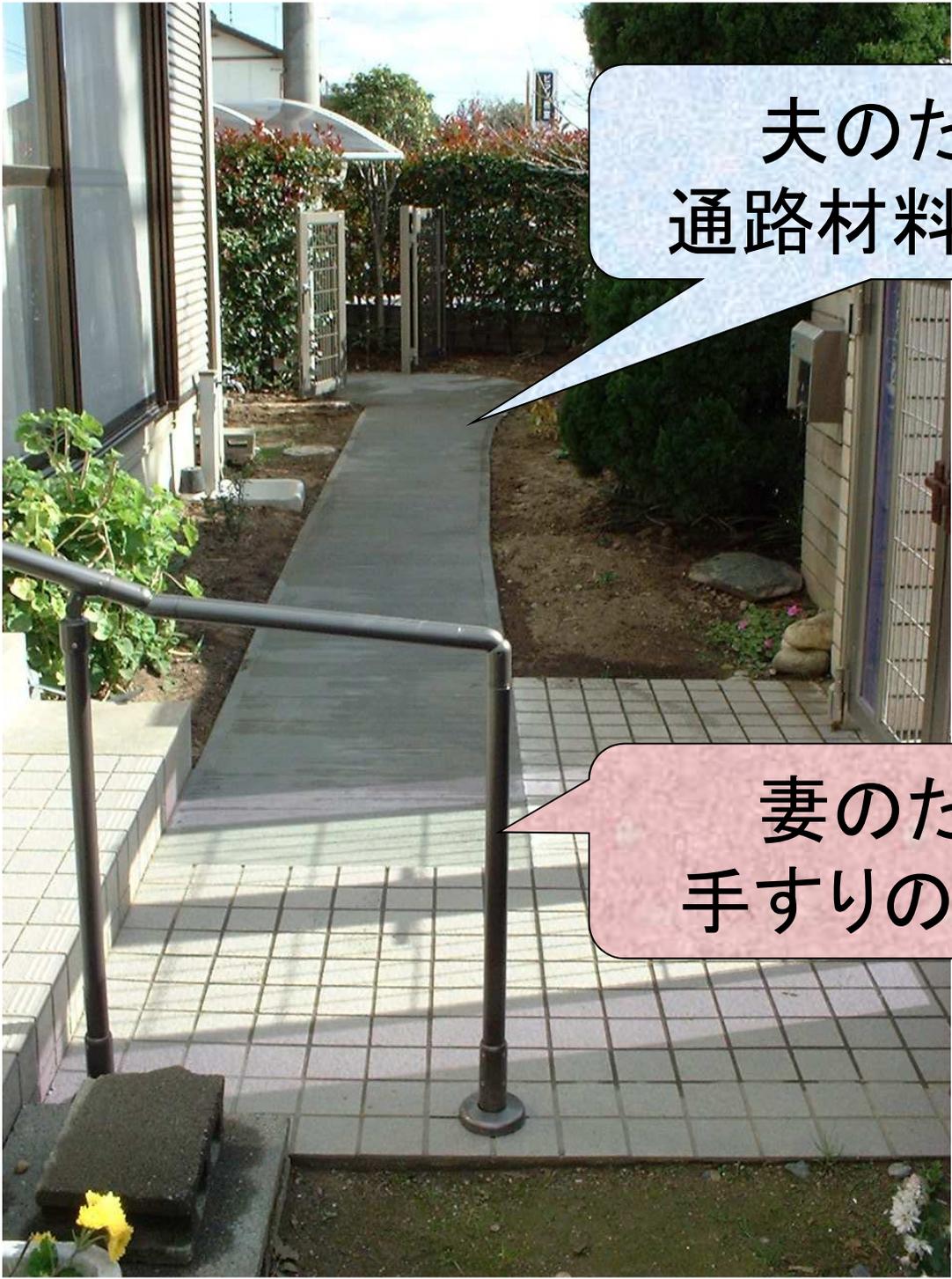
段差解消機





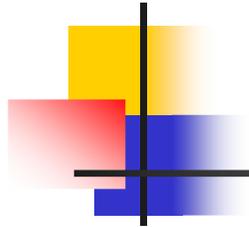
二人以上の
要介護者がいる場合？





夫のため、
通路材料の変更

妻のため、
手すりの取付け



3. 廊下、屋内通路





柱

1,820mm
= 一閤(6尺)

柱

間柱

柱

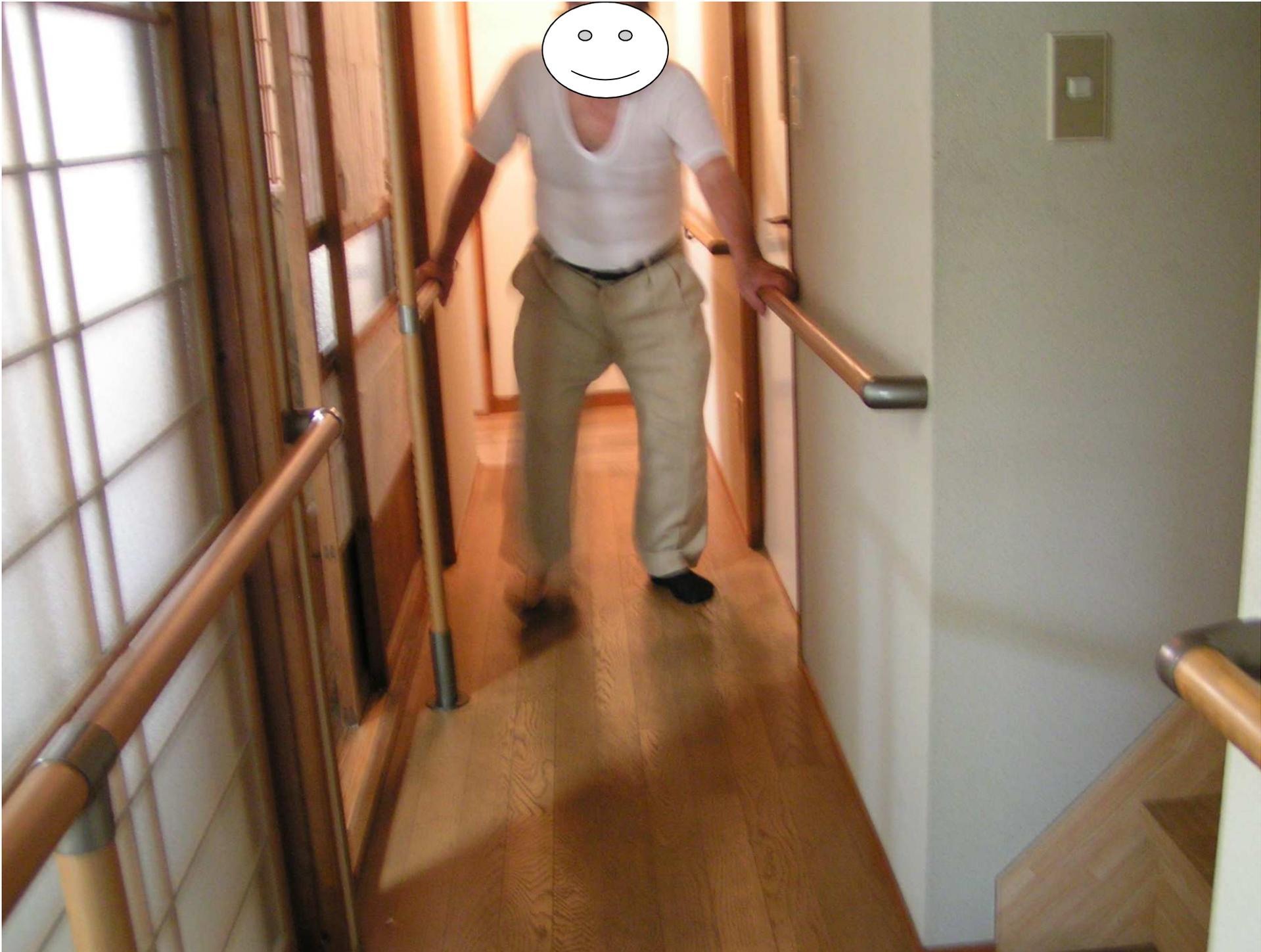


入り隅用
金具













着脱式手すり



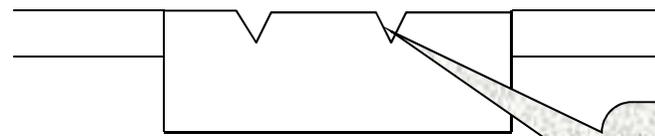
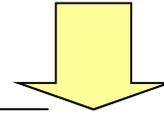
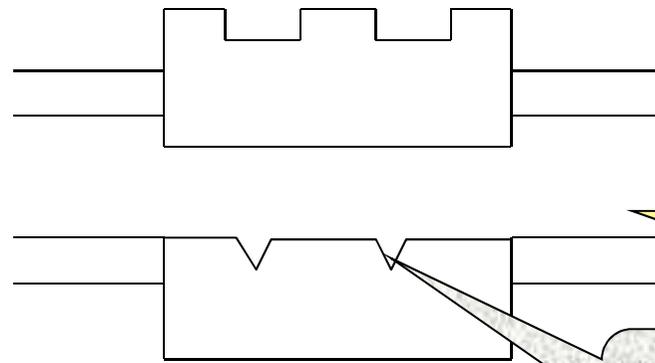


敷居段差用木製スロープ
(すりつけ板)



敷居段差スロープ(すりつけ板)
ゴム製をレンタル？





V型レール
(フラットレール)





沓摺 (敷居)を撤去
＝段差の解消





沓摺の撤去跡を薄い板
(見切り材)でカバー

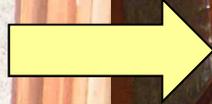


ドア下に継木
(付帯工事)



2012.11.30

敷居段差
15mm



2012.12.13

車イス対応フローリング板
(厚12mm)を重ね貼り

ビニル床材がすべり
やすい



すべり止め効果の
あるクッションフロアに
貼り替え





3 すべりにくい!

すべりやすい床材はペットの身体に大きな負担をかけます。
ペット快適専科はすべりにくく、適度なクッション性がペットの足や関節への負担を軽減します。

すべり試験

商品名	ペットすべり(C.S.R-D)
ペット快適専科 (2.3m)	0.950
一般クッシ (1.8m)	
一般フロ	

※上記の値は測定値であり、保
[数値の判断基準]すべり値

試験方法

東京工業
等値滑り
耐した際
に、荷重5
強の荷重
を犬の滑



2 キズがつきにくい!

一般のクッションフロアよりも表面層を厚くしてありますので、ペットの爪によるひっかきキズなどがつきにくくなっています。

耐キズつき性試験

フローリング	一般 クッションフロア (1.8mm厚)	ペット快適専科 (2.3mm厚)
--------	----------------------------	----------------------------



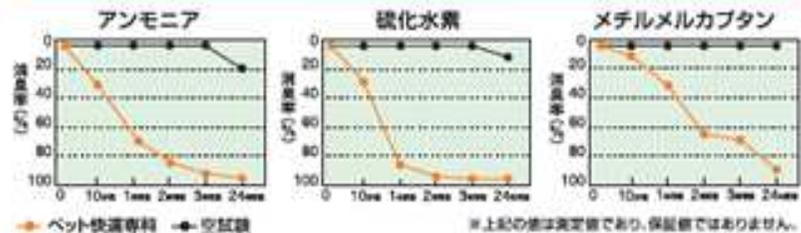
1 消臭機能つき!

ペットの気になるニオイの成分を強力に吸着します。
消臭剤が表層に練りこんであり、消臭性能が長持ちします。



表面に加工している消臭剤が、臭気ガスとの化学反応による吸着をすることで、消臭効果が得られる仕組みになっています。

消臭試験



試験方法

- 210mm×180mmにカットしたサンプル2枚を裏面同士で貼り合わせて端面をアルミテープでシールして検体とした。(消費有効容積=600cm³)
- 試験袋に検体1枚を入れ、空気を注入した。
- 試験ガスを注入し、所定の初期濃度とした。
- 10分、1時間、2時間、3時間、24時間後にガス濃度を検知管で測定した。
- サンプルを用いずに同様の評価を行い空試験とした。

●消臭剤の安全性

加工薬剤の安全性は「SEK基準(社団法人 繊維評価技術協議会)」に準じて、経口毒性・変異原性・皮膚刺激性をテストし、「SEK基準」を上回る安全性が確認されています。

ドア





ドア→引き戸に取替え
(吊り戸)

引き戸への
扉の改修





戸車

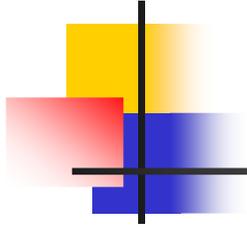
敷居



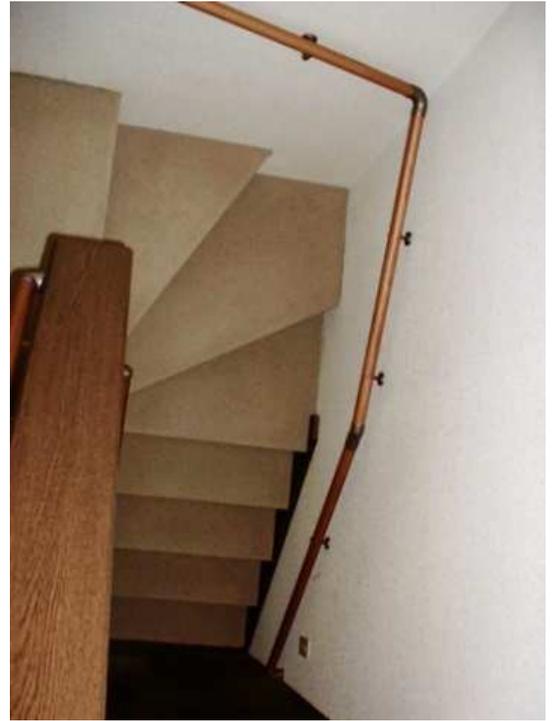
戸車を取替え



敷居にアルミ製レールを埋め込む

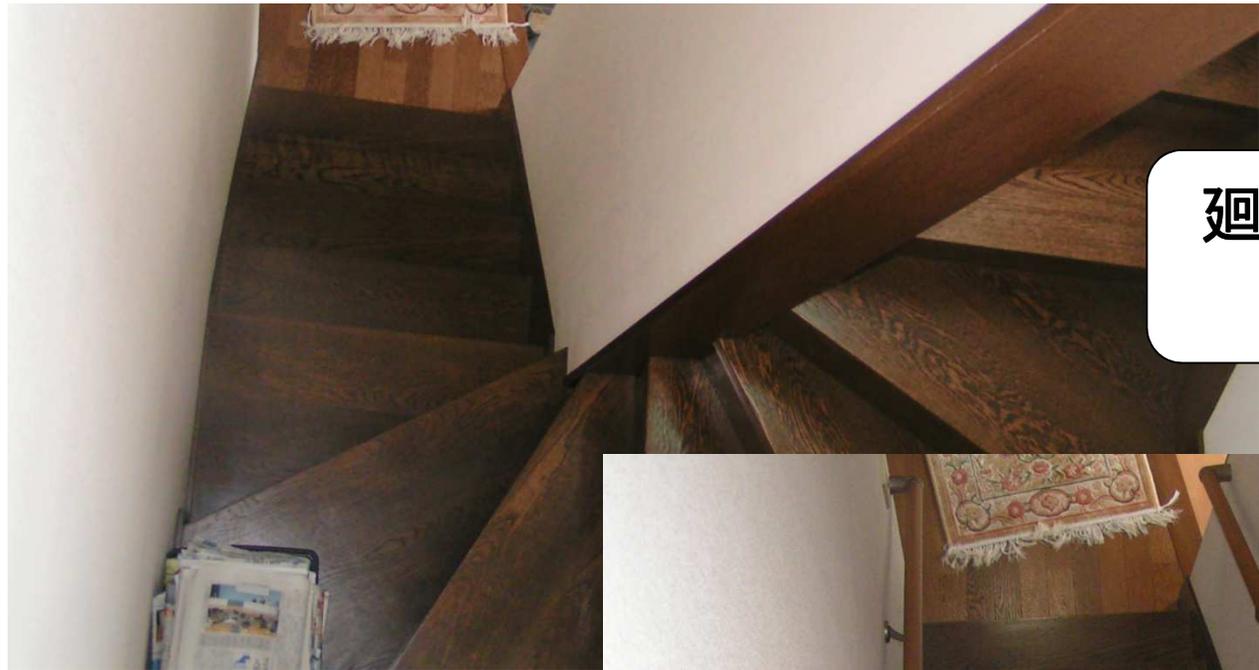


4. 階段

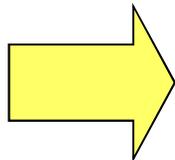








廻り階段の中心部に
縦手すり

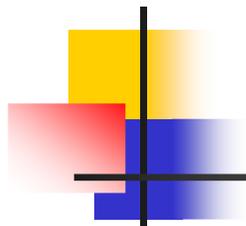


最上段(降り口)で
切りっ放しにしない





滑り止めゴム
= 床仕上げの変更



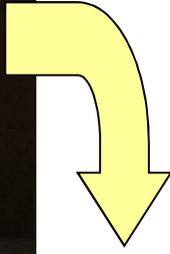
5. 寢室、他居室

立ち上がり用
手すり



「ここまで手すりを付けて」







畳の上に手すりを取付け



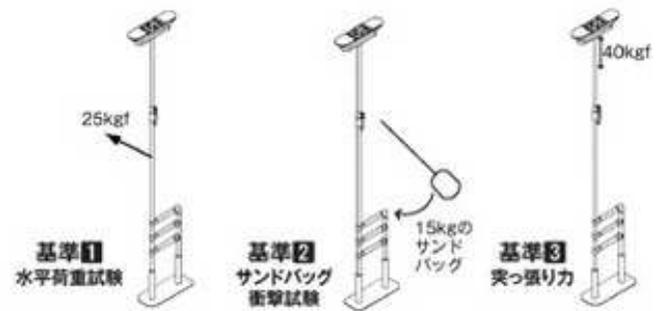
BAUHAUS
たよレール high

介護保険福祉用具 貸与対象商品



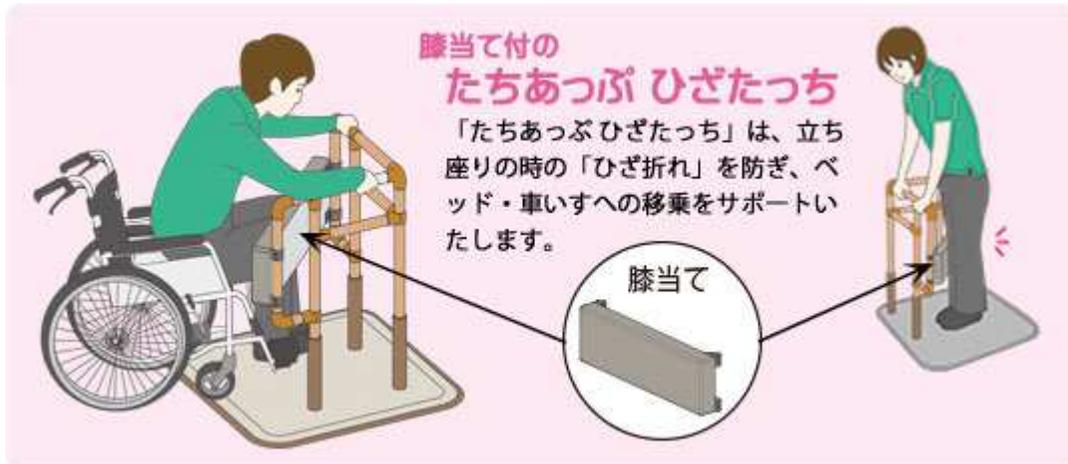
安心してお使いいただける安全設計

- 1 お年寄りが寄りかかってもずれない設計**
※日本建築学会 建造物荷重指針
- 2 お年寄りが倒れかかっても脱落しない設計**
※破損・変形・脱落がないこと (IBLT-ID-05)
- 3 天井への負荷が従来の2/3程度(注1)**
※当社調べ 注1.BZH-101を除く



マツ六(株)

矢崎化工(株) 「たちあっぷ ひざたち」



矢崎化工(株) 「たちあっぷ+つながるくん」





和室6畳



車いすガード
(巾木)

フローリング板張り

据置式リフト





和室
6畳 × 2室





洗面化粧台
(介助者用手洗い)

車いすガード
(巾木)

据置式リフト





スリングシート(吊り具)

直接、寝室と
出入りしたい





3本引き戸

2013.07.23

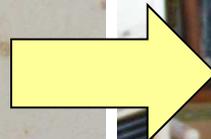


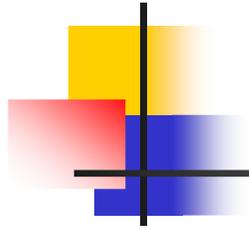
通れる巾 ≒ 開口巾 × 2/3

2013.07.30

戸襖
握り玉とつまみ

レバーハンドルに
取替え

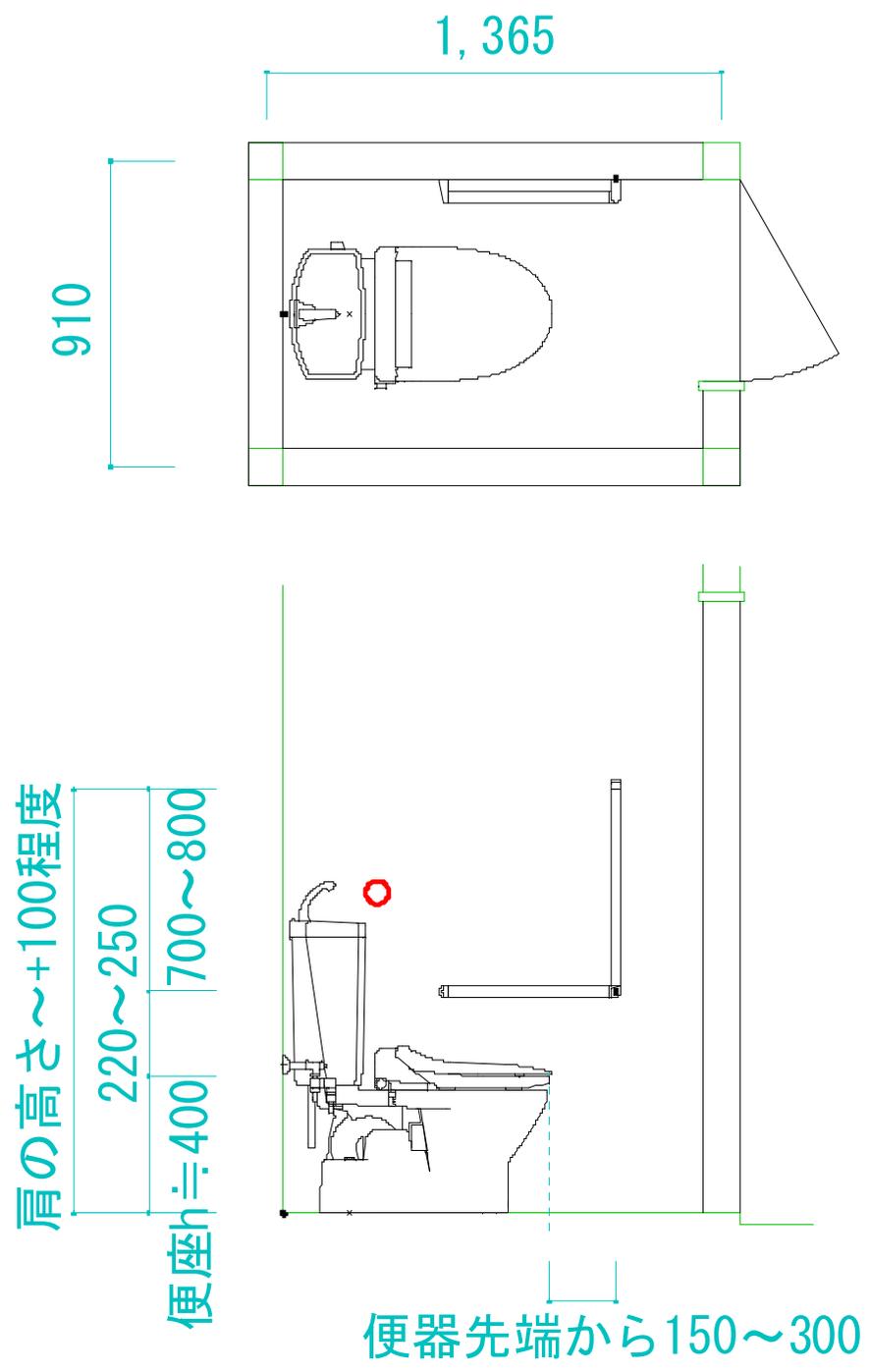




6. トイレ













肘掛け型
手すり

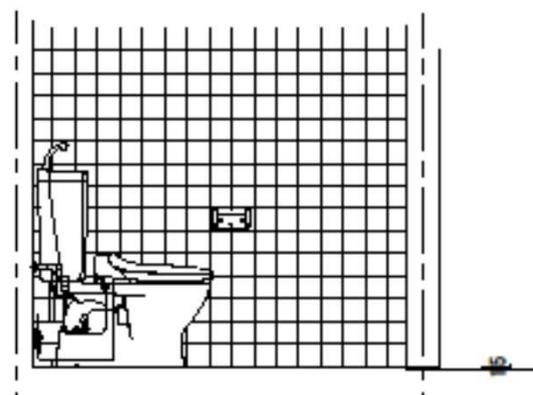
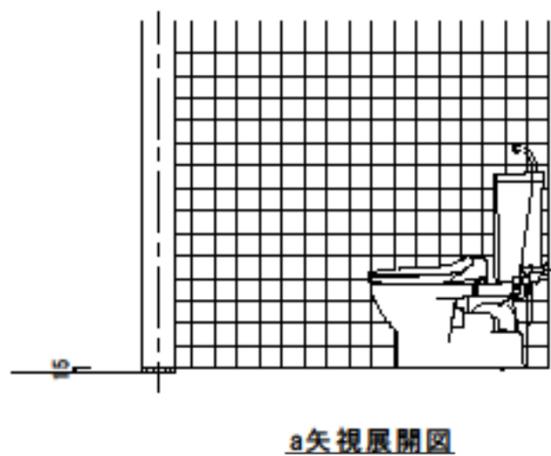
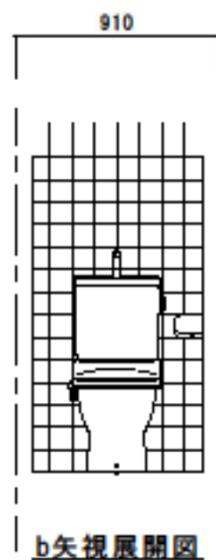
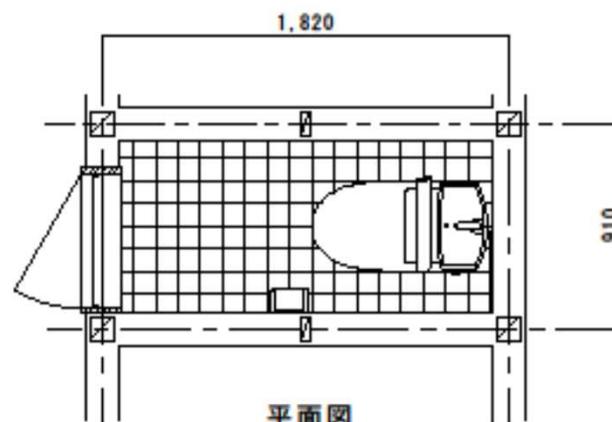
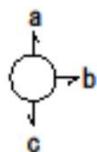


段違い
肘掛け型
手すり



演習課題-2





73歳。男性。
 要介護度2
 脳血管障害による左上下肢機能障害
 歩行・・・T杖又は伝い歩き
 便器からの立ち上がり・・・要手すり



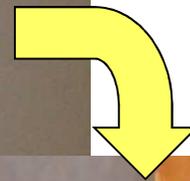
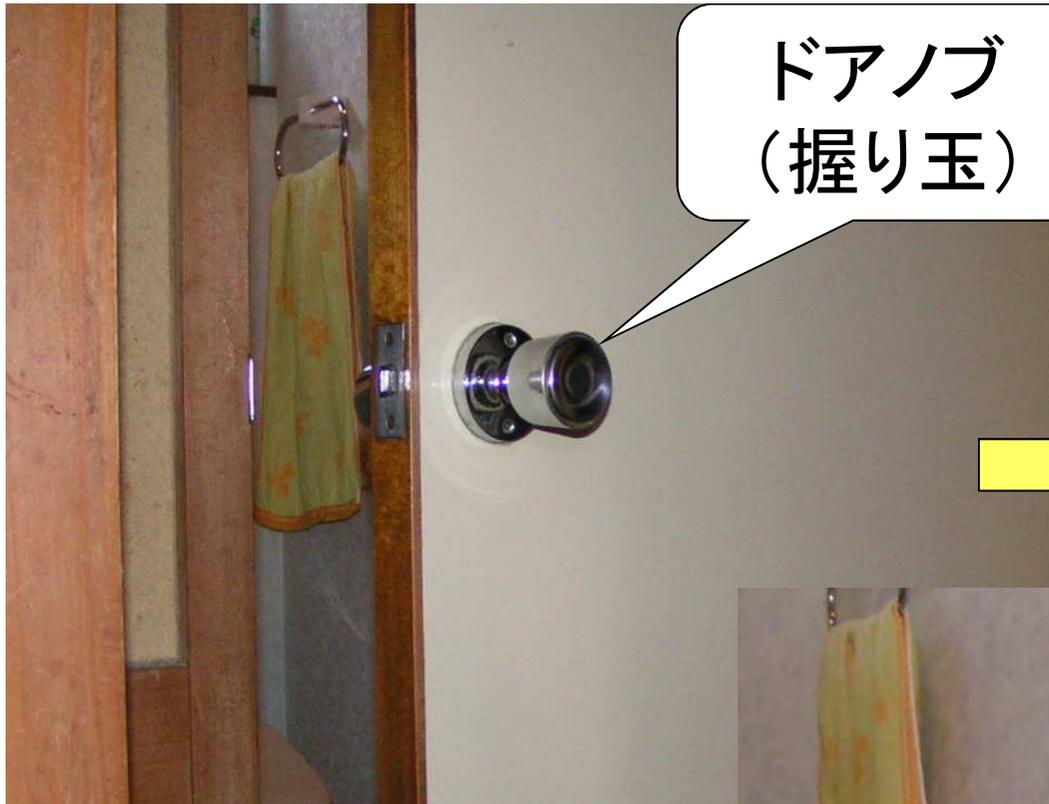






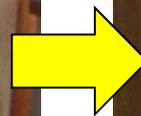
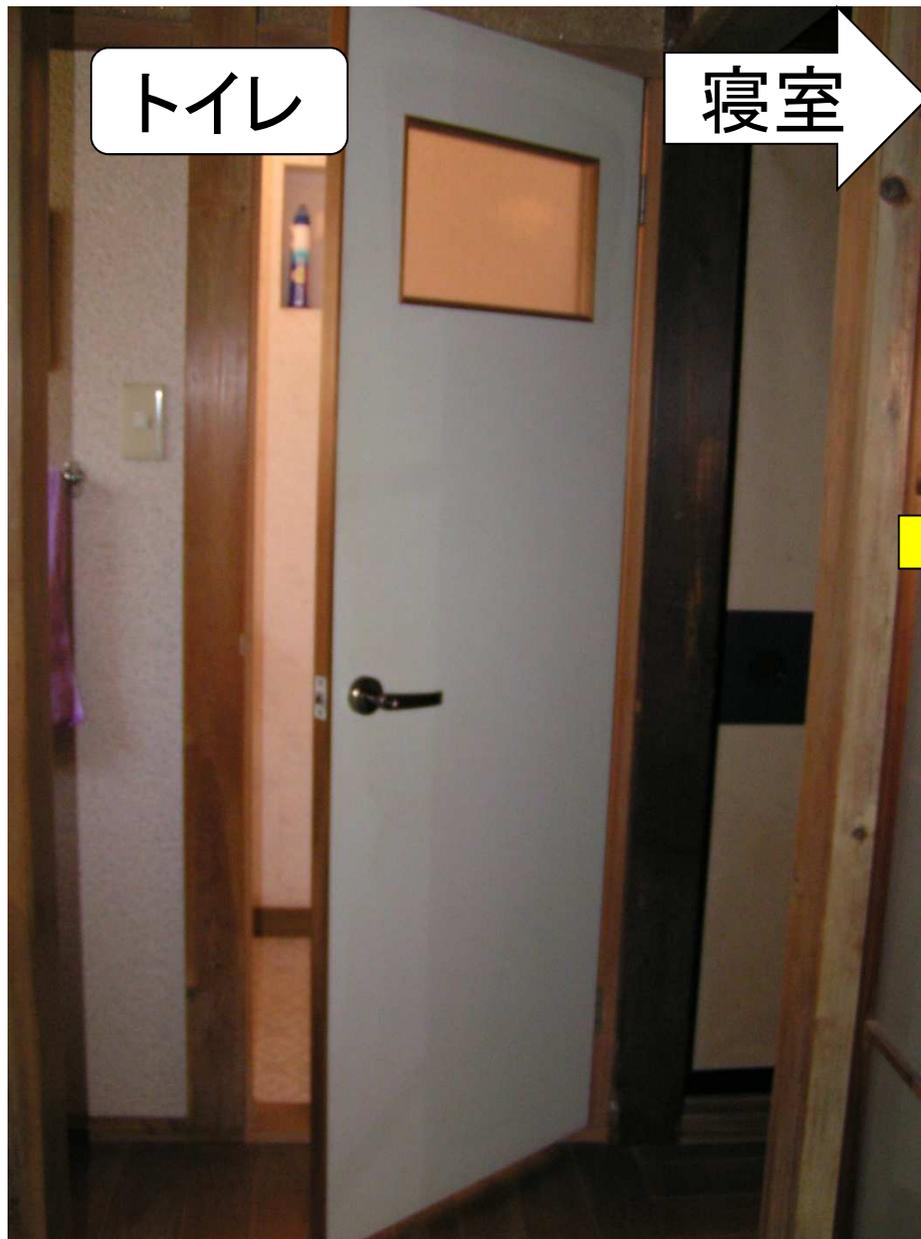
敷居の撤去
=段差の解消

ドアノブ
(握り玉)



レバーハンドルに取替え
= 建具の取替え





トイレリフト
福祉用具購入
「腰掛便座」







和式(両用)便器

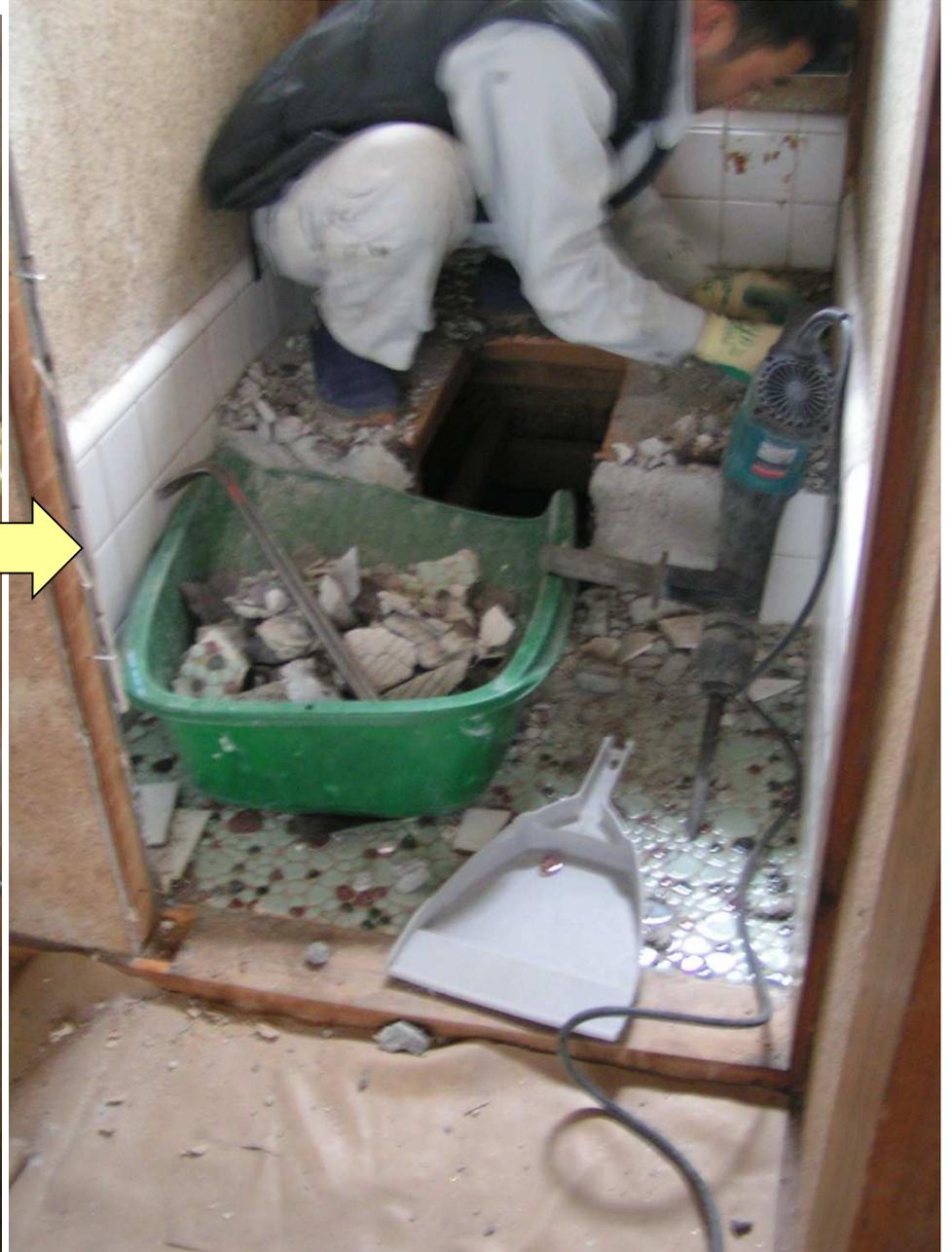
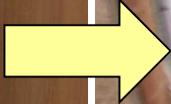


「安く洋式便器に
替えたい」



便器洗浄用リモコン

和風改造用便器
「洋式便器への改修」
「福祉用具」と解釈する
保険者もある





肘掛け型
手すり

「ウォシュレット付き
補高便座」



和式便器改修用
コーナー型便器







入院中。「病院と同様のこんなトイレにしたい」



引き込み戸



前方
アームレスト





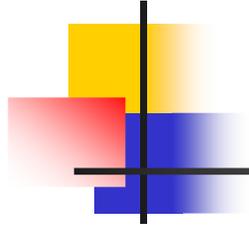


公営住宅 トイレの例



矢崎化工(株) 「トイレ用たちあっぷ」





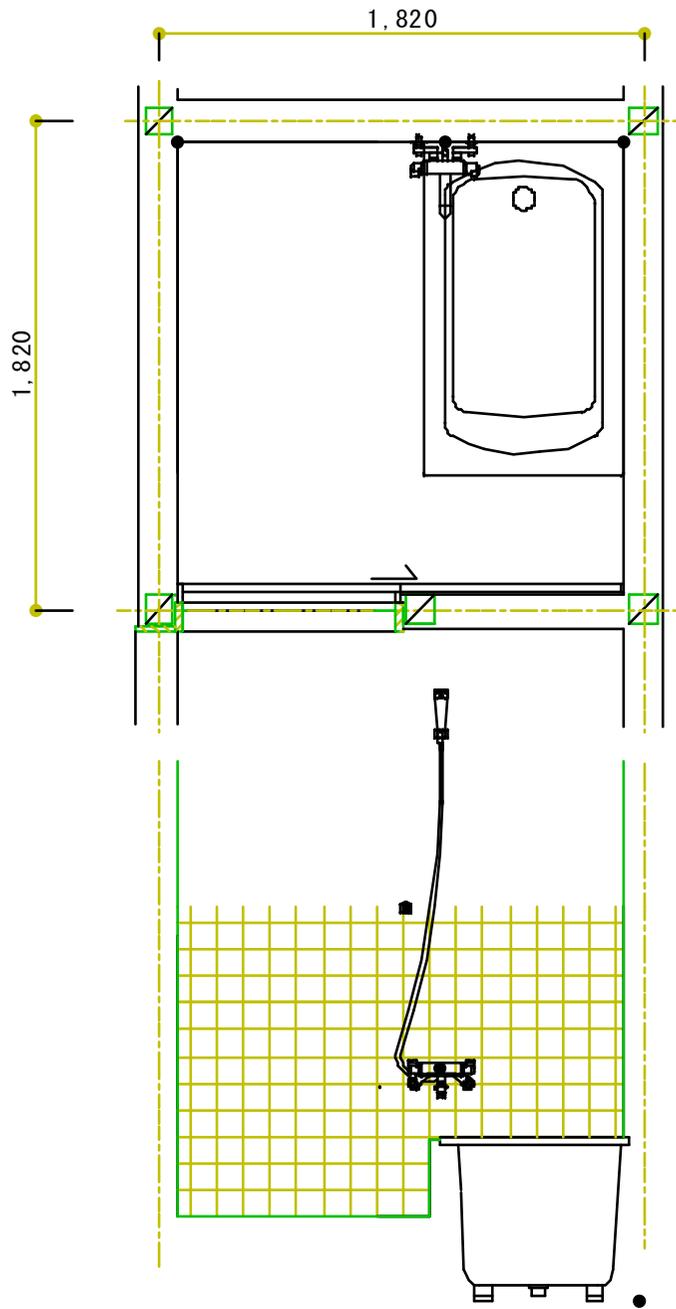
7. 浴室、洗面脱衣室

車いす対応
洗髪洗面化粧台



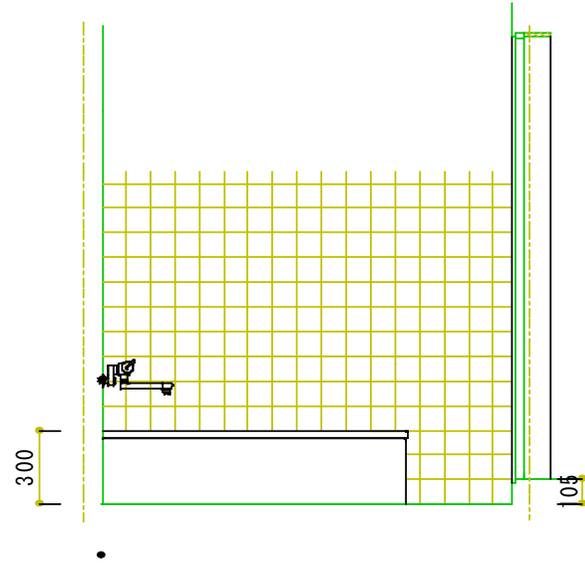
演習課題-3





平面図

a矢視展開図



b矢視展開図





550mm

350mm









浴室用
組立式手すり





オフセット型
手すり



ほとんどの場合、
浴室入り口には
段差がある

ユニットバスに
手すり取付け



TOTO社製
ユニットバス用手すり



矢崎化工製 ユニットバス用アンカー



ウェルナット (ユニットバス用ファスナー)



- ユニットバスに取り付ける際に使用する、専用のファスナーです。
- ※EBP-4D、EBP-5Dの取り付けには使用できません。
- 取付可能な壁パネルは、石膏ボードが裏打ちされた化粧鋼板、塩ビ鋼板、および、特殊化粧セメント板に限ります。パネル基材の厚さは0.5～5mmの範囲です。



浴室手すり部材
 ウェルナット
 (ユニットバス用ファスナー)
 EBT-S1

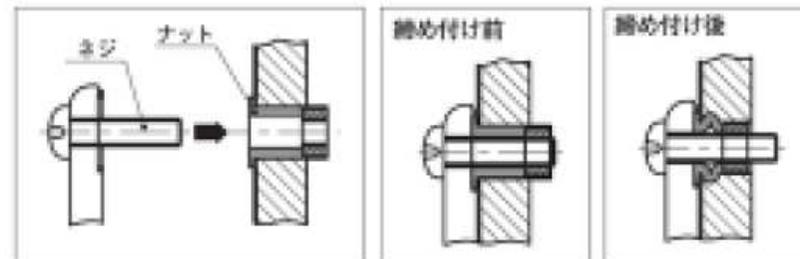
JAN 4979652 471710

希望小売価格>5,800円(税抜5,370円)

【材質】 ステンレス(ネジ)

http://www.kaigo-web.info/kensaku/buzai/_EBT-S1_JN.html

●ウェルナット取付側面図



前画面に戻る



ポリスチレン製
すのこ

またぎ高さ
650mm





イクターパイプ製
フレーム



椅座位からの
浴槽出入り





入浴用いす
「シャワーキャリー」

入浴用いす
(移乗台)



入浴用いす
(移乗台)



入浴台
(バスボード)



内開き戸
洗い場が狭くなる



折れ戸に取替え
「扉の取替え」





330mm

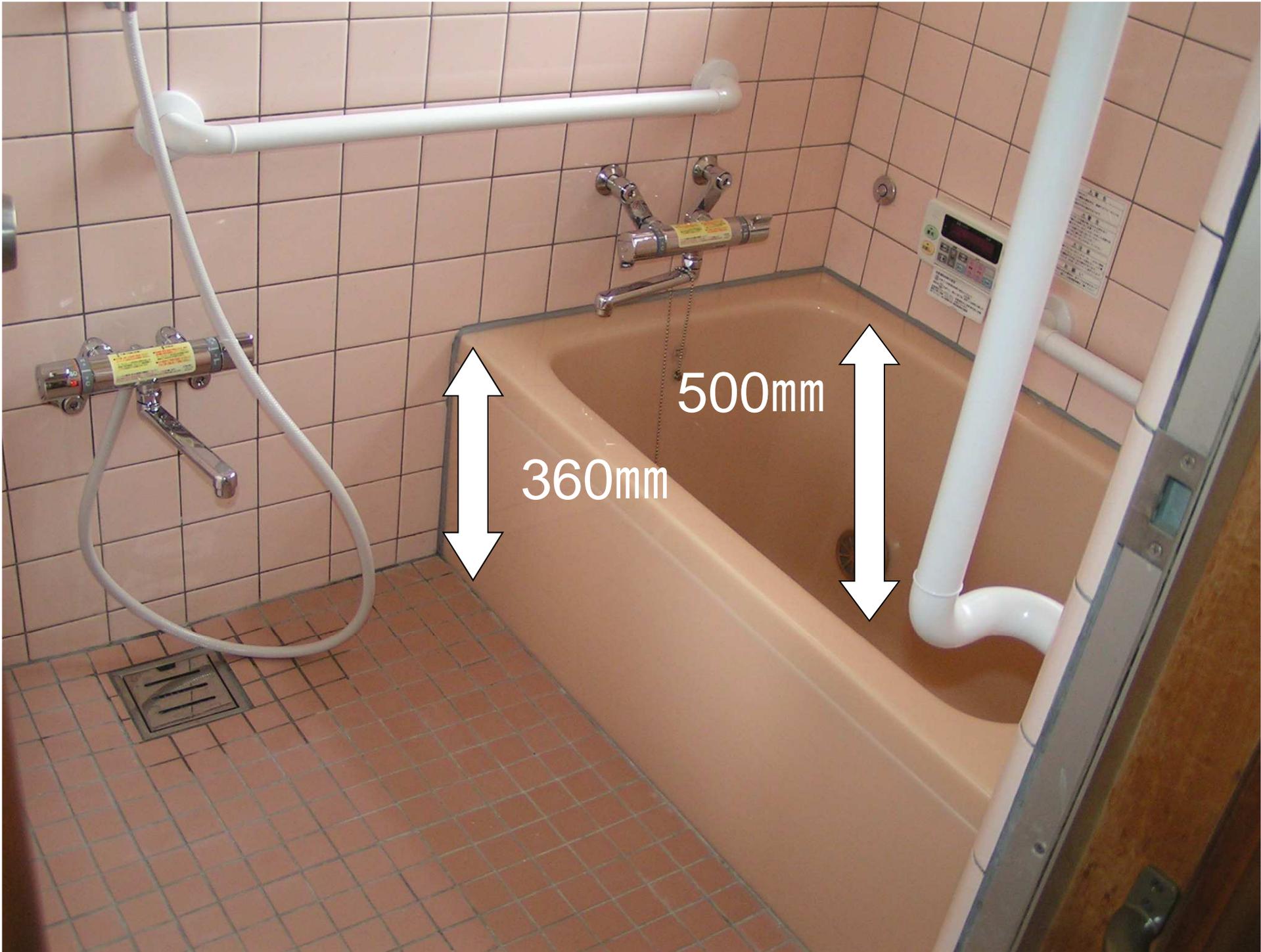
600mm

No.169

平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。





360mm

500mm



4.5×6尺
浴室を
ユニットバスに
改造





外付け引き戸

敷居段差なし

ユニットバス
1200 × 1600mm



洗面器置き台



洗面脱衣室
3×6尺



浴室
6×6尺





洗面脱衣室
4.5×6尺



浴室
4.5×6尺
(ユニットバス1200×1600)

